



雲南市

生命と神話が息づく 新しい日本のふるさとづくり

第3次雲南市教育基本計画

雲南市教育委員会

教育基本計画の策定にあたって

「ふるさとを愛し、心豊かでたくましく、未来を切り拓く、雲南市の人づくり」を教育基本目標とし、平成 17 年 5 月、雲南市教育委員会は、「雲南市教育基本計画（第 1 次）」を策定し、平成 22 年度の第 2 次計画での改定を経て、10 年を迎えました。その間、第 1 次計画、第 2 次計画は本市の特色ある教育施策を推進する拠り所として、今日までその推進に大きな役割を果たしてきました。

この 10 年の間に、国においては、制定から約 60 年を経て教育基本法の改正が行われ、それに伴い教育三法及び社会教育関連三法の改正、教育振興基本計画の策定（平成 25 年 6 月第 2 期計画）が行われました。また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されたことにより、平成 27 年度より教育委員会制度は大きく変わり、本市が進めてきた市長部局との連携・協働が一層進むことが期待されます。このように、教育をめぐる制度や社会情勢はめまぐるしく変化しています。

こうした中、本市においては、「学校・家庭・地域（企業・NPO 等含む）・行政の連携・協働」を目指し、地域総がかりでの教育を実現するため、「『夢』発見プログラム」の策定と実践、「2 重 3 重のコーディネーションシステム」を本市教育行政の大きな特徴として、全国に誇れる特色ある教育施策を展開してきました。

しかし、少子化、過疎化の影響により子どもの数は減少し、町村合併から 10 年の間に、児童生徒数は約 700 名減少しています。また、学校数では、合併時は小学校 25 校（分校 1）、幼稚園 16 園でしたが、統廃合により、平成 26 年度には小学校が 16 校、幼稚園が 11 園（保育園 1）となっています。

このような状況下で、このふるさと雲南市を将来にわたって持続可能な地域とするためには、まさに教育による人材の育成が必要不可欠です。折しも国では「地方創生」を掲げ、大きな危機感をもって地方の再生に取り組む姿勢が明確にされました。

このようなときに、いまいちど「地域総がかりでの教育の実現」のために本市教育の在り方を見直し、その指針である「第 3 次雲南市教育基本計画」を策定することは、本市教育のさらなる推進に大きな意義を有していると言えます。

本計画の策定にあたっては、公募を含む 21 名の策定委員の皆さまに、幅広く多角的な見地から慎重にご協議いただきました。そして、パブリックコメントによる市民の皆さまからの意見募集を経て、市教育委員会において議決したところです。

本計画では、これまでの本市教育行政を継承しつつ、さらに高めていくため、特に「キャリア教育の一層の推進」、「全ての人にとって学びやすい環境の構築」、「グローバル社会を生き抜くスキルたる英語教育の充実」、「保幼小中高の連携」の 4 つの視点についてご意見をいただきました。さらにこれらの視点に基づく取り組みが加わることで、ますます充実した教育行政が実現できるものと確信しております。

今後、本計画を本市教育の羅針盤とし、全市をあげて教育基本目標の実現に向け、特色ある教育施策を積極的に展開していくこととしています。そのためにも、本計画の内容を広く市民の皆さまにご理解いただき、学校・家庭・地域（企業・NPO 等含む）・行政の連携・協働による新しい教育の創造が図られることを強く望むものです。

雲南市教育委員会 教育長 土江博昭

目 次

I 基 本 理 念

1. 計画改定の背景と趣旨	1
(1) 改定の経過	1
(2) 現状認識	2
2. 計画の性格	3
3. 計画の期間	4
4. 雲南市の目指す教育	4
(1) 基本目標	4
(2) 具体目標	4
(3) 学校・家庭・地域（企業・NPO等含む）・行政の役割	6
(4) 「キャリア教育」を中心とした教育の推進	6
(5) 雲南市の目指す教育施策体系図	9

II 基 本 計 画

第1章 雲南市教育の推進体制の構築	10
1. 開かれた教育行政の推進	10
(1) 教育委員会の組織及び運営等の改善	10
(2) 学校と教育委員会との関係の強化	12
(3) 保護者・地域住民と教育委員会・学校との関係の強化	13
(4) 外部人材との連携・協働の推進	14
2. 地域の実状等に応じた教育環境の整備	15
(1) 学校の適正規模・適正配置の推進	15
(2) 学校施設整備の推進	15
(3) 学校施設の安全管理と幼児児童生徒の安全確保の推進	16
(4) 学校施設の地域開放の推進	17
(5) 安全・安心な学校給食の提供	17
3. 地域全体で教育に取り組む仕組みづくり	18
(1) 学校・家庭・地域（企業・NPO等含む）・行政の連携・協働の強化	18
(2) 高等学校や高等教育機関との連携の強化	19
(3) 関係団体との連携の強化	21
第2章 「生きる力」を育てる学校教育の推進	22
1. 「『夢』発見プログラム（雲南市キャリア教育推進プログラム）」の推進	22
(1) キャリア教育の推進	22
(2) ふるさと教育の推進	23

2. 就学前教育の充実	24
(1) 特色ある教育活動の推進	25
(2) 就学前教育の質の改善	26
(3) 特別支援教育の充実	27
(4) 幼稚園等、小学校等との連携の強化	28
(5) 家庭教育支援の充実	29
(6) 開かれた就学前教育の推進	30
3. 小中学校教育の充実	31
(1) 確かな学力の育成	32
(2) 豊かな心の育成	35
(3) 健やかな体の育成	37
(4) 人権・同和教育の充実	40
(5) 特別支援教育の充実	41
(6) 不登校児童生徒への対応の充実	43
(7) いじめを許さない体制の構築	45
4. 中学校区内の連携・交流の推進	46
(1) 取り組みの充実	46
(2) 連携・交流活動の推進	47
第3章 心豊かでたくましい人づくりを目指した社会教育の推進	48
1. 雲南市の社会教育推進体制の構築	48
(1) 今後の社会教育の視点	48
(2) 学校・地域との協働の推進	49
(3) 社会教育コーディネーターによる社会教育推進体制の構築	50
(4) 土曜学習の推進	50
2. 地域自主組織との連携	51
(1) 生涯学習振興行政の推進	51
(2) 地域自主組織との連携の推進	51
(3) 「地域の教育力」を生かす機会の提供	52
(4) 生涯学習の支援の充実	52
3. 青少年の健全育成の推進	52
(1) 青少年の社会的自立の支援	53
(2) 青少年が安心して健やかに暮らせる環境づくり	54
(3) 学校・家庭・地域(企業・NPO 等含む)・行政の連携・協働による健全育成と体制の強化	55
4. 家庭教育支援の充実	56
(1) 子育て意欲の向上	56
(2) 家庭の教育力の向上	56
(3) 地域社会全体で子育てを支援する環境づくりの推進	57
5. 図書館サービスと読書活動支援の充実	58
(1) 図書館資料の充実	58
(2) 図書館サービスの充実	58

(3) 図書館と学校とのネットワーク化の推進	59
(4) 子どもの読書活動の推進	59
6. 人権・同和教育の推進	59
(1) 人権・同和教育の基本的な考え方	59
(2) 人権・同和教育、平和教育の推進	60
(3) 重要課題への取り組みの充実	61
7. 文化活動の推進	63
(1) 芸術・文化に親しむ場や機会の提供	63
(2) 学校等における芸術・文化活動の支援	63
(3) 市民の文化活動の促進	64
8. 文化財の保存と活用	64
(1) 文化財保護と愛護の普及・啓発	64
(2) 文化財、歴史資料の収集・整理と公開・活用	65
(3) 埋蔵文化財の保存・活用	65
(4) 地域に根ざした民俗芸能等の継承	66
9. 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進	66
(1) 生涯スポーツ活動の充実	66
(2) 幼児期の運動（遊び）の推進	67
(3) 少年期・青年期のスポーツ活動の推進	67
(4) 高齢者の体力増進に向けた取り組みの推進	69
(5) 障がいのある人のスポーツの推進	69
(6) 競技スポーツの振興	70
(7) 総合型地域スポーツクラブ活動の促進	70
10. 社会教育施設の整備・運営	71
(1) 社会教育施設の整備	71
(2) 地域（学習者）ニーズに対応した施設の運営	71

資料編

第3次雲南市教育基本計画に関連する主要データ	72
第3次雲南市教育基本計画策定に関わる諮問事項	76
第3次雲南市教育基本計画策定の経過	79
雲南市教育基本計画策定委員会条例	81
第3次雲南市教育基本計画策定要綱	83
第3次雲南市教育基本計画策定委員名簿	85

I 基本理念

1. 計画改定の背景と趣旨

(1) 改定の経過

第2次雲南市教育基本計画（以下「第2次計画」）が策定されるまでの経緯は、次のとおりです。

- ①平成14年10月に、合併後における雲南市教育の基本方針等を検討するため、「教育創造プロジェクトチーム」を設置し、合併協議会長へ提言書を提出しました。
- ②平成16年7月に「第2次教育創造プロジェクトチーム」を設置し、合併協議会長へ提言書を提出しました。
- ③平成16年11月1日、大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町の6町村が合併して、「雲南市」が誕生しました。
- ④平成17年5月、「第2次教育創造プロジェクトチーム」の報告書を踏まえ「雲南市教育基本計画（平成17～21年度）（以下「第1次計画」）」を策定しました。
- ⑤第1次計画の期間中、平成18年12月に教育基本法が改正され、それを受け平成19年6月には「教育三法¹」が、平成20年6月には「社会教育関連三法²」が改正されました。
- ⑥平成18年3月には、「ふるさと教育・一貫教育推進」「不登校対応」「生涯学習推進計画」「スポーツ振興計画」を策定しました。
- ⑦平成19年度には、市教育委員会では、本市教育の中心となる「『夢』発見プログラム（雲南市キャリア教育推進プログラム）³」を策定し、平成20年度の試行ののち、平成21年度より本格実施しました。
- ⑧平成22年2月、第1次計画の成果と課題及び国や県の動向を踏まえ、計画を改定し、「第2次雲南市教育基本計画（以下『第2次計画』）（平成22～26年度）」を策定しました。

○第2次計画は、第1次計画で進めてきた教育行政をさらに充実させ、教育のブランド化⁴を図る取り組みを進めるよりどころとして大きな力を果たしてきました。

¹ 「教育三法」

「学校教育法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」「教育職員免許法及び教育公務員特例法」の3つの法律のことで、「教育基本法」の改正や「教育再生会議」第1次報告、中央教育審議会答申を受けて、平成19年6月に成立・公布されました。

² 「社会教育三法」

「社会教育法」「図書館法」「博物館法」の3つの法律のことで、「教育基本法」の改正を受け、平成20年6月に成立・公布されました。

³ 「『夢』発見プログラム（雲南市キャリア教育推進プログラム）」

本市の子どもたちが「ふるさと雲南」の地域資源（人・もの・こと）や伝統文化にふれ、温かい人々との交流を通して、将来への夢や希望、勤労観、職業観を発達段階に応じて身に付け、自己の生き方を見つかったり、将来を設計できる（ライフデザイン）能力を育てていくことを目指したプログラムです。

プログラムは、「平和と人権」「世の中のしくみと勤労」「歴史と文化」「基礎的体力・生活リズムと『食』」の4つの柱で構成されており、具体的には、本市が全国に誇れる題材である「永井隆博士」の生き方や「ヤマタノオロチ伝説」を学んだり、中学3年生での職場体験学習を市内一斉に行ったり、PTAと連携して「ノーマディアの日」や「お弁当の日」に取り組んだりする活動を行っています。

⁴ 「教育のブランド化」

本市が展開している「雲南ブランド化プロジェクト」における、教育分野の実践をはじめとする「雲南市ならではの教育」のことです。この「雲南ブランド化プロジェクト」とは、本市の美しい自然や、古くから伝わる神話、伝統ある歴史・文化、安全・安心な食と農、人々の絆など、本市ならではの「幸」を、市民一人一人が気づき、本市に対する誇りと愛着をもち、そのよさを市内外に発信していく取り組みのことです。

教育分野で言えば、「『夢』発見プログラム（雲南市キャリア教育推進プログラム）」が同プロジェクトの一環となっており、同プログラムの実践を通して、「ふるさと雲南への夢や希望をもち、すすんで社会貢献していこうとする、心豊かな子どもの育成」を図るものです。

- その間、平成 22 年度には幼児期から学童期への円滑な接続を図るため「幼児期版『夢』発見プログラム」を策定しました。
- さらに、平成 23 年の中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)⁵」を受け、平成 24 年度には「『夢』発見プログラム」の見直しを行いました。
- また、平成 25 年 6 月に「第 2 期教育振興基本計画」が閣議決定され、目指すべき社会の方向性として、「『自立』『協働』『創造』の 3 つの理念の実現に向けた生涯学習社会⁶」を構築することが示されました。
- しかし、それと同時に「我が国を取り巻く危機的状況⁷」についても提示されました。この「危機的状況」は本市においても例外ではなく、それらを回避するための施策が求められているところです。

上記のような国の動向や社会的な変化に対応した教育行政を進めるため、平成 26 年度に計画期間の終了を迎える第 2 次計画を見直し、改定（第 3 次計画の策定）を行うこととなりました。

（２）現状認識

①雲南市の人口動態

- 今、日本は世界に類を見ない速さで少子・高齢化が進行し、それに伴う生産年齢人口の加速度的な減少が見込まれており、まさに危機的な状況と言っても過言ではありません。
- 日本全体がそのような状況の中、平成 26 年度に合併から 10 年を迎えた本市は、その間、人口が約 5, 0 0 0 人（9.5%）減少し、今後さらに右肩下がり減少していくと推測されています。
- また、高齢化率は平成 22 年の国勢調査の結果によると 32.9%ですが、それからさらに進行し、平成 32 年には 40%近くに達すると推計されており、生産年齢人口の減少は深刻な問題です。このような状況は島根県の 10 年先、日本全体の 25 年先をいく未来そのものです。
- 一方、子どもの状況に目を移すと、特に児童生徒数は平成 17 年から平成 26 年の間に 677 名、さらに、就学前の子ども（0～5 歳児）については 414 名減少しています⁸。また、学校数では、合併時は小学校 25 校（分校 1）、幼稚園 16 園でしたが、統廃合により、平成 26 年度には小学校が 16 校、幼稚園が 11 園（休園 1）となっています（中学校は 7 校のまま変わらず）。

②地域衰退への危機感

- 人口流出による過疎化、限界集落化といったことが起きたり、現状のとおり、少子化の中で学校の統廃合が進み、地域の核が失われたりすることで、地域力の衰退、地域コミュニティの維持の困難化が危惧されます。
- このような危機感をまず、全ての市民が当事者として共有しなければなり

⁵ 「中央教育審議会『今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)』」

平成 23 年 1 月 31 日に出された答申で、その中でキャリア教育の定義が以下のように示されました。

「『キャリア教育』とは、『一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育』である。」

⁶ 「生涯学習社会」

「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において、学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」（教育基本法第 3 条）を言います。

⁷ 「我が国を取り巻く危機的状況」

第 2 期教育振興基本計画(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)の中で、我が国が直面する危機として、①少子化・高齢化による社会活力の低下、②厳しさを増す経済環境と知識基盤社会への移行、③雇用環境の変容、④社会のつながりの希薄化など、⑤格差の再生産・固定化、⑥地球規模の課題への対応の 6 つが提示されました。

⁸ 子どもの減少

児童生徒数については雲南市教育委員会資料により算出しています。就学前の子どもの数については、島根県が毎年発表している「(推計人口)市町村・年齢(各歳)別人口(10 月 1 日現在)」によるものです。

ません。そして、市民一人一人が存在感、有用感を感じながら、自らの人生を豊かにするために、また、地域コミュニティが活性化するために、それぞれの立場で学び、役割を果たしていくことが重要です。

- こうした中、本市では「生涯学習振興行政」と銘打ち、すべての子ども・若者・社会人に挑戦の機会を保障し、質の高い教育を実現するため、首長部局と教育委員会とが一体となって取り組んでいます。
- 特に、地域活動においても、地域自主組織を中心に住民が主体的に地域課題解決に取り組んでおり、新たな住民自治の方式として全国でも注目を浴びています。

③第2次計画における成果と課題

- 第2次計画期間中、「現実には迫る地域衰退の危機を乗り越え、子どもたちの課題を解決し、持続可能な地域を実現する基盤は、正に『教育』であり、『人材育成』である」という認識の下、「『夢』発見プログラム」を中心に「学校・家庭・地域（企業・NPO等含む）・行政の連携・協働によるキャリア教育」を進めてきました。
- その結果、地域や家庭が学校に関わる機会の増加や、ボランティアへの積極的な参加が見られるようになりました。また、子どもたちについては、生活習慣の改善が見られるほか、生活実態調査における「学校の勉強や活動で地域の人によくお世話になっている」という児童生徒の割合が増加するなど、「地域の子どもは地域で育てる」という意識が醸成されています。
- 一方、第2次計画期間中より様々な取り組みを行ってきたものの、雲南市の子どもたちの課題としては、「自己肯定感の低さ」、「集団生活において人と関わる力」などにまだ課題があります。
- さらに大きな課題として、依然として不登校の児童生徒数の割合が県平均より高い実態があり、不登校児童生徒のキャリア教育の在り方が問われています。
- こうした中であって、全ての子どもたちが「生き抜く力」をもち、社会的にも職業的にも自立し、自らの人生を豊かに生き抜くためには、「キャリア教育」の視点に立った教育の実践が重要であり、その実践にあたって、家庭や地域が自身の持つ能力を発揮し、連携・協働してお互いを高めあうことこそが持続可能な地域づくりにつながります。

上記のような現状認識、成果と課題を踏まえ、第3次計画では「『夢』発見プログラム」を中心とする「学校教育と社会教育の協働によるキャリア教育」の一層の推進を図り、雲南市教育基本目標の達成を目指し、展開していく施策に関して、基本的な考え方や具体的な取り組みを明らかにしていくこととします。

2. 計画の性格

本計画は、生涯学習社会の実現を目指すとともに、社会全体の教育力の向上を図るための本市教育の基本的な方向を明確にし、その実現のために必要な施策を明らかにするものです。

- 本計画は、教育基本法の第17条第2項に規定する地方公共団体における教育振興基本計画として位置づけるものです。
- 第2章第1項「就学前教育の充実」は、「雲南市幼児教育振興計画」として、また第3章「心豊かでたくましい人づくりを目指した社会教育の推進」は、「雲南市社会教育推進計画」として位置づけます。

- 市教育委員会にとっては、「雲南市総合計画」や島根県の「しまね教育ビジョン 21」、国の「教育振興基本計画」を踏まえ、今後の本市教育を推進するための指針とするものです。
- 市民にとっては、本市教育の理念や目標、施策の理解を促すためのものであり、市民の理解と教育活動への積極的な参画を得て、「連携・協働」して本市教育の推進を図るための指針となるものです。
- 学校にとっては、全市立学校で取り組んでほしい内容や、特色ある学校づくりに生かしてほしい内容を示したものであり、教育目標、教育方針、重点目標などを設定するときや、学校間のつながりを意識する際のよりどころとするものです。なお、本計画でいうところの「学校」とは、教育基本法及び学校教育法に規定されるもののうち、幼稚園及び認定こども園・小学校・中学校を指しています。

3. 計画の期間

本計画は、平成 27 年度を初年度とし、目標達成を平成 31 年度とする 5 ヶ年計画とします。ただし、国・県の政策や社会の動向に合わせて見直しを図っていくものとします。

4. 雲南市の目指す教育

(1) 基本目標

ふるさとを愛し 心豊かでたくましく
未来を切り拓く 雲南市の人づくり

- 「ふるさと」とは、本市の豊かな自然や風土、歴史、伝統・文化、さらには地域の人々のやさしさや温もりを表します。
- 「心豊か」とは、人権を尊重し、自らを律しつつ、他人と共に協調し、思いやりや感動する心などの「豊かな人間性」を表します。
- 「たくましく」とは、目標実現のために積極的に行動しようとする意欲と直面する課題を創造的に解決する力、それを支える精神的・肉体的に充実した「健康・体力」を表しています。
- 「未来を切り拓く」とは、将来の夢や希望を見出し、激しく変化する社会において、知識・技能に加え、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、責任をもって行動し、よりよく問題を解決する力をもって、「生涯学んでいく姿勢」と「社会に貢献する意志と意欲」を表したものです。
- この基本目標を達成することは、郷土の生んだ偉大な先人である上代タノ氏のいう「故郷を愛す 国を愛す 世界を愛す」や、永井隆博士の謳った「如己愛人」という精神を身につけた人をつくることにつながります。

(2) 具体目標

- ①「自然・伝統・文化を基盤として、社会の変化に対応して生き抜く力のある人づくり」
 - 今、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと

が求められています。「グローバル人材⁹」とは、まさにこのような態度の持ち主といえます。

○本市の伝統、文化を尊重し、自然を愛し、守り育て、ひいては、本市を誇りに思う心の育成が大切です。

○一方で、急速に進展する国際化や情報化など社会の変化にしなやかに対応するために、人権感覚や環境問題意識など広い視野をもつと同時に、自分が生活している本市の一員として、自らの存在感を確かめながら、自ら考え、判断し、自らを高めていくことのできる「**自然・伝統・文化を基盤として、社会の変化に対応して生き抜く力のある人づくり**」を目指します。

②「人・もの・こととの出会いによる人間性豊かな人づくり」

○社会全体において、規範意識や倫理観の低下が指摘され、また、一人一人に自ら果たすべき責任の自覚や正義感、人権意識、志などが欠けていると懸念する声もあります。このような状況は、経済性や利便性といった単一の価値観を過剰に追求する風潮や人間関係の希薄化、自分さえよければよいという個人主義の広がりなどが根底にあるものとされています。

○人が人として尊重され、他と調和して共に生きる喜びを感じられる「共生社会」の実現、一人一人が公共の精神を自覚するとともに、自立的に社会に参画し相互に支え合いながら、その一員としての役割を果たし、公正で活力のあるよりよい社会を創っていくことが求められています。

○本市には、心豊かで温かい地域の人々や、豊かな自然、伝統・歴史にはぐくまれた文化や文化財など様々な地域資源があり、これらを学校教育では、人材・教材として活用したり、社会教育では放課後や週末における体験活動の場として活用したりしています。学校・家庭・地域(企業・NPO等含む)・行政の連携・協働を図り、こうした「**人・もの・こととの出会いによる人間性豊かな人づくり**」を目指します。

③「健やかな体でたくましく生きる人づくり」

○運動する子どもとそうでない子どもの二極化の傾向や、子どもの体力低下が依然深刻な問題となっています。また、高齢化社会の中で体を動かす機会に乏しい高齢者も見られます。

○子どもにおいては、学校や地域での体力向上の取り組みを推進し、生涯にわたって積極的に運動やスポーツに親しむ習慣や意欲、態度を育成し、昭和60年頃の水準の回復を目指すことが肝要です¹⁰。また、メディアとの適切なつきあい方や、規則正しい生活習慣の確立、食育の推進など基礎的な体づくりもあわせて行っていくことにより「**健やかな体でたくましく生きる人づくり**」を目指します。

④「夢に向かって生き生きと学び、知恵と創造性に富む人づくり」

○現在、グローバル化や少子高齢化、産業構造の変化など、社会が大きく変化している中で、先の見えない不安から、個人が明確な目的意識をもったり、

⁹ 「グローバル人材」

グローバル人材育成戦略(平成24年6月4日 グローバル人材育成推進会議審議まとめ)において、「グローバル人材」の要素として以下の3点が提示されました。

(要素Ⅰ) 語学力・コミュニケーション能力

(要素Ⅱ) 主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感

(要素Ⅲ) 異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティ

この中で、要素Ⅰに関しては、今後は二者間折衝・交渉レベル及び多数者間折衝・交渉レベルの人材が継続的に育成され、一定数の「人材層」として確保されることが極めて重要であること等が指摘されました。

¹⁰ 子どもの体力向上

文部科学省が昭和39年から行っている「体力・運動能力調査」によると、子どもの体力は昭和50年までは向上傾向にありました。その後、昭和50年から60年までの間は、停滞傾向にあり、昭和60年からは低下傾向が続いています。国の「教育振興基本計画」では、「昭和60年頃の体力水準への回復を目指す」とされており、学校教育・社会教育を通して、子どもの体力の向上を図ることとされています。

何かに意欲的に取り組んだりすることが以前より難しくなりつつあることや、子どもたちの学ぶ意欲の低下なども指摘されています。

○このようなときだからこそ、「生き抜く力」を育むため、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を生涯にわたって養うべく取り組むことが重要です。

○市民一人一人が夢や希望をもち、生涯を通じて自らの可能性に挑戦し、自らを高めることのできる「夢に向かって生き生きと学び、知恵と創造性に富む人づくり」を目指します。

（３）学校・家庭・地域（企業・ＮＰＯ等含む）・行政の役割

○教育基本法の第 13 条には、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」とあります。

○本市における学校・家庭・地域（企業・ＮＰＯ等含む）、そして行政の主な役割については次のとおりとし、その実現に向けそれぞれが努力していくこととします。

①「生きる力」を育む拠点としての学校の役割→「行きたい学校」

- 学ぶ喜びと楽しさを感じ取る学校づくり
- 「知・徳・体」の調和した人間形成
- 教科等の基礎・基本の定着をはじめとする「確かな学力」の育成
- 学校外との協働による教育活動の展開

②教育の原点としての家庭の役割→「帰りたい家庭」

- 家庭教育は、すべての教育の出発点であることの自覚の促進
- 子どもの基本的な生活習慣、生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーの醸成
- ＰＴＡ活動への積極的な参画
- 子どもの心身の健康の増進と体力の向上

③学校教育や家庭教育を支援する地域の役割→「誇りたい地域」

- 地域の子どもは地域で育てるという意識の醸成
- 子どもたちが安心して活動できる安全な地域づくり
- 子どもの「生きる力」を育む多様な学習機会・体験活動の提供
- 学校運営への積極的な支援

④教育環境の整備・教育支援体制の強化を図る行政の役割→「信頼される行政」

- 学校の適正規模・適正配置や学校施設整備など教育環境の整備
- 学校・家庭・地域（企業・ＮＰＯ等含む）・行政が連携・協働して子どもを育てる体制の構築
- 本市教育推進のための指導・支援体制の強化
- 学校教育・家庭教育・社会教育の推進を担う人材の養成・確保・派遣

（４）「キャリア教育」を中心とした教育の推進

①学校・家庭・地域（企業・ＮＰＯ等含む）・行政の連携・協働によるキャリア教育の充実

○先に示した現状認識のとおり、全ての子どもたちが社会的にも職業的にも自立し、自らの人生を豊かにすることができるよう、「社会を生き抜く力」を養成することが重要です。しかも、ますます急速に変化し、より不安定化する現代社会では、その力はこれまでも増して必要とされています。

- 雲南市では、その「社会を生き抜く力」を育成し、本市教育の基本目標を達成するために、「キャリア教育」を以下のように定義した上で、本市教育の中心に位置づけます。

雲南市の「キャリア教育」の考え方

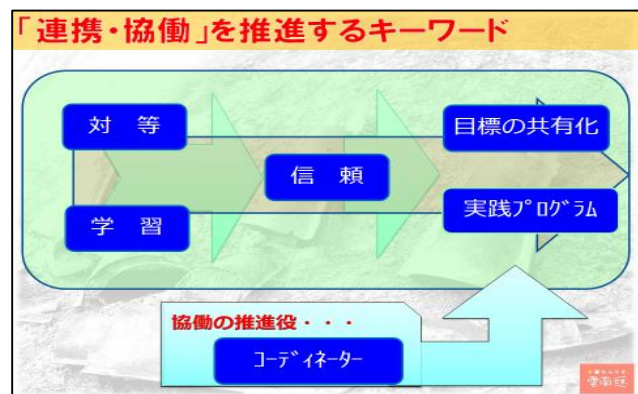
「将来社会的・職業的に自立して強く生き抜くために必要な意欲・態度や能力を身につけることをねらいとして行われる教育活動の総体にとらえ、『知・徳・体』の調和のとれた発達を促す教育」

- 上記を端的に表すと、「自立した社会性のある大人への成長を目指す教育」であると言えます。
- 「キャリア教育」の実践にあたっては、さまざまな「人・もの・こと」に触れることが必要です。しかし、それは学校教育の中だけで経験できるものではなく、家庭や地域の中においてより経験できるものです。
- つまり、その実践のためには、学校教育と社会教育との協働が必要不可欠であり、「社会教育からの学校支援」という視点が極めて重要です。
- また、「キャリア教育」に関わることは、家庭や地域の方々にとっても、自身の経験を生かしたり、あるいはそれによって新たな学びの機会を得たりと、自己の個性や能力を伸ばすことにもつながります。
- したがって、雲南市では学校・家庭・地域（企業・NPO等含む）・行政が一体となって、「キャリア教育」を推進していきます。

②雲南市キャリア教育の特徴

- 本市の目指すキャリア教育においては「学校・家庭・地域（企業・NPO等含む）・行政の連携・協働」が必要不可欠であると考えます。それを推進していくためのキーワードとして、「対等」「学習」「信頼」「目標の共有化」「実践プログラム」「コーディネーター」が挙げられます。

- すなわち、お互いに**対等**で、**学習**によって力をつけ、**信頼**関係を構築し、目指す**目標を共有化**し、そして共通の「**教育実践プログラム**」があり、「**連携・協働**」を推進する**コーディネーター**が必要です。
- このような関係性により、それぞれがその役割を果たしていくことが重要です。



- その中でも、特に「コーディネーター」と「教育実践プログラム」については、本市教育行政の推進体制の中で極めて大きな役割を果たしています。
- 本市では独自の「コーディネーター」を配置する2重3重のコーディネーションシステム¹¹を構築しており、連携・協働の推進役となっています。
- また、キャリア教育の推進にあたり、その実践プログラムとして、「『夢』発見プログラム（雲南市キャリア教育推進プログラム）」を策定しています。これは、キャリア教育の理念に基づき、保幼小中の一貫した教育を目指す雲南市独自のものです。

¹¹ 「2重3重のコーディネーションシステム」

本市では「教育支援（市職員）コーディネーター」、「教育支援（地域）コーディネーター」、「社会教育コーディネーター」の3種類のコーディネーターを配置しています。詳細は11ページ、18、19ページ及び50ページをご覧ください。

- 「『夢』発見プログラム」は、社会全体で協働して雲南市の子どもを育てることを目指すものであり、実施にあたっては、学校教育の場に限らず、社会教育、家庭教育の場でも取り組んでいく必要があります。
- このプログラムでは、その実践を通して育成したい子ども像を4点設定していますが、それは雲南市教育基本目標にすべて通じています。

育成したい子ども像と教育基本目標との関係		
育成したい子ども像 （「『夢』発見プログラム」）		教育基本目標
●「ふるさとを誇りに思い、自分に生かす子ども」	➡	●「ふるさとを愛する人づくり」
●「思いやりの心を持ち、『いのち』を大切にする子ども」	➡	●「心豊かな人づくり」
●「健康な心身を持ち、自己をコントロールできる子ども」	➡	●「たくましい人づくり」
●「個性を発揮し、社会に貢献できる子ども」	➡	●「未来を切り拓く人づくり」

- つまり、「『夢』発見プログラム」の実践によるキャリア教育の推進は、雲南市教育基本目標の達成を目指した取り組みそのものであると言えます。
- また、「『夢』発見プログラム」では、学校と家庭が連携して行う「お弁当の日¹²」や「ノーメディアの日¹³」の実践、学校と地域（企業・NPO等含む）が連携して行う「『夢』発見ウィーク¹⁴」など、学校・家庭・地域（企業・NPO等含む）・行政の連携・協働なくしては実践が不可能な取り組みが設定されています。本プログラムの積極的な実践は、この連携・協働を促すとともに、雲南市教育基本目標の達成を目指すのに非常に効果的です。
- 以上のことから、「コーディネーター制度」及び「『夢』発見プログラム」を本市のキャリア教育の柱に据え、積極的かつ組織的に推進していきます。

¹² 「お弁当の日」

子どもが自分で弁当を作って学校に持ってくる取り組みです。子どもは自分一人で弁当を作ることで自信をもち、学校は弁当作りを通して家庭の様子を知ることができ、保護者は弁当作りを手伝わず見守ることで、親としての役割を再確認し、家庭では会話が生まれ、家庭の教育力の向上や家族の絆を生み出す効果があると期待されています。

¹³ 「ノーメディアの日」

テレビやゲームなどメディアと接する時間を各家庭で相談しながら設定・実践し、生活リズムを見直すきっかけとする取り組みです。「『夢』発見プログラム」では、毎月第3日曜日の「うんなん家庭の日」を「ノーメディアの日」に設定するとともに、翌日を「お弁当の日」とし、家庭の日には弁当作りについて家族で話し合うことを推奨しています。

¹⁴ 「『夢』発見ウィーク」

中学3年生で行う「職場体験学習」を市内同一日程(3日間)で、市内全域をエリアとして行うものです。国は「5日間の体験が望ましい」としていますが、「総合的な学習の時間」の時数の減少等により5日間の実践は難しいことから、3日間の職場体験としています。なお、これに加え2日間のセミナーを実施し、合計で5日間としています。

(5) 雲南市の目指す教育 施策体系図

教育基本
目標

ふるさとを愛し 心豊かでたくましく
未来を切り拓く 雲南市の人づくり

具体目標

自然・伝統・文化を基盤として、社会の変化に対応して生き抜く力のある人づくり

人・もの・こととの出会いによる人間性豊かな人づくり

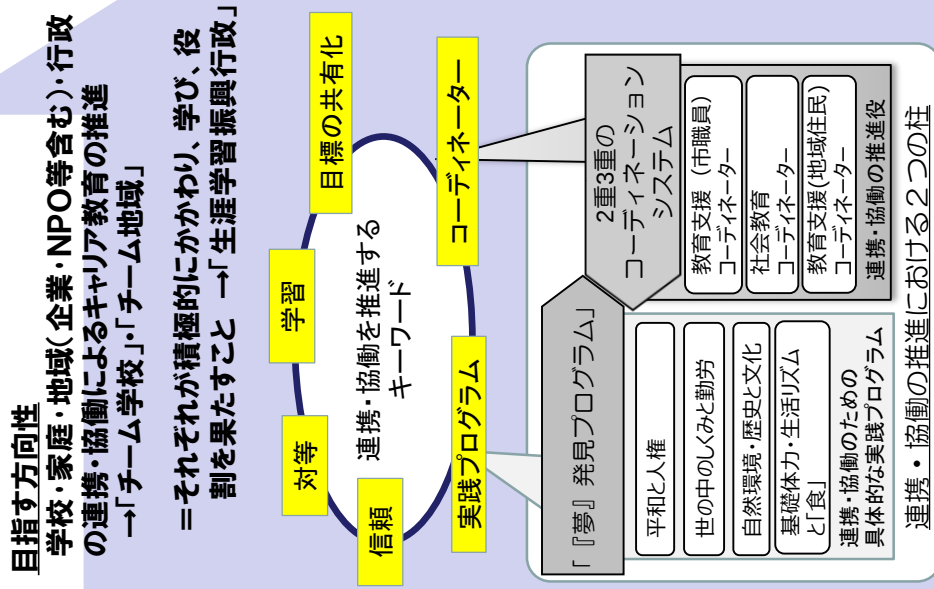
健やかな体でたくましく生ききる人づくり

夢に向かって生き生きと学び、知恵と創造性に富む人づくり

目指す人物像

上代 タノ氏
「故郷を愛す
国を愛す
世界を愛す」

永井 隆 博士
「如己愛人」



目指す姿

信頼される行政

行きたい学校

帰りたい家庭

誇りたい地域

基本計画

基本政策

施策

1. 雲南市教育の推進体制の構築

1. 開かれた教育行政の推進

2. 地域の実状等に応じた教育環境の整備

3. 地域全体で教育の向上に取り組む仕組みづくり

2. 「生ききる力」を育てる学校教育の推進

1. 「『夢』発見プログラム(雲南市キャリア教育推進プログラム)」の推進

2. 就学前教育の充実

3. 小・中学校教育の充実

4. 中学校区内の連携・交流の推進

3. 心豊かでたくましく人づくりをめざした社会教育の推進

1. 雲南市の社会教育推進体制の構築

2. 地域自主組織との連携の推進

3. 青少年の健全育成の推進

4. 家庭教育支援の充実

5. 図書館サービスと読書活動支援の充実

6. 人権・同和教育の推進

7. 文化活動の推進

8. 文化財の保存と活用

9. 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進

10. 生涯学習施設の整備・運営

Ⅱ 基 本 計 画

第 1 章 雲南市教育の推進体制の構築

1. 開かれた教育行政の推進

平成 26 年度に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」）が改正され^{※1}、教育委員会制度が大きく変わることとなりました。それにより、教育行政の責任体制が明確化されるとともに、首長が開催する「総合教育会議^{※2}」において、一層首長部局との連携が進むことが期待されています。

本市においては、これまでも首長部局と連携・協働し、様々な取り組みを実施してきましたが、今後は行政がより一体となり、さらに学校や家庭、地域とも連携を深めながら、市全体で雲南市の目指す人づくりを進めます。

（1）教育委員会の組織及び運営等の改善

【基本的な考え方】

地教行法の改正により、これまでの教育委員長と教育長とを一本化した新「教育長」が首長によって直接任命されることや、「総合教育会議」の開催により教育行政に連帯して責任を負う仕組みが整うことから首長部局との連携が強化されるなど、行政が一丸となって教育に取り組むことが求められます。

一方で、法改正後も教育委員会は執行機関として維持されることで、教育の政治的中立性、継続性・安定性は確保されます。

こうした中、本市においては、これまでも組織体制や人事面、「雲南市教育フェスタ^{※3}」等、各種のイベントなどにおいて、首長部局と連携・協働した取り組みを行ってきました。

さらに、教育委員の定数の改善や、事務局体制の強化、情報提供の充実など、教育委員会の組織及び運営の強化を図ってきました。今後は首長部局とさらに密接な連携を図り、社会や時代の要請に応じて、組織及び運営の改善を図っていきます。

<主な取り組み>

①総合教育会議による首長と教育委員会の連携の強化

○総合教育会議においては、首長の下、教育に関する大綱の策定や、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議等が行われます。

○今後も教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、首長部局との連携・協働をさらに強化し、施策の展開を図ります。

※1 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革が行われました。主な改正点としては、以下のとおりです。

①教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者(新教育長)を置き、その任命、罷免は首長が議会同意を得て直接行うこと。

②新教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化。③総合教育会議の設置。④教育に関する「大綱」を首長が策定すること。

※2 「総合教育会議」

首長が招集し、首長、教育委員会で構成される会議です。会議は原則公開とされ、また、必要に応じて意見聴取者の出席を要請することができます。この会議では、教育行政に関する「大綱」の策定や、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について協議・調整を行います。また、児童・生徒等の生命・身体保護等緊急に講ずべき措置についても協議・調整を行うことができ、緊急時には首長の判断により会議の招集も可能です。

※3 「雲南市教育フェスタ」

旧加茂町から雲南市に引き継ぎ実施してきた「生涯学習フォーラム」と、島根県が推進する「ふるさと教育推進事業」の成果発表会、雲南市PTA連合会研修会等を発展的に融合・統合した研修会で、本市の教育関係者はもとより、文部科学省職員、県内外の教育関係者の参加もあります。

○特に、児童生徒の生命・身体の保護等に係る重大事案については「総合教育会議」を首長が招集できることとなっており、首長主導のもと、迅速な対応を行います。

○中でも、いじめ問題については、「雲南市いじめ防止基本方針」を平成 25 年度に策定しており、本方針に基づき、首長と連携して対処していきます。

②教育委員の選任における多様な人材登用の推進

○本市においては多様な意見を教育行政に反映させるため、条例において委員定数を 1 名増員し 6 名にしています。

○地教行法の改正に伴う新たな制度のもとでも、教育長と委員 5 名の計 6 名体制で、活発な会議の運営を行います。

③教育委員会の点検・評価と情報公開の推進

○地教行法では、教育委員会は毎年、その権限に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならないこととされています。また、その際には学識経験者の知見の活用を図ることとされています。今後も適正な業務の遂行のため、わかりやすい形で教育委員会の取り組みや評価を公表します。

○さらに、地教行法の改正により、総合教育会議及び教育委員会の議事について、議事録の公表が努力義務とされました。本市においても、積極的な公開に努めます。

○各種のイベントや取り組みについては、ホームページや広報誌等を通じ、積極的な情報の提供・公開を行っており、今後は教育委員会や総合教育会議の議事録等の公表も含め、各種媒体のさらなる活用を図るなど、情報公開の推進に努めます。

④教育委員会事務局の機能の強化

○学校教育と社会教育の協働による教育を推進していくため、「教育支援（市職員）コーディネーター制度^{※4}」、「社会教育コーディネーター制度^{※5}」により、教育委員会職員を各中学校区に配置することで、事務局としての機能の強化と社会教育による学校支援を行う体制の構築を図ってきました。

○今後も各コーディネーターを中心に、学校と協働して、地域人材や大学生、NPO 法人等、多様な人材との連携・協働により、社会教育から学校教育への支援を一層強化していきます。

○さらに、学校現場の実態を把握し、指導の向上・改善を図る指導主事や、地域と連携・協働した特色ある教育活動を支援する派遣社会教育主事など専門的職員を配置し、教育行政の質を高めています。

○また、教育現場のことを知り、実態に応じた業務や支援につなげるため、事務局職員による学校訪問^{※6}を行い、現場での業務を体験することとしています。

○今後も社会や時代の要請等に対応しながら、望ましい事務局体制の強化及び事務局職員の質の向上を図っていきます。

^{※4} 「教育支援（市職員）コーディネーター制度」

市教育委員会の職員を中学校区に駐在・勤務させ、学校間や校種間の連携・交流、学校と市教育委員会との連絡調整などを行うものです。平成 20 年度からは、「学校支援地域本部事業」における中学校区内の運営・調整を行うなど、学校・家庭・地域(企業・NPO 等含む)・行政が連携・協働して取り組む様々な教育活動の連絡・調整役を担います。

なお、本市では学校支援地域本部事業（^{※11} 参照）により全小学校に配置している地域コーディネーターについても「教育支援コーディネーター」という名称を使っていることから、本計画では市職員と地域住民の「教育支援コーディネーター」を区別する場合、「教育支援（市職員）コーディネーター」と「教育支援（地域）コーディネーター」を用います。

^{※5} 「社会教育コーディネーター制度」

平成 22 年度より創設した制度で、不登校児童への支援活動や「ふるまい推進」「親学」などの家庭教育に関する事業、青少年活動に関する事業などを担います。

^{※6} 事務局職員による学校訪問

教育委員会職員が、学校現場の実態等を体験するためにを行う研修です。原則 1 年に 1 回、全教育委員会職員が行います。

(2) 学校と教育委員会との関係の強化

【基本的な考え方】

学校が幼児児童生徒・保護者のニーズや、社会や時代の要請にも対応した教育を主体的に行い、保護者や地域住民に対して直接的に説明責任を果たしていくためには、学校に権限を与え、校長・園長のリーダーシップの下で、自主的な学校運営ができるようにすることが求められています。

一方で、中学校等の教員を対象とした経済協力開発機構(OECD)の国際教員指導環境調査(TALIS)の結果から、我が国の教員は勤務時間が長く、中でも一般的事務業務や課外活動に費やす時間が特に長いことが明らかになりました。

さらに、かつてと比べ、学校を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、その対応には教員一人の力では限界があります。

教員の負担を軽減しつつ、生徒と向き合い、課題を解決していくためには、学校組織全体が1つのチームとして機能し、学校の教育力を高めていくことが求められます。教育委員会は、教育の基本方針を定め、それに沿って各学校の自主的な教育活動を支援していくこと、また学校間や地域間の連携の橋渡し役となることが求められています。

こうした中、本市においては、指導主事や派遣社会教育主事を教育委員会事務局に配置するとともに、教育支援(市職員)コーディネーターを各中学校に配置するなど、学校と教育委員会との連携や、学校間・地域間の連携を強化する人的な支援を行っています。

今後もこれらを継続するとともに、学校の自主性を尊重しつつ、専門的な知識を持つ人材や地域人材等とも連携・協働しながら、それぞれが専門性を発揮し、地域の中で学校をチームとして支える体制を作るための諸手立てを講じます。

<主な取り組み>

①学校の裁量権限の拡大

- 現在、各小中学校の特色ある教育活動を推進するため、「政策選択基金(ふるさと納税)^{※7}」の有効活用など独自予算の確保に努めています。
- それらを「学校自主企画事業(学校『夢』プラン)^{※8}」に活用し、各小中学校長のリーダーシップのもと、特色ある活動ができるよう支援しています。
- 今後も継続的に事業を行うため、引き続き独自予算の確保に努めます。

②学校評価の改善

- 学校は学校評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図り、教育水準の向上に努めることとされていることから、各学校では自己評価はもとより保護者や地域住民等による学校関係者評価を積極的に行っています。
- 各学校は、今後も主体的に評価活動を行い、学校運営の改善に努めます。

③学校と教育委員会との連携の強化

- 本市の教育委員は、教育現場の意見を直接聞き、施策に反映できるよう学校訪問を行っています。
- また、本市が展開しようとする施策については、雲南市校長協議会(以下「校長協議会」)や雲南市幼稚園長会(以下「幼稚園長会」)において事前に説明し、教育現場の意見を聞き、施策に反映できるよう努力をしてきました。

^{※7} 「政策選択基金(ふるさと納税)」制度

生まれ育ったふるさとや、思いを寄せる地方公共団体(都道府県や市町村)を応援したいという気持ちをかたちにする仕組みとして、地方公共団体に対して寄附をした場合に、税制上の優遇措置を受けることのできる制度です。本市では、寄附金の使途を「市民提案」「住民自治」「定住環境」「保険・医療・福祉」「教育・文化」「産業・雇用」「市長が特に必要と認める事業」の7つの政策(事業)に設定し、納税者はその使途を選ぶことができます。

^{※8} 「学校自主企画事業(学校『夢』プラン)」

各小中学校長から、「『夢』発見プログラム」に基づく各校独自の取り組みを提案していただき、それに対する金銭的補助を行う企画提案型の補助金です。

○今後は、さらに意見を反映できるよう、校長協議会や幼稚園長会、雲南市小中学校教頭会（以下「教頭会」）、雲南市小中学校事務職員会（以下「学校事務職会」）等との連携を強化し、協働して施策の推進に努めます。

④学校運営の効率化の推進

○本市では、多様な経験を持つ地域人材の参加や、学校や地域の実情に応じ、学校司書やスクールカウンセラー等、専門的知識を有する人材を配置するなど、学校が教員、職員それぞれの専門性を生かしつつ、チームとして学校の諸課題に対応する「チーム学校」の構築を目指します。

○また、複数の小中学校が共同で学校事務を行い、効果的・効率的で適正な事務処理体制を確立し、教員の事務負担を軽減することにより自主的・自律的な学校運営を推進するため、学校事務の共同実施を引き続き進めます。

○その際、事務処理方法等については、学校事務職会、校長協議会、教頭会等と連携を図って検討し、取り組んでいます。今後も連携を強化し、全教職員の参画による学校運営を行うよう学校運営組織の改善に努めます。

⑤教職員研修の充実

○人権・同和教育や特別支援教育、小学校の外国語活動、キャリア教育など、市教育委員会が重点的に推進する教育活動について、教職員を対象とした専門的な研修を行ってきました。

○今後も継続して実施するとともに、教育現場のニーズに沿った内容を取り入れるなど研修内容の充実を図るほか、より高度な知識を有する高等学校や大学等とも連携し、各教科や専門的な指導に関する情報交換、交流の機会等を作るなどして、教職員の指導力向上に向けた支援に努めます。

（３）保護者・地域住民と教育委員会・学校との関係の強化

【基本的な考え方】

学校だけでは経験できないことを子どもたちに体験させるためには、家庭や地域の中で子どもを育てる、学校活動へ積極的に参画するという視点が重要です。一方で、それは教育に対する保護者・地域住民の多様なニーズに応えることや、大人の持つ能力を地域に還元することにもつながります。

このように保護者・地域住民と教育委員会・学校との関係を強化するためには、行政や学校が教育施策や教育活動について説明責任を果たすことが必要です。また、協働して教育施策や教育活動を行うためにも、情報の積極的な発信が不可欠です。

本市においては、学校評議員^{※9}の配置はもとより、地域の活動や各種検討会議への参画を広く一般市民に呼びかけており、今後も継続して保護者や地域住民の積極的な参画を促します。

その際、学校や地域の活動においてPTAの果たす役割は重要です。少子化の影響に伴い、PTA会員の数は年々減少しているものの、家庭の教育力の向上に向けた取り組みや、地域への奉仕活動等に積極的に取り組んでいます。活動の活性化のため支援を充実していきます。

なお、地域住民や保護者の参画を促すためには、前提として誰もが自分のニーズに応じていつでも、どこでも学ぶことができる生涯学習社会の実現が重要です。それを実現するため、「学びのセーフティネット」の構築や教育の機会均等を図ることに努めます。

※9 「学校評議員」

平成12年1月の学校教育法施行規則の改正により、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるものとし導入され、平成12年4月から実施されています。

学校外から多様な意見を幅広く求める観点から、教育に関する理解及び見識を持った方を委嘱し、校長の求めに応じて学校運営に関する意見を聴取しています。本市では、1校あたり5名までを限度に委嘱しています。

＜主な取り組み＞

①積極的な情報の発信

○学校は、学校便りやホームページ等を通じ、活動の様子を保護者や地域住民に情報提供し、活動に対する理解や協力・支援を呼びかけています。今後も広報誌やホームページ等を活用し、積極的に情報を発信していきます。

②保護者・地域住民の参画・協働の促進

○保護者や地域住民が教育活動を支援する取り組みも活発に行われています。年間延べ2万人余りがボランティアとして教育活動に参加しています。

○地域自主組織では、地域の見守り活動や通学合宿など、積極的ななかかわりも見られます。

○このような活動を通して、地域の方々からは「学校とかかわることで、子どもたちから元気や勇気もらった。」「ボランティア活動を通じて自分も学ぶことができた。」などの意見が寄せられています。

○今後も継続して、保護者や地域住民の積極的な参画を促し、市民との協働による本市教育の推進に努めます。

③PTA活動の活性化と支援の充実

○本市の各PTAにおいては、子どもの生活リズムの向上を図る取り組みや「お弁当の日」の実践など、特色ある活動が展開されています。

○また、本市の学校では、それぞれPTA連合会が組織され、研修会を開催するなど、家庭の教育力の向上を目指した取り組みが展開されています。

○さらに、市教育委員会が行う事業の成果発表会と、雲南市PTA連合会が主催して行う研修会を発展・融合させ、平成19年度から「雲南市教育フェスタ」として合同研修会を開催しています。今後も継続して実施するとともに、連携・協働体制をより一層強化していきます。

○今後もこうした自主的な活動を尊重するとともに、各PTAの連携等における支援を行い、その活動の活性化に向けた支援を行っていきます。

④保護者・地域住民からの要望への対応

○各種計画の策定にあたっては、パブリックコメント制度の活用による意見募集や、会議への市民の参画を得ています。今後も地域住民の意見・要望が施策に反映できるよう、意見募集等を積極的に行います。

○また、学校経営に対する保護者や地域住民の意向を反映させるため平成17年度から学校評議員を全小中学校に配置しています。今後も校長の求めに応じて様々な角度から助言できる立場として、本制度の活用を図ります。

（４）外部人材との連携・協働の推進

【基本的な考え方】

本市では地域や保護者による学校支援や、地域自主組織を中心とした地域活動が盛んであり、様々な形での学びあいが行われています。一方で、近年はＩターン・Ｕターンをする若者や、土曜学習やキャリア教育に関する取り組みに参加する外部の若者の姿も目立ってきました。

こうした外部人材と地域、学校とが協働して活動することで、地域だけでは実現できない取り組みの実現や課題の解決など、新たな価値を生み出します。

＜主な取り組み＞

①ネットワーク型行政の推進

○地域や学校と外部人材をつなぐためには、行政が中心となり、NPOや民間企業、団体等様々な主体とのネットワークを作り、地域のニーズと多様な主体の提供するノウハウや能力とのマッチングが重要です。

- 首長部局や関連団体等との関係を強化するとともに、積極的に多様な主体とかかわっていくことで、ネットワークを拡大していきます。

②地域人材との協働による地域づくりの推進

- 若者の減少が著しい本市において、地域の担い手や地域の持つ課題を解決する能力を持つ人材は、持続可能な地域づくりを進めていくうえで非常に重要です。
- まちづくり・地域づくりのノウハウを持つ団体やNPO、大学等の人材を誘致するとともに、地域住民との協働を支援することで、地域の担い手を地域の中から育成する取り組みを充実させます。

2. 地域の実状等に応じた教育環境の整備

近年の少子化により、本市の子どもの数は大幅に減少しており、子どもや保護者、地域を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。子どもの豊かな「育ち」や「学び」を保障していくため、子どもの出生数などを予測するなど長期的視野に立ち、地域の実状も考慮しながら、施設整備も含めた今後の学校の在り方について検討し、適正な教育環境の整備を行います。

また、子どもが学校内外において、安心して学習や生活ができるよう、安全対策など教育環境の整備に努めます。

(1) 学校の適正規模・適正配置の推進

【基本的な考え方】

少子化の影響により本市の子どもの数が減少する中、市教育委員会では、平成 21 年度に「雲南市立学校適正規模適正配置基本計画（以下「適正規模適正配置基本計画」）」を策定しました。

この計画に基づき、学校の統廃合などについて地域との合意を最優先にし、より良い教育環境の整備に努めます。

<主な取り組み>

- 適正規模適正配置基本計画に基づき、保護者・地域住民との対話を重ねながら、適正な教育環境の整備に努めます。
- 少子化により定員割れしている幼稚園や、小規模な学校もあり、今後は計画の見直しや、幼稚園の幼保連携型認定こども園化も含めて、地域の実情に応じた教育環境の整備に努めます。

(2) 学校施設整備の推進

【基本的な考え方】

平成 26 年度に、全ての学校施設で耐震化が完了しました。引き続き老朽化した設備や、耐用年数をむかえる施設の更新などの安全面はもとより、学習環境の面からも適切な学校施設となるよう、計画的な整備を行います。

<主な取り組み>

- 今後も幼児児童生徒の安全確保を第一とし、地域の防災拠点としての機能も備えた施設となるよう、老朽化した設備等の計画的な整備を行います。
- また、近年の地球温暖化や異常気象など、学習する環境として厳しい状況が見られます。快適な学習環境を整えるための設備についても計画的に設置していきます。

(3) 学校施設の安全管理と幼児児童生徒の安全確保の推進

【基本的な考え方】

近年、学校の内外において、不審者が幼児児童生徒や教職員に危害を加える事件が多発しており、本市においても登下校中に児童生徒が不審者に声をかけられるなどの事案が発生しています。地域全体で子どもの安全を確保していくには、関係機関との連携・協働は欠かせません。

こうした中、市教育委員会、学校、地域それぞれが、子どもを危険から守るための活動を行っているほか、連携した取り組みを展開しています。

今後もこうした活動を継続するとともに、さらに連携を強化し、子どもが安全に生活できる環境を整備していきます。

＜主な取り組み＞

①雲南地域子ども安全センターの充実

○本市では、雲南警察署と近隣の奥出雲町、飯南町と「雲南地域子ども安全センター」を設置しています。

○センターでは、毎月スタッフによるミーティングを開催しているほか、地域住民による見守り隊の結成支援や、防犯・見守りボランティアの研修、不審者情報のメール配信等の活動を行っており、今後も継続して実施していきます。

②危機対応の充実

○学校では、幼児児童生徒が登下校中などに不審者に遭遇した場合や、学校に不審者が侵入した場合の対処法など、防犯訓練を実施しています。

○また、大型地震や中国電力島根原子力発電所の事故等、大規模災害の発生に備えた防災訓練にも取り組んでいます。

○今後も雲南警察署等、関係機関と連携を図りながら、危機対応の充実に努めます。

③登下校時の安全の確保

○全国で相次いだ登下校中の児童生徒の事故を受け、平成 24 年 8 月に各小中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策等について協議してきました。そこでの議論を受け、関係機関の連携・協働体制を構築し、平成 25 年度末に「雲南市通学路交通安全プログラム」を策定しました。本プログラムに基づき、関係機関の連携のもと、通学路の安全確保に努めます。

○また、本市の各地域では、「子ども見守り隊」の結成など、登下校時に子どもを安全に見守る地域住民による組織が結成されています。

○さらに、各学校では、保護者や見守りボランティアと一緒に「地域安全マップ」を作成するなど、学校・家庭・地域が連携を図りながら、子どもの安全確保に努めています。

○また、PTAなど様々な団体が防犯ステッカーを作成し、車に装着して啓発活動を行うなど、町ぐるみ、地域ぐるみで安全確保に努めており、こうした活動を今後も継続して行っていきます。

④関係機関との連携の強化

○児童生徒が登下校時に危険を感じた場合にかけ込むことができる「子ども 110 番の家」に指定されている事業所や民家、雲南警察署など関係機関との連携を強化し、子どもの安全確保に努めます。

○また、雲南地域子ども安全センターの活動を一層強化し、広域での危機管理を行います。

(4) 学校施設の地域開放の推進

【基本的な考え方】

現在、体育館や校庭などの学校施設を地域住民に広く開放しています。近年は多くの地域住民が、学校の様々な活動支援のため、学校を訪問する機会が多くなってきています。こうした地域住民の学校支援の輪を広げていくためにも、今後はさらに学校が地域活動の拠点としての役割も果たしていくことが求められています。

市教育委員会及び学校は、今後もこうした学校施設が、地域活動の拠点としての機能を発揮するよう継続して開放を行います。

<主な取り組み>

- 学校が地域活動の拠点としての役割を果たしていくため、地域への学校施設の開放や、その使用に関してわかりやすく周知するなど、学校施設を使用しやすくするよう改善します。
- また、国の打ち出した「放課後子ども総合プラン※¹⁰」では、空き教室等を積極的に活用することとされています。これらも含め、地域住民が学校に訪問しやすくなるよう、空き教室等の活用や設備の有効な利用ができるよう努めます。

(5) 安全・安心な学校給食の提供

【基本的な考え方】

学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を幼児児童生徒に提供することにより、幼児児童生徒の健康の保持増進に大きな役割を果たしています。

また、自立して生きていく力を養うためには、食生活の乱れや偏食に陥らないよう、「食育」を通して正しい食習慣を身につけることが必要です。

食に関する指導を効果的に進めるため、学校給食を教材とした食育の展開等、給食の時間はもとより、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等も活用していきます。

<主な取り組み>

- 現在、学校給食調理業務については、民間事業者へ外部委託しています。
- 民間委託業務については、第三者機関により衛生管理面、品質管理面等の評価を項目ごとに実施し、市教育委員会は、民間事業者との連携のもと責任を持って、安全・安心な学校給食を提供できるよう努めます。
- そのような管理体制の下、食材の調達には市が直接行い、地元産の食材の調達・確保に努め、地産地消を推進しています。特に米、卵、牛乳では100%地元の食材を使用しています。
- 一方で近年、食物アレルギーの原因となる食物、症状は多様化しており、個々の幼児児童生徒の実態に即した対応の必要性が高まっています。それぞれのアレルギーの症状や対応について協議の場を設け、学校と連携して安全対策に努めます。
- また、施設の効率的な運営及び安心・安全な学校給食の提供を目的に、施設の整備・修繕に努めます。

※¹⁰ 「放課後子ども総合プラン」

文部科学省が実施する「放課後子ども教室」事業と、厚生労働省が実施する「放課後指導クラブ」事業を一体的に、又は連携して実施し、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにするものです。

3. 地域全体で教育に取り組む仕組みづくり

国が策定した「第2期教育振興基本計画」では、目指すべき社会の方向性として、「『自立』『協働』『創造』の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会」が示されています。このような社会を実現するためには、地域全体が自身の持つ知識や技術を存分に生かすこと、外部人材の活用など多様な人々と協働しながらお互いの力を高めあうことが必要であり、いわば「知の循環型社会」の形成を目指さなければなりません。

本市においては、各種のコーディネーターを中心に、学校・家庭・地域（企業・NPO等含む）・行政が連携・協働し、「知の循環」を作る体制づくりに努めています。

（1）学校・家庭・地域（企業・NPO等含む）・行政の連携・協働の強化

【基本的な考え方】

平成18年度から、市の職員を市内全7中学校区に配置する教育支援（市職員）コーディネーター制度をスタートさせました。この配置はもとより、「学校支援地域本部事業^{※11}」の実施により、教育支援（地域）コーディネーターを各小学校に配置するなどした結果、学校・家庭・地域（企業・NPO等含む）・行政の連携・協働の動きが活発化してきました。

また、平成22年度からは、社会教育の観点から学校を支援するため、その推進役として社会教育コーディネーターを配置しています。

教育支援コーディネーターや社会教育コーディネーターが連携・協働して、学校・家庭・地域（企業・NPO等含む）・行政の連携・協働体制の強化に努めます。

さらに、近年、ふるさと教育や「『夢』発見プログラム」等の実践により、市民が地域講師として学校の教育活動に参画する機会や場が増えてきています。こうした活動は、子どもがより深く学習し、その成果を高めることはもとより、市民が持っている専門的な知識や技能等、市民の学びの成果を発揮する機会や場としての機能も果たしています。

このように学校は、子どもの学びの場としてだけでなく、生涯学習の場として、市民の学びの場でもあり、学んだ成果を生かす場でもあります。こうした生涯学習の場として、学校が積極的に地域人材を活用できるよう支援します。

<主な取り組み>

①地域が一体となった学校支援体制の整備・充実

○学校・家庭・地域（企業・NPO等含む）・行政の「目指す子ども像」の共有化を図ったり、子どもの状況や中学校区に合った学校支援の在り方等について実践に向けた協議を行ったりするため、「学校支援地域本部事業」により、中学校区を単位とした「地域教育協議会（「子どもを考える会」など）」を設置しています。

○今後はこうした組織を中心に、組織体制の見直しも含め、学校・家庭・地域（企業・NPO等含む）・行政が連携・協働した具体的な実践に発展できるよう支援に努めます。

^{※11} 「学校支援地域本部事業」

本事業は、学校と地域との連携・協働体制を構築するため、地域をあげて学校を支援する機運を醸成するとともに、多様な形態のボランティア活動を掘り起こそうとするものです。具体的には、各中学校区を単位とした「地域教育協議会」（子どもを考える会等）の設置や、学校と地域とを結ぶ「教育支援（地域）コーディネーター」の全小学校への配置など、学校支援体制の構築を図っています。

また、教育支援（地域）コーディネーターが掘り起こす各種ボランティアによる学校支援を通して、教員の負担軽減を図り、教員が児童生徒と向き合う時間を確保するとともに、住民の知識・経験や学習成果の活用機会の拡充、ひいては地域の連帯感の醸成、地域教育力の向上が図られることを成果として期待されています。

②地域の情報の共有・発信

○現在、「学校支援地域本部事業」により、各小学校に配置した「教育支援（地域）コーディネーター^{※12}」が、各校区の「人・もの・こと」の情報を収集しています。

○今後も学校が必要としている地域の情報を集約し、情報提供を行ったり、各学校の特色ある教育活動を紹介したりするなど、情報の効果的な発信・活用を図っていきます。

③学校支援ボランティアの充実

○各小学校の教育支援（地域）コーディネーターの活動により、読み聞かせや学校の環境整備、登下校のパトロールなど、市民がボランティアとして学校を支援する動きが高まってきています。

○今後もこうした活動を支援するとともに、ボランティアの拡充を図るため、養成の機会や場を創出するなど、さらなる活動の充実に努めます。

④生涯学習支援機能を備えた学校づくりの推進

○ふるさと教育や「ふるまい推進^{※13}」、「『夢』発見プログラム」等の推進により、市内外の様々な経験を持つ大人が講師として学校の教育活動に参画する機会や場を提供します。

○こうした活動によって、子どもたちのキャリア形成につながることはもとより、市民にとっても持っている専門的な知識や技能等、学びの成果を発揮する機会や場の創出につながります。

○さらにそこでの「人・もの・こと」との出会いは、生涯を通じた学びにつながります。今後もこうした活動を通して、子どもと大人がともに学ぶことができる学校活動の充実に努めます。

○その推進にあたっては、各コーディネーターが積極的に地域人材を掘り起こし、学校との橋渡しをします。

（２）高等学校や高等教育機関との連携の強化

【基本的な考え方】

かつては地域の中で自分よりも少しだけ年の離れたお兄さん、お姉さんと接する機会が自然にあり、そこから将来への憧れや、逆に年下へのいたわりの気持ち芽生える機会がありました。しかし、少子・高齢化に伴い、そのような機会は日常の中では経験しづらいものとなっています。

本市では、そのような「ナナメの関係^{※14}」を積極的に利用するため、市内の高等学校や、大学等の高等教育機関と連携しています。その中で、生徒は自分の将来を見つめるとともに、生まれ育ったふるさと雲南市についても考え、課題を発見し、それを解決していくことの大切さも認識しつつあります。

また、高等学校や高等教育機関等との連携においては、教育を受ける幼児児童生徒たちだけで交流するだけではなく、教育に携わる教職員が各学校段階ではどのようなことを学んでいるかを知る必要があるため、交流を深められるよう組織的な交流の体制等の構築を図ります。

※12 「教育支援（地域）コーディネーター」

「学校支援地域本部事業」で全小学校に配置した地域住民の方です。役割として、学校支援に関する学校・地域のニーズの把握や、学校支援ボランティアの発掘・派遣調整など、学校と地域を結ぶ活動を担っています。

※13 「ふるまい推進」

平成 22 年度から島根県が進めている「しまねのふるまい推進プロジェクト」の取り組みの一つで、「礼儀、作法、挨拶、しぐさ、モラル、ルール、しつけ、道徳、倫理観、生活行動、生活動作、思いやり」などを「ふるまい」と総称して、乳幼児から大人まで、「ふるまい」を定着させていこうというものです。「ふるまい」を身につけることで、社会人として「自立して生きる力」「人と共に生きる力」を自ら育んでいくことを目的にしています。

※14 「ナナメの関係」

利害関係のある親や先生（タテ）でもない、同じ視点になりがちな友達でもない（ヨコ）、一歩先をゆく“先輩”との関係を指します。認定 NPO 法人「カタリバ」の提唱する概念です。

＜主な取り組み＞

①高等学校との連携

- 「人口減少問題が叫ばれる中、持続可能な地域づくりは喫緊の課題であり、とりわけ高等学校卒業時において地域に愛着と誇りを持つことができるようなキャリア教育の充実が重要」との認識から、平成 25 年度より 3 年間、「地域でつなぐキャリア教育モデル事業^{※15}」に取り組んでいます。
- この事業を通し、高等学校までの一貫したキャリア教育の推進と、学校を核とした家庭、地域（企業・NPO等含む）、行政の連携・協働を推進していくシステムの構築を図ります。
- その主要事業として「『夢』発見プログラム」の高等学校版を平成 27 年度中に作成することとしています。その中で「地域課題解決型のキャリア教育」に取り組み、自分の将来や地域の未来について考えます。
- また、平成 26 年度から開始した「自分をつくる楽校^{※16}」には、市内の高校生が参加しています。このような高等学校との合同の活動等を通じ、中学生・高校生の交流や社会人との交流を行うとともに、高校の教員と中学校の教員、行政職員との交流を深め、連携・協働を推進します。
- 今後も各種会議等への参画や学力育成のほか、様々な取り組みにおいて、高等学校との連携を強化していきます。

②高等教育機関との連携

- 「幸雲南塾 in さんべ^{※17}」や「カタリ場^{※18}」、「自分をつくる楽校」などの事業において、県内の大学をはじめ、県外の大学生等にも講師として参画を得ています。
- 特に、島根大学とは、島根大学の実施する「1,000 時間体験^{※19}」の取り組みを生かし、様々な取り組みにおいて学生の受け入れを行います。
- また、インターンシップも活用し、積極的に学生の受け入れを行います。
- さらに、県内の大学が積極的に進めている「地(知)の拠点事業^{※20}」により、本市と県内大学は連携・協働し、地域課題の解決に取り組んでいます。教育の分野においても、地域課題の解決を目指し、様々な場面で協働して取り組んでいます。

③教員の連携

- 幼児児童生徒たちの様子や現状等を話し合いながら、高等学校や高等教育機関の持つ専門的な知見を活用できるような仕組みの導入を図ります。

※15 「地域でつなぐキャリア教育モデル事業」

将来、地域への愛着と誇りを持って社会的・職業的に自立できる、「ふるさとを愛し未来を切り拓く子ども」を育成するため、高等学校を拠点として、小中学校及び地域との連携を強化し、「地域ぐるみで人材を育てる」キャリア教育モデルを創出することを目的とした、島根県教育委員会の事業です。

※16 「自分をつくる楽校」

市内中学生及び高校生を対象に、土曜日のさらなる充実を目指し、学校教育との連携・協働を図りながら社会教育においてキャリア教育プログラムを意図的・組織的・継続的に実施し、次代を担う人材育成を具体的に進めていくための取り組みです。

平成 26 年度は、6 月から 11 月まで、東京を中心に活動する若手社会人組織「ALARE」を講師団とし、社会人との交流を通じて自己の将来を考えるプログラムを月 1 回実施しました。

※17 「幸雲南塾 in さんべ」

本市の中学校 3 年生の希望者を対象にした、国立三瓶青少年交流の家にて行う 1 泊 2 日のキャリアアップセミナーです。「『夢』発見プログラム」の取り組みの一環として本市の中学生の勤労観・職業観、仲間意識、コミュニケーション能力を高めることを目的としています。

※18 「カタリ場」

主に高校生を対象に、学生のボランティアスタッフが中心となって約 2 時間の授業で高校生と本音で語り合う授業です。雲南市では「認定 NPO 法人カタリバ」と協働でキャリア教育プログラムとして市内中学 3 年生に実施しています。

※19 「1,000 時間体験」

島根大学教育学部が行う、さまざまな体験学習を 1,000 時間行うことを卒業要件とする取り組みで、さまざまな機関、団体と連携して行っています。

※20 「地(知)の拠点事業」

大学等が自治体を中心に地域社会と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める大学等を支援することで、課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる、地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能強化を図ることを目的としています。

(3) 関係団体との連携の強化

【基本的な考え方】

地域全体で教育を行うためには、様々な団体とのネットワークを作り、多様な主体が連携・協働しあうことで学び、地域活動を活性化していくことが求められます。関係団体との連携を強化し、地域の教育力の向上に資する取り組みが行えるよう努めます。

<主な取り組み>

- 文化ホールや体育館等の指定管理を受けている指定管理団体では、放課後や週末・長期休業における子どもの活動支援を行っています。
- また、中学生の職場体験学習の受入を行う民間企業、その他NPO法人等とも連携・協働を図り、地域全体の教育力の向上につながるよう、様々な事業を展開しています。今後も協力して事業を展開できるよう、さらに連携を強化していきます。

第2章 「生きる力」を育てる学校教育の推進

1. 「『夢』発見プログラム（雲南市キャリア教育推進プログラム）」の推進

平成23年に中央教育審議会がキャリア教育を「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と定義しました。

それ以前は、国はもとより本市でも、キャリア教育を「『キャリア』の概念に基づき『児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育』」と捉え、「勤労観・職業観を育てる教育」としたこともあり、勤労観・職業観の育成のみに焦点が絞られてしまった部分があることは否めません。

もちろん、従前のおりの勤労観・職業観を形成・確立できるよう働きかけていくことも必要ですが、それだけにとどまらず、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度の育成を目指すことが極めて重要です。

そこで、本市では、勤労観・職業観はもとより、自立して社会で生きていくための力を養うため、学校教育段階では、キャリア教育を「将来社会的・職業的に自立して強く生き抜くために必要な意欲・態度や能力を身につけることをねらいとして行われる教育活動の総体としてとらえ、幼児・児童生徒の『知・徳・体』の調和のとれた発達を促す教育」と定義し、本市の教育の中心に位置づけます。

その実践プログラムとして、4つの重点目標を設けた「『夢』発見プログラム」を策定し、各小中学校の学習の中で工夫しながら取り組んでいます。

その取り組みの結果の一例として、「全国学力・学習状況調査」の結果において、「将来への夢や希望をもっている」と答えた本市児童生徒の割合は、プログラムに取り組む前の平成20年度と比べて伸びており、「『夢』発見プログラム」における取り組みの成果が表れています。しかし、小学生については依然として全国平均・県平均よりも低い実態があり、課題が見られます。

こうした社会の要請や取り組みの実態から、「『夢』発見プログラム」を引き続き推進し、ふるさと雲南への誇りと将来への夢や希望をもち、すすんで社会貢献していこうとする心豊かな子どもの育成に努めます。

また、健康福祉部と連携・協働して「幼児期版『夢』発見プログラム」を策定し、平成23年度から市内幼稚園・保育所・認定こども園（以下「幼稚園等」）において本プログラムに基づいた保育に取り組んでいます。さらに、今後は市内にある県立高等学校と連携・協働して高校期の内容を追加します。これにより、市内の子どもたちを幼児期から高校期まで一貫した目標により育てることが可能になり、市全体として同じ方向を目指すこととなります。今後一層、関係各所と連携・協働しながら一貫したキャリア教育に取り組んでいきます。

（1）キャリア教育の推進

【基本的な考え方】

キャリア教育の推進にあたっては、これまでの教育課程をキャリア教育の視点で見直し、さらに創意工夫し、教育活動全体を通して組織的、系統的に取り組んでいくことが重要です。「『夢』発見プログラム」は、キャリア教育について、発達段階を通じて指導の系統性をもたせるとともに、教科や道徳、特別活動等との関連を学年ごとに示しています。

本市の保育所・学校がこのプログラムに取り組みやすくすると同時に、各保育所・学校が特色ある活動を主体的に行うことができるよう、地域全体で保育所・学校や児童生徒を支援する体制づくりを進めます。

＜主な取り組み＞

①各学校の主体的なプログラムの取り組み

- 「『夢』発見プログラム」では、「平和と人権」「世の中のしくみと勤労」「自然環境・歴史と文化」「基礎的体力・生活リズムと『食』」の4つの重点内容を定め、本市の全保育所・学校で共通して取り組むこととしています。
- 一方、地域にはそれぞれ貴重な教育資源があり、各保育所・学校はこれを生かした教育活動を主体的に推進していくことで、それぞれの保育所・学校の特色を発揮することができます。各保育所・学校は、プログラムの展開に際し共通教材の取扱いの工夫や、プログラム以外の地域教材の活用など、一層創意工夫を凝らした活動を実践します。

②推進体制の充実

- 各保育所・学校の特色あるキャリア教育の推進には、校内での共通理解、推進体制の構築を図ることが必要であることから、そのための研修会の実施や、保育所・学校間の情報交換の場の設定、「『夢』発見プログラム」の積極的な推進に向けた支援を行い、さらなる充実と発展を目指します。
- また、キャリア教育を推進するには教育課程全体を通して組織的、系統的に取り組んでいくことが重要であることから、保育所・学校はキャリア教育の視点を取り入れた保育、学習や道徳、特別活動等を行うよう努めます。
- 連携体制を強化・充実するためには、これまで培ってきたもののほかに、新たな連携・協働体制を構築する必要があります。平成25年度から地域でつなぐキャリア教育・学力育成を推進するために、「雲南地区連携推進連絡会」を組織しました。この会は、市教育委員会、県教育委員会、高等学校、小中学校、PTA、市内事業所、首長部局、外部有識者で構成されています。雲南市の子どもを高等学校卒業までキャリア教育・学力育成の視点で見るという点において連携・協働し、一層のキャリア教育の推進に努めます。

③地域ぐるみの支援体制の構築

- キャリア教育を推進するには、家庭や地域等との協力が不可欠です。「『夢』発見プログラム」の推進にあたっては、その中に位置づけられた「『夢』発見ウィーク」を実施するには地域の事業所の協力が必要です。また、「お弁当の日」や「ノーメディアの日」を推進するには家庭の協力が不可欠です。さらに、1泊2日の「幸雲南塾 in さんべ」や「通学合宿」等の社会教育事業、鉄の歴史博物館や永井隆記念館等の社会教育施設を活用することも、教育効果を高める上で非常に大切です。
- 市民全体への啓発活動を行うことはもとより、各コーディネーター、保育所、学校、PTA、地域自主組織等と協力し、学校教育と社会教育の連携・協働を図りながら、地域ぐるみの学校支援体制の構築を目指します。

（2）ふるさと教育の推進

【基本的な考え方】

ふるさと教育とは、ふるさとの「人・もの・こと」を活用した学習を通して、学ぶ楽しさ、ふるさとへの愛着と誇り、豊かな人間性・社会性を育成する教育です。そのために、地域の自然・歴史・文化・産業といった教育資源を学習教材として取り入れるとともに、地域の人とのふれあいや様々な体験活動を、教育活動の中に積極的に取り入れることが重要です。

本市では、これまで行ってきたふるさと教育を「『夢』発見プログラム」の根底に位置づけ、一層の充実を図ります。そして、ふるさと教育をはじめとして全ての教育活動において、学校支援体制の拡充を図るため、教育支援(地域)コーディネーターが中心となり、各校の支援者人材バンクの整備に努めます。

＜主な取り組み＞

①「『夢』発見プログラム」の推進によるふるさと教育の充実

- ふるさととの教育資源である「人・もの・こと」を活用する「『夢』発見プログラム」は、ふるさと教育推進の基盤となります。保育所・学校は、幼児児童生徒が学んだ地域の特色や魅力を、学習発表会等を通じて地域に情報発信します。
- 「『夢』発見プログラム」を推進することは子どもだけでなく地域の大人にとっても、ふるさとに自信と誇りをもち、夢と希望を抱くことにもつながることから、自らの知恵や技能などを生かすことのできる機会の提供に努めます。
- 「『夢』発見プログラム」とふるさと教育の一層の充実を図るため、その推進役として、引き続きコーディネーターの配置など、学校支援体制の強化を図ります。

②地域教育資源の発掘と積極的な活用

- 保育所・学校が、地域に潜在している多くの教育資源を発掘し、学校教育に生かしていくには、保育所・学校と地域や行政との連携が大切です。
- 学校は、コーディネーターと連携・協働して常に新しい地域資源の発掘を行い、学校独自の「人・もの・こと」の情報を集約し、自校の教育活動への活用を図ります。市教育委員会は、市全域での教育資源の共有化を図り、学校の積極的な活用の促進を図ります。

2. 就学前教育の充実

平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法^{※21}が成立したことにより、国は幼稚園、保育所に加え、認定こども園を普及し、子どもを支えていく方向を示しました。戦後、幼稚園を学校、保育所を児童福祉施設と位置付けてから一貫して幼保一体化の議論がなされてきたことを考えると、大きな変化になりました。

本市では、合併前の平成 15 年から「教育創造プロジェクト」の中で幼保一体化の推進を目指してきました。そして、「『夢』発見プログラム幼児期版」の策定段階から、保育所・幼稚園・認定こども園と、在籍する施設に関係なく、本市の子どもを育てていこうとしてきました。これまで本市が目指してきたことと、今回国が目指すことは同じであり、一層自信を持って、同じ方向で就学前教育を進めていきます。

幼稚園等を取り巻く社会環境は激変していますが、保育者の資質と指導力の改善が重要であることはこれまでと変わりません。そのため、研修の機会を設けるとともに、指導・支援体制を一層充実させていきます。

また、特に年齢の低い子どもにとって、家庭の存在は大きなものです。近年低下が叫ばれている家庭や地域の教育力が高まっていくよう、情報提供や子育て相談機能の充実に取り組みます。

そして、これまで大切にしてきた次の点を踏まえつつ、就学前教育が一層充実していくようにしていきます。

※21 「子ども・子育て関連 3 法」

- ・子ども・子育て支援法
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

の 3 つの法律のことを言います。

保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するという趣旨で制定されました。

〔就学前教育において大切にポイント〕

- ・遊びを通して、一人一人の幼児が幼児期の発達に必要な様々な経験ができるようにする
- ・幼児が様々な体験を重ねながら、生命の尊さに対する感受性や他者との豊かな人間関係、他者への共感性等を育めるようにする
- ・正しい人権感覚を身に付けていけるよう、人権・同和教育を保育の基底に位置づけた教育を推進する

（１）特色ある教育活動の推進

【基本的な考え方】

幼児期の教育は、幼児が「人・もの・こと」に積極的にかかわりながら、多様な体験を通して総合的な発達を促すものです。

近年、幼児児童生徒の体力の低下が指摘されています。その時期に経験すべき経験ができないと、身体の諸機能が育ちにくくなるだけでなく、自ら考える力やコミュニケーション能力等の「生きる力」にも大きな影響を与えます。

将来社会的に自立し、強く生き抜くため、特に幼児期には「やってみよう」「なってみよう」という意欲を持ち、体を動かす楽しさを感じることが大切です。

本市には、豊かな自然や温かな地域の人、伝承されてきた文化等があります。しかし、そこに“ある”だけでは、幼児にとって意味ある「人・もの・こと」にはなりません。保育者がその価値を見出し、積極的に保育に取り入れ、幼児が自分からかかわっていけるようにしていかなければなりません。そのような教育資源や教育力を保育に生かし、幼児を取り巻く関係諸機関と連携を図りながら、就学前教育の推進を図ります。

＜主な取り組み＞

①雲南市幼児期運動プログラムに基づく「遊び」の実践

- 平成 25 年度に作成した「雲南市幼児期運動プログラム＜理論編＞^{※22}」に基づき、保育(遊び)の実践を推進していきます。そして、より充実した保育が実践できるよう、講演会や研修会を実施し、保育者の質の改善を目指します。
- 「雲南市幼児期運動プログラム＜実践編＞」を作成し、本市ならではの取り組みを推進していきます。
- 保護者や地域の方と連携・協働して取り組むことができるよう、本市の幼児の現状や取り組み等について情報発信をしていきます。

②地域の自然環境の中での直接体験の推進

- 園外保育を積極的に行い、年間を通して地域の多様な自然環境の中で、身体全体を使って遊ぶ直接体験や、感動体験を重視した計画的・意図的な保育ができるよう勧めていきます。あわせて、豊かな自然の中での様々な命あるものとのふれ合いを通して、親しみや愛情が育まれるよう保育内容の充実に努めます。
- 幼児が地域の方と様々な場所で交流し、心を通わせることは、自らが大切にされている喜びを感じることに、ひいては自己肯定感の高まりにつながることから、地域の方との交流を計画的・意図的に行います。
- また、地域の伝統・文化に触れることは、住んでいる地域への愛着を育てることにもつながります。今後も、こうした地域資源の積極的な活用によって、幼児が多様なかかわりや経験をできる教育活動を推進します。

^{※22} 「雲南市幼児期運動プログラム＜理論編＞」

幼児にかかわる保育者等が心がけるべき基本事項を、運動に関してまとめたものです。文部科学省「平成 25 年度 幼児期の運動促進に関する普及啓発事業」で作成しました。

(2) 就学前教育の質の改善

【基本的な考え方】

就学前教育は、保育所保育指針や幼稚園教育要領、認定子ども園教育・保育要領(以下「幼稚園教育要領等」)において「環境を通して行う教育である」とされており、幼児を取り巻く環境の整備はその発達に重要な意味を持っています。

適正規模適正配置基本計画に基づく適切な職員配置や幼稚園の実態に即した指導・支援を行うことができる体制の充実に努めます。

また、幼児は自分の身を守るすべをまだ十分に備えておらず、その安全確保には最大の配慮を要します。それを踏まえ、子どもの発達が促されるよう施設環境の整備に取り組みます。

社会の要請や期待に応え、就学前教育が成果をあげるためには、保育者の資質と指導力の改善が不可欠です。全ての保育者が、就学前教育の基本を理解し、それぞれの学級の実態や個々の発達の特性に応じた適切な指導が行えるよう、研修体制と研修内容の充実に努めます。

<主な取り組み>

①指導・支援体制の充実

- 適正規模適正配置基本計画に基づき、地域の理解を得ながら、子ども同士が学び合い、助け合うことのできる教育環境の整備に努めます。
- 特別な支援を要する幼児や家庭への支援等、幼稚園等に求められることは増加しています。それらに適切に対応していくことが幼児の発達を支えていくことにつながります。そのため、職員数はもちろん、経験年数・年齢構成等も考慮した職員配置ができるよう、関係部局に提案していきます。
- 本市では、教育委員会に幼児教育を担当する専任の指導主事を配置し、平成26年度から子育て支援課に子育て相談室を設け、幼稚園等の実態に即した指導ができる体制を整えています。今後、一層、幼稚園等への直接指導や研修の企画、相談機能等の強化等、市教育委員会の指導・支援体制の充実に図ります。

②教育環境の充実

- 施設の維持修繕や防犯対策等の安全管理については、危険性や緊急性を考慮して計画的に改善していきます。
- 幼児の好奇心や探究心等が十分に満たされ、身体的、知的、情緒的な発達が促されるよう、園庭や園舎内の環境づくりに努めます。

③保育者の保育観と幼児理解の共有化

- 幼児一人一人の発達に応じ、集団生活の中で遊びを通した総合的な指導を行うには、幼稚園教育要領等の内容を理解することが極めて重要であることから、市全体での研修会の開催や、園内研究会等を通して、保育者に幼稚園教育要領等の理解を促します。また、幼稚園等が地域や子どもの実態に即した教育課程や保育課程、指導計画を立案し、日々の保育を展開していくことができるよう支援します。
- 全ての保育者が年齢や各時期の発達に対応した幼児理解を深め、保育上の問題や課題を解決できるよう、研修等を積極的に行います。具体的には、実際の保育を通した研究会の機会を増やしたり、指導講師を招いて学習したりする等、園内研修の在り方について助言します。
- 研修対象教職員の機会均等を図り、正規職員だけでなく講師にも等しく園外研修への参加を促します。

(3) 特別支援教育の充実

【基本的な考え方】

本市においても、特別な支援を要する幼児児童生徒が増加しています。特に近年は、就学前の幼児に関する相談が急増しています。早期に子どもの特性を把握し、それに即した支援・指導をしたり、関係諸機関との連携をコーディネートしたりしていくことが、長い将来にわたり、自分らしく、自立した生活を送ることにつながります。

全ての幼児が等しく集団生活の楽しさや充実感を感じられるようにするには、保育者の特別支援教育や就学指導に対する正しい理解が必要です。充実した支援のため、それぞれの幼児の情報を共有することは支援の連続性を保つうえで非常に重要ですが、一方で、個人情報への取扱いには慎重な対応が必要です。

また、全ての幼児は、家庭や地域の中で生活しています。成長するにしたがって、家庭から地域へと生活の場を広げていき、その一員として豊かに生きることが充実した人生を送ることにつながります。

しかし、これまで障がい者は必ずしも十分に社会参加できる環境にありませんでした。その反省に立ち、国はだれもが相互に尊重し支え合い、多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会、「共生社会」を目指しており、本市もその実現に向けて取り組んでいます。また、国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、国では平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成 28 年度より施行します。それらの趣旨や理念に基づき、小学校等で進められているインクルーシブ教育^{※23}についても同様に取り組んでいきます。

同時に、共生社会を実現するためには、保護者や地域の特別支援教育への理解も欠かせません。その理解が深まるよう努めます。

＜主な取り組み＞

①早期の気づきと指導・支援の充実

- 「すくすくアンケート」等で子どもの発達に気づききっかけを作ったり、特別支援学校合同相談会など相談の機会を設けたりすることで、特別な支援を要する子どもへの早期の支援ができるようにします。
- 特別な支援を要する全ての幼児に対して、きめ細かな指導・支援を行うため、支援員の配置を充実していきます。
- 幼稚園等では特別な支援を要する子どもの個別の教育支援計画^{※24}を作成し、乳幼児期から継続的、長期的な指導・支援体制ができるよう努めます。
- 幼児を対象とした「通級指導教室」の設置に向けた取り組みを検討します。その開設により、言葉の発達の遅れ等、特別な支援を要する幼児への指導の充実を図るとともに、多様な相談内容への対応を充実させていきます。

②関係機関との連携の強化

- 関係部局と連携し、保護者・幼稚園等の様々な相談に対し、そこに相談すれば必要なことが全てできる総合窓口のようなシステムの構築に努めます。
- 個人情報の保護に配慮しながら情報交換の在り方を整理し、幼稚園等と療育施設や医療機関、特別支援学校、小学校等とが連携した支援に努めます。

^{※23} 「インクルーシブ教育」

「障害者の権利に関する条約」第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

^{※24} 「個別の教育支援計画」

障がいのある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的に作成される計画です。

- 療育機関や特別支援教育にかかわりのある専門機関との連携を図り、適切な相談・支援が行える体制を整えます。

③保護者や地域の理解の促進

- 保護者が特別支援教育に対する理解を深めることができるよう、幼稚園等に「園・所便り」等の発行や講演会の開催を促していきます。
- 地域に対しては、市報等、様々な機会を利用し、特別支援教育に関する情報を発信していきます。

(4) 幼稚園等、小学校等との連携の強化

【基本的な考え方】

幼稚園等は公立・私立、部局の違いこそあれ、それぞれが小学校以降の生活や学習の基盤の形成に重要な役割を担っています。就学前教育を充実するため、幼児の交流活動や保育者同士の交流、研修会等を実施し、相互理解の促進に努めるなど連携を強化します。

また、幼稚園教育要領等や小学校学習指導要領において、子どもの生活や発達の連続性を踏まえて、幼稚園等や小学校との連携や合同の研修会を設けることが明記されています。

子どもの連続した発達を保証するためには、幼児期と児童期のように、次の発達段階との接続が大変重要です。それぞれの発達段階における発達の特徴や発達の道筋を理解しなければなりません。

本市では「『夢』発見プログラム」を基盤にし、幼児期から小学校、中学校へと一貫性のあるプログラムを展開しています。そのプログラムに基づき、就学前期では小学校への円滑な接続が行われるよう努めます。

＜主な取り組み＞

①就学前の子どもの交流の促進

- 幼稚園等の枠を超え、幼児同士の保育交流会や合同行事を積極的に開催し、幼児同士が親しみながら一緒に活動する機会を設けるよう促します。

②保育者相互の交流の促進

- 0歳児からの発達の連続性を理解し、今の幼児の姿を理解することが大切です。幼稚園等が相互の交流を促進していくことで、保育者が発達の道筋をより理解できるよう努めます。
- 公立私立にかかわらず、幼稚園等の合同研修会を開催し、お互いの経営や保育内容、保育方法等についての情報交換をする等、保育者の交流促進に努め、保育の質の改善を目指します。
- 園内研究会等様々な機会を捉え、幼稚園教育要領等への理解が深まるよう指導・助言を行い、保育者が共通認識を持って幼児に対応できるようにしていきます。

③「『夢』発見プログラム」に基づく小学校への円滑な接続

- 就学前教育と小学校教育とを円滑に接続するには、まずお互いの教育について十分に理解することが必要です。小学校の教職員に幼稚園等の保育研究会への参加を促すとともに、小学校の授業研究会に保育者の参加を促します。また、幼稚園等の保育者が小学校で授業を、小学校教諭が幼稚園等で保育をするような取り組みを提案していきます。
- 各地区での「こどもを考える会」等での情報交換や意見交換会、研修会等の開催を促進します。
- 幼稚園等と小学校双方にとって有意義な交流ができるよう研修や交流会等の内容を工夫します。

(5) 家庭教育支援の充実

【基本的な考え方】

家庭は教育の原点であり、生涯を通して生きていく上で必要な習慣を身に付け、人への温かな心情を育む大切な場所です。近年、少子化や核家族化、情報化等の社会の変化や、ライフスタイルの変化、人間関係の希薄さ等によって、子育ての孤立化や育児不安の深刻化が進んでいます。また、保護者の就労などにより、親が子どもにかかわる時間が減少しています。

このような現状を踏まえ、平成 18 年に改定された教育基本法では「家庭教育」の項目が新たに加えられました。

幼稚園等においても、育児を担う保護者及び家庭への支援の必要性が年々増えてきています。これまでも幼稚園等は「園・所便り」等を通して幼児期に大切にしなければならないことや、子育てに関する情報を保護者に提供してきました。また、それぞれの家庭の実状に配慮しながら、相談に応じたり、アドバイスを行ったりしてきました。これまで以上にこうした情報発信等の家庭支援をしていくよう努めます。

また、幼児の心身の成長に密接にかかわる食について、「雲南市食育推進計画^{※25}」に基づき、幼稚園等は家庭への啓発や地域の方との調理体験や農業体験等を通して、食や生命に対する感謝の心を喚起する等、食育の推進に努めます。

一方、職業等を持っていても子どもを幼稚園に通わせたいという保護者に対する支援として、幼稚園における預かり保育を実施しています。本市では平成 21 年 9 月から 5 歳児を対象に試行を開始し、その後、保護者の要望に応え、利用年齢や実施園等を改善してきました。今後、認定こども園の普及を進める中で、その実施形態等の検討を行います。

さらに、子育て相談機能については、平成 26 年度に子育て支援課に子育て相談室が設置され、就学前までの乳幼児の発達相談等により迅速に対応することができるようになりました。今後も子育ての不安等を軽減し、保護者自身が生活の中で自信を持ち、喜びを感じながら子育てができるようにしていきます。

しかしながら、幼児を取り巻く様々な社会環境や家庭環境の変化によって、幼児の基本的な生活習慣の欠如、コミュニケーション能力や自制心、規範意識の不足、運動能力の低下等様々な面での問題が懸念されています。

このような幼児期の子どもの育ちの変化に対応するためには幼稚園等だけでなく、幼児にかかわる諸機関がそれぞれの専門性を生かしながら、課題解決に向けて連携・協働する必要があります。

＜主な取り組み＞

①保護者への情報提供の充実

- 保護者に様々な研修の場を提供したり、いろいろな情報発信をしたりすることで、子育てにおける家庭の役割の重要性を再認識できるようにしたり、子どもへのかかわりを改善したりできるようにしていきます。
- 「子どもとどう接したらよいか分からない」、「誰に相談してよいか分からない」という保護者もいることから、積極的に子育てに関する情報を発信していきます。
- これまでも小学校等関係機関と連携・協働しながら行ってきたように、「早寝早起き朝ごはん」や「ノーメディアの日」等の取り組みを推進します。

※25 「雲南市食育推進計画」

豊かな食に恵まれた本市の風土を次の世代へしっかりと受け継ぎ、将来にわたって市民が健康で豊かに暮らせるよう願いを込め、平成 20 年度に策定されました。この計画は、「子どもの調理活動や生命にふれる体験を増やしていく取り組み」「食育に関して若い世代を応援する取り組み」「雲南市の恵まれた食をもっと多くの市民に知ってもらう取り組み」から構成されており、これらの取り組みを推進するための体制づくり、計画の実現に向けた様々な施策が盛り込まれています。

- 関係諸機関が実施する「すてっぷあっぷ^{※26}」、「親学プログラム^{※27}」等の開催について、周知していきます。
- 保護者同士が交流できる学級懇談会や子育てフリートーク、保育に参加する機会等の開催に努めます。
- ホームページで様々な情報発信をすることで、子育ての重要性や子どもの活動の意味等について保護者の理解が深まるよう努めます。

②幼稚園における預かり保育の充実

- 今後の認定子ども園の普及にあわせ、実施園や形態等を検討します。
- 個々の特性と安全面を考慮して人的体制を整え、特別な支援を要する幼児の預かり保育を行います。

③子育て相談機能の充実

- 子育て相談室と連携を取り、発達相談等を実施していきます。
- 幼稚園等には、子育て支援機能を持った地域の幼児教育センターとしての役割も求められていることから、現在ある施設や環境を活用し、保護者同士の豊かなコミュニケーションや情報交換の場となるよう機能の充実を図ります。
- 地域の様々な方が気軽に利用できるような雰囲気づくりをしながら、安全面に配慮し、園庭の開放等を検討します。
- 未就園児親子見学会や幼稚園等の開放を行い、家庭にいる幼児・保護者の交流や、子育て相談機会を設けるように努めます。

④関係機関との連携の強化

- 地域の「子育て支援センター^{※28}」、専門の相談機関や療育機関、医療機関、また「身体教育医学研究所うなん^{※29}」や大学等の研究機関との連携を推進し、連絡会議の開催、専門機関からの情報提供、専門機関が主催する研修会への参加促進に一層努めます。
- 保育所等を所管する本市健康福祉部等と、所管を越えて必要な施策が共に実行できるよう連携の強化に努めます。

(6) 開かれた就学前教育の推進

【基本的な考え方】

本市の全ての幼稚園等にはPTAが組織され、研修会・懇談会の開催等、それぞれに活動を展開されています。しかし、幼児数の減少や保護者の多忙感等のため、思うような活動が展開できないといった課題もあります。PTA活動の活性化により、保育者の教育力が高まることが期待され、それは子どもがより充実した生活を送ることにつながります。PTA活動の活性化や地域との連携により、開かれた就学前教育を推進します。

その際、積極的に情報を公開するなどして、幼稚園等は保護者や地域に信頼されなければなりません。これまでは幼稚園教育要領等や学校教育法において、「評価に努めること」と記されていましたが、今回、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律では、自己評価が義務に、

※26 「すてっぷあっぷ」

具体的で効果的なしつけの方法を提案し、親子でのより良いコミュニケーションができるようになることを目指す、子育て奮闘中のママパパ応援プログラムです。

※27 「親学プログラム」

家庭教育支援を行う人が、主に乳幼児から中学生を持つ親（保護者）を対象に、親としての役割や子どもとのかわり方の気づきを促すために活用する学習プログラムです。

※28 「子育て支援センター」

育児不安についての相談・指導、子育てサークル等の育成・支援や情報提供等地域の子育て家庭への育児支援をしています。

※29 「身体教育医学研究所うなん」

身体教育医学に関する総合的かつ実践的な調査研究機関で、平成18年度に設置されました。健康づくりに関する調査研究や、介護予防活動の推進・支援、地域の健康づくりリーダーの育成、運動好きの子どもを増やす取り組み等を行っています。

関係者評価・第三者評価が努力義務とされました。保護者や地域の方からの評価を踏まえ、保育を改善していくことで、お互いが理解し合い、信頼し合える「地域の幼稚園等」となるようにしていきます。

地域の「人・もの・こと」を地域社会の持つ教育力として就学前教育に積極的に活用し、子どもが一層多様な経験ができるようにするとともに、子育てを行う家庭を地域社会全体で支えていくことが必要です。

そのように地域の「人・もの・こと」にかかわることで、地域への愛情が育まれます。それが基盤となり、本市にとどまらず、国を愛し、世界を愛するという態度を身につけることが期待されます。

そのためには様々な文化に触れ、お互いを大切にする気持ちを持つことが肝要です。さらに、このことはそれぞれの個性を認め、共に生活をしていこうとする人権・同和教育や共生社会の形成にもつながります。以上のことを踏まえ、多様な「人・もの・こと」に開かれた教育活動を推進していきます。

＜主な取り組み＞

① P T A 活動の活性化の推進

○他幼稚園等の P T A と交流や情報交換をしながら、活動の意義や内容を見直したり、自園だけではできない活動を計画したりするなど、P T A 活動がより充実するよう、助言等を行います。

○保護者がどのような研修の在り方や内容が求めているのか、ニーズを把握し、子育てのための学習機会の充実に努めます。

② 幼稚園等における評価の実施

○幼稚園等の運営について改善を図るため、自己評価の実施・報告を指導します。また、それを踏まえて必要な指導・助言を行っていきます。

○関係者評価・第三者評価を実施できるよう支援・助言をしていきます。その評価結果を保護者にも公開するとともに、それに基づいた改善をし、保護者と力を合わせて子どもの育ちを支えていけるようにします。

③ 地域と連携した教育活動の推進

○地域の高齢者や様々な人材の積極的な活用を図り、子どもが豊かな経験できるように努めます。

○教育支援コーディネーターや社会教育コーディネーターと連携し、「人・もの・こと」という地域資源を開拓し、保育に生かすよう努めます。

④ 多様な文化とのかかわりの推進

○本市で活用している A L T (外国語指導助手) や A E T (英語指導助手)、国際交流員と交流し、言葉遊びなどを通じて、様々な言語に触れるなど、様々な異文化に触れる機会を設けます。

3. 小中学校教育の充実

小中学校では、全ての子どもが将来社会で自立して生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる「生きる力」を育むとともに、社会の形成者として必要な基本的資質を養うことが求められています。

こうした中、学習指導要領の改訂が行われ、小学校では平成 23 年度から、中学校では平成 24 年度から新学習指導要領が完全実施されています。新学習指導要領では、「生きる力」を育むという基本理念は継承され、その理念を実現するための具体的な手立ての改善が図られたところです。

本市においても、学習指導要領の趣旨にのっとり、児童生徒の「生きる力」を育むための諸手立てを講じていく必要があります。

「生きる力」とは、以下の要素で構成されています。

〔「生きる力」とは〕

- ・基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力などの「**確かな学力（知）**」
- ・自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心などの「**豊かな人間性（徳）**」
- ・たくましく生きるための「**健康や体力（体）**」

「生きる力」の育成には、「知」「徳」「体」をバランスよく育むことが重要であり、本市では「生きる力」を「社会を力強く生き抜くために必要な総合的な力」と捉えています。小中学校では、将来社会を力強く生き抜く力を身につける上での基礎的な力として、「生きる力」を確実に身につけることが重要です。

また、小中学校は、教職員による自己評価や、保護者・地域住民など学校関係者による評価を実施したり、あるいは児童生徒を対象としたアンケートを実施したりするなど学校評価を行い、その結果を公表するとともに、これを生かして教育活動の改善に努める必要があります。

市教育委員会では、学校が抱える諸課題の解決に向けた支援体制の確立や、学校が充実した教育活動を展開するための人的・物的環境の整備・充実を図ります。

また、授業力や学級経営力など、教員の資質向上に向けた指導・支援体制を拡充・強化し、「生きる力」の育成を目指した学校教育のさらなる推進に努めます。

（１）確かな学力の育成

【基本的な考え方】

確かな学力を育成するためには、児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを育むとともに、主体的に学習に取り組む意欲的な態度を養い、個性を生かす教育に努める必要があります。

小中学校は、各教科における基礎・基本の徹底はもとより、児童生徒に学習への興味や関心、意欲、コミュニケーション能力、情報活用能力など確かな学力を育成するため、教育活動の充実を図ります。

＜主な取り組み＞

①主体的な学びの確立

【「①主体的な学びの確立」における基本的な考え方】

- 確かな学力の育成を図るためには、児童生徒の実態把握に努め、授業力の向上と個に応じたきめ細かな指導に努めることが大切です。
- 同時に、生涯を通じて主体的に学び、答えのない課題に向き合い、最善解を導き出す力の基礎を作ることが求められます。
- 主体的な学びに不可欠な学習意欲の向上には、児童生徒が学ぶ楽しさやおもしろさを実感できることが重要です。小中学校は、誰にとってもわかる授業を目指した指導方法の工夫改善、ユニバーサルデザインによる授業づくりなど、授業力の向上を図る必要があります。
- また、家庭との連携を深めることによって学習習慣を確立し、基礎・基本の確実な定着を図ることも大切です。
- さらに、小中学校が連携を図り系統的・継続的に学力育成に取り組むことが重要であり、保育所や学校間の連携を今後一層推進していきます。
- また、学力育成の推進にあたっては、効率的な施策の展開のため、島根県教育委員会とも「学力育成会議」等を通じ、連携していきます。

ア. 基礎・基本の徹底

- 小中学校は、各教科の基礎的・基本的な知識・技能を厳選し、実態に応じて個別指導や繰り返し指導、複数教員による指導など、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ります。
- また、これらの学習の基盤となる国語力の育成を図るため、国語科での音読、暗唱、漢字の読み書きなどを重視するとともに、各教科において記録、説明、論述といった学習活動や学校図書館を活用した学習活動を積極的に取り入れます。
- 基礎・基本の習得に欠かせない家庭での学習習慣の定着を図るため、予習・授業・復習という学習サイクルの定着を図る取り組みや、保護者への家庭学習の重要性やそのあり方等について啓発活動を推進します。
- 全国学力・学習状況調査や生活状況調査等の結果を検証し、事後の取り組みに活用するなど、PDCAサイクルによる授業改善を推進します。

イ. 課題解決能力の育成

- 課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを育むためには、様々な体験活動が効果的です。そのために小中学校は、全ての授業において、扱う内容の工夫や、各教科における観察・実験、レポート作成、論述などの工夫を行います。
- 本市は、小中学校が行う様々な体験活動が十分に実践できるよう連携を図りながら支援を行い、課題解決能力の育成を目指します。

ウ. 学ぶ意欲の向上

- 学習意欲や知的好奇心を高めることは、生涯学習につながる重要な要素です。小中学校は、児童生徒の興味・関心を生かした学習課題を設定し、自主的・自発的に学ぼうとする態度を育成します。
- また、わかる喜びを実感させるために、少人数指導やグループ別指導、補充的な指導や発展的な指導など指導方法を工夫し、さらには学習活動に対する評価の工夫改善を図ります。

②キャリア教育の視点からの学習の充実

- 各小中学校は全ての教科において、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、児童生徒が将来社会的に自立して強く生き抜くために必要な意欲・態度や能力を身につけるため、取り組みます。
- 自ら課題を見つけ、主体的に判断し、より良く問題を解決する資質や能力とともに、問題解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができる児童生徒の育成を目指します。
- 今後も、本市の地域資源や人的資源の発掘と活用を促進し、特色ある学習の時間になるよう努めていきます。

③外国語活動・英語教育の充実

【「③外国語活動・英語教育の充実」における基本的な考え方】

- これからのグローバル化社会において多様な人・文化に接する機会が増える中で、英語をはじめとする外国語を学ぶことは、多様な人と相互に理解し合うコミュニケーション能力を養う意味からも必要不可欠です。
- そうした状況の中、今後の教科化を見据え、外国語活動は小学校 3、4 年生から音声に慣れ親しませながらコミュニケーション能力の素地を養うとともに、言葉への関心を高めること、高学年では「聞く」「話す」に加え、「読む」「書く」の態度の育成を含めたコミュニケーション能力の基礎を養うことが求められています。さらに、中学校では小学校からの連続性を踏まえ、互いの考えや気持ちを伝え合うコミュニケーション能力の養成が重視されます。

- 本市では、この流れに先駆けて小学校で外国語活動の教材開発や指導方法などの研究を進め、また外国語指導助手や国際交流員を積極的に活用して外国語活動の充実を図ってきました。
- 今後一層のグローバル化と、外国語活動の低年齢化の流れも踏まえつつ、そのような時代に求められる豊かなコミュニケーション能力の育成を目指し、英語教育をはじめとする外国語活動の充実を推進します。

- 説明や発表、討論等の言語活動を豊富に取り入れ、互いの考えや気持ちを伝え合うコミュニケーション能力が育成されるよう授業を工夫します。
- ALT(外国語指導助手)をはじめとした外部講師を活用する一方、教員それぞれの英語指導に関する能力の向上や、そのための研修の充実に努めます。
- また、小学校ではこれまでの教科に加え、更に英語科が導入される可能性があることから、より教員の負担が増大することが考えられます。よって、ネイティブスピーカーやALT等の配置など、教員のサポート体制についても充実を図ります。
- 平成26年度より4年間かけて吉田中学校区で実施される「英語教育強化地域拠点事業^{※30}」をモデルとして、その取り組みを市内全体の小中学校で共有できるような仕組みの導入を目指します。
- さらに、高校や大学等とも連携し、英語科について専門性を持った指導方法等の研究や組織的な研修体制の確立を目指します。

④情報化に対応した教育の充実

【「④情報化に対応した教育の充実」における基本的な考え方】

- 高度情報化社会に生きる子どもたちにとって、小中学校での情報教育は今や欠かすことのできないものとなっています。コンピューターやインターネットに慣れ親しむだけでなく、文字入力等の基本的な操作や、情報モラルを身に付け適切に活用できるようにすることが重要です。
- また、多くの情報が氾濫している現代においては、必要な情報を迅速に収集・整理し、その中から本当に大切なものを選択して、目的に応じて活用する能力を育てることが求められています。
- 一方、情報通信の発達、利便性の向上につながった反面、インターネットを利用した誹謗中傷や犯罪等、新たな問題を引き起こしています。インターネット等の適切な利用ができるよう情報モラルを育成します。
- 児童生徒の興味や関心を大切にし、各教科や総合的な学習の時間などにおいて、情報機器の積極的な利用を図るとともに、情報を適切に活用し、発信していくことのできる児童生徒の育成を目指します。

ア. 情報活用能力の育成

- 本市の小学校では児童2人に1台、中学校では生徒1人に1台のパソコンを整備しており、いつでもインターネットを活用しながら学習を進めることができる環境を整えています。
- 小中学校は、児童生徒の主体的な学習に向けた意欲づけを重視するとともに、様々な教育活動の中に調べ学習や課題解決学習を積極的に取り入れ、主体的に情報を活用・発信していく能力の育成を目指します。

^{※30}「英語教育強化地域拠点事業」

文部科学省による委託事業で、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」に基づき、小学校において英語教育が早期に実施された場合の教育課程の在り方及び中学校・高等学校への円滑な移行と教育内容の高度化等、各学校段階を俯瞰した系統性のある教育課程を研究開発する事業です。

本県では、県内の全小学校の3分の1を超える小学校が複式学級を有している中で、現在、複式学級における外国語活動では2カ年の指導単元の組み替え等によって対応しており、他の教科等ほど指導方法が確立されていないという状況があります。今後の英語教育の早期化に伴い、複式学級における英語指導はこれまで以上に大きな課題となることが予想されます。

上記の問題意識の下、吉田中学校区では島根県と協働で、異学年の児童が同時に存在する少人数学級においてもコミュニケーション能力の素地や初歩的な英語力を養うことができる複式学級の教育課程や指導方法等の開発に取り組んでいます。

イ. 情報モラルの向上

- 小中学校は、情報教育を道德教育や人権教育に位置づけ、専門機関の協力を得るなどして、児童生徒の情報モラルの向上を図ります。
- 市教育委員会は、情報モラルの指導法に関する教職員研修や、保護者・地域住民の情報モラル向上に向けた啓発活動を推進します。

ウ. 情報教育の環境整備

- これまで、児童生徒用パソコンの定期的な更新はもとより、教職員用パソコンの整備やネットワーク化など、情報教育を進めるための環境の整備・充実を図ってきました。
- 今後も継続して行うとともに、タブレット型端末・電子黒板等の普及によりパソコン教室以外でのＩＣＴ機器の活用する機会が増えている中で、教員が授業でそのメリットを最大限活用し、授業が充実できるよう環境整備の充実やＩＣＴ支援員等の充実に努めます。あわせて、教員が生徒指導等に集中できるよう、校務システム等の導入を積極的に推進します。

(2) 豊かな心の育成

【基本的な考え方】

児童生徒の豊かな心を育むため、自己の生き方について自覚し、道德性を育むことを目指す心の教育を充実させます。

豊かな心とは、ひたむきな心、優しい心、広い心、素直な心、強い心などを兼ね備えていることであり、道德性とはこういった道德的な心情に加えて、判断力、実践意欲、態度などを含んだものです。

小中学校では、道德教育を中心に全ての教育活動で心の教育に取り組んでいます。特に道德の授業を道德教育の中核に位置づけ、心に響く授業を創意工夫し、自己の生き方を考え、見つめ直す時間としてその充実を図っていきます。

特に、規範意識や社会性、思いやりの心を育てるための「道德教育」、豊かな自然や人とかかわりなどを重視した「奉仕・体験活動」、感性や情操、想像力、集中力等を育てる「読書活動」を通じて、児童生徒への心の教育の充実を努めます。

<主な取り組み>

①道德教育の充実

【「①道德教育の充実」における基本的な考え方】

- 道德教育では、自他の生命を尊重し、基本的な生活習慣や規範意識、信頼感や思いやりなどの道德性を養うとともに、法やルールを遵守し、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てることが重要です。
- 小中学校は、心に響く道德の授業を目指して、教材開発や指導方法の工夫、地域人材の活用、管理職による授業などを行うとともに、教育活動全体を通じて道德教育の充実を図ります。
- 本市では、生命尊重、勤労・奉仕、郷土愛、尊敬・感謝といった道德的価値を「『夢』発見プログラム」に位置づけ、全ての小中学校が全ての学習を通して取り組んでいます。また、豊かな自然を教材とした環境学習との関連も重視し、児童生徒の道德教育の充実を図ります。
- さらに、島根県では「ふるまい推進」に取り組んでおり、その活動を通して、人とかわる上で大切なことを身につけられるよう、各小中学校は「ふるまい」について意識できるよう取り組みます。

ア. 規範意識や社会性の醸成

- 近年多発する問題行動や事案を顧みると、道徳教育の中でも特に法やルールを遵守する態度、物を大切にすることの気持ち、善悪を判断する力などを育む必要があります。
- 正しい判断と適切な行動がとれる道徳的実践力の育成を目指し小中学校は道徳教育の全体計画を策定し、全ての教育活動を通じて取り組みます。

イ. 思いやりの心の育成

- 子どもは発達段階に応じて多くの人とふれあうことで、人の温もりや愛情を感じ、また自他を大切にすることの経験の積み重ねにより、思いやりの心が育ちます。
- 小中学校は、異学年交流や高齢者・障がい者との交流活動などを通じて、思いやりの心の育成に努めており、今後もこうした活動を通じて、児童生徒の思いやりの心の育成に努めます。

②奉仕・体験活動の推進

【「②奉仕・体験活動の推進」における基本的な考え方】

- 集団や社会の一員として役割を担うと同時に周囲から認められることは、自己存在感や自己有用感の育成には大切な経験です。
- 他人や社会のために尽くし、その結果、人から感謝される体験は、児童生徒に自分の存在意義を自覚させ、自己有用感を得ることができます。
- また、自然の中で行う様々な体験活動は、新たな発見や疑問、驚き、反省、喜び、感動といった多くの気づきを引き出すとともに、自然の厳しさを実感し、困難に耐える力や問題を解決する力を身に付けることができるなど、心の教育の育成にとって大きな役割を果たします。
- 同様に、小中学校で行うクラブ活動や部活動は、望ましい人間関係づくりと個性の伸長を図るとともに、様々な体験活動を児童生徒が主体的に行う大切な機会です。
- 小中学校は、各コーディネーターと連携・協働し、地域の「人・もの・こと」の教材開発や人材発掘を行い、これらの活動に活かしたり、ふるさと教育やキャリア教育に活かしたりします。

ア. 公の意識の醸成

- 小中学校は、ボランティア活動や集団宿泊活動などを地域の方々の協力を得て積極的に取り入れ、児童生徒に人とのふれあいや社会貢献、感謝される体験などの実践を通して、社会の中で助け合おうとする意欲や態度の育成を目指します。

イ. 自然体験、芸術・文化体験の充実

- 豊かな自然の偉大さや美しさにふれたり、ふるさとの伝統・文化や優れた芸術を鑑賞したりする体験活動は、自然や環境を大切にすることの心や感動する心を育てます。自身の人生を豊かにできるよう、生涯を通じてそれにふれる素地を作ることができるよう体験活動等を推進します。
- 小中学校では、五感を通して学ぶ体験活動をこれからも積極的に取り入れ、将来にわたって豊かな人生を送ることができる児童生徒の育成を目指します。

ウ. クラブ活動・部活動の充実

- 児童生徒数の減少に伴う部員数不足等により、思うような活動ができない部分もありますが、クラブ活動・部活動を通して得られる経験や仲間は児童生徒の心の発達において重要です。そのため、小中学校は組織編制や活動内容、あるいは発表の場を工夫したり、外部講師の積極的な活用を図ったり、環境の整備に努めたりするなど、活動の一層の充実に努めます。

③読書活動の充実

【「③読書活動の充実」における基本的な考え方】

- 読書活動は、全ての学習の基盤となる活動であり、読解力・思考力・想像力といった能力を伸ばすだけでなく、感性や情操を育み、集中力を養う上でも非常に有効です。
- 読書活動の推進には、読書を習慣化することが必要であり、読書のおもしろさや本の必要性を感じさせることが重要です。
- 小中学校は、児童生徒が読書の楽しさを感じ、進んで読書をしようとする態度を育てるために、学校図書館の整備・充実や、積極的に図書館を利用した学習活動を推進します。また、日常生活における読書習慣の定着を図る取り組みも継続して実施し、読書活動の充実を図ります。

ア. 読書習慣の確立

- 小中学校は、司書教諭の有効活用に加え、保護者や地域ボランティアの協力を得て、読み聞かせ、朝読書、読書週間、親子読書等を実施しています。
- 学校司書や図書館司書、読書ボランティアを学校に配置するなど、人的環境の整備や活用の促進に努め、読書習慣の定着を目指します。

イ. 学校図書館の充実・活用

- 小中学校は、調べ学習の積極的導入や読書活動の推進を図るとともに、児童生徒が利用しやすい学校図書館の環境づくりに心がけます。
- 市教育委員会は、蔵書の整備・充実を図るとともに、蔵書のデータベース化、市立図書館とのネットワーク化を図り、児童生徒がいつでも楽しく利用できる学校図書館づくりに努めます。

(3) 健やかな体の育成

【基本的な考え方】

児童生徒が将来にわたって自己の健康の保持増進に主体的に取り組んでいくことは、まさに生きていくために必要な力そのものと言えます。その力を養うためには、小中学校での指導に加え、生活習慣の定着を目指して、家庭と協力して取り組む必要があります。

健康な心身の育成には、健康三原則である「バランスのとれた食事」「十分な休養と睡眠」「適度な運動」を生活習慣として確立させていくことが重要です。本市では、食事や睡眠、学習時間など児童生徒の生活実態を把握し、生活習慣の改善を図るための手立てを講じるため、児童生徒生活実態調査を毎年実施しています。今後も継続して行い、その結果を小中学校や家庭に公表し、生活習慣改善に向けた家庭での実践や、学校における指導の充実を図ります。

また、「早寝早起き朝ごはん」や「ノーメディアの日」等、食生活習慣や体力・運動能力の向上に向けた取り組みを実践し、健康教育の充実に努めます。

<主な取り組み>

①望ましい生活習慣の確立

【「①望ましい生活習慣の確立」における基本的な考え方】

- 健康な心身を育むためには、食生活を含めた規則正しい生活習慣の定着が大切です。このことは、学力との相関関係や生徒指導上の問題とも深い関係があることが指摘されています。
- 「『夢』発見プログラム」の柱の一つに「基礎的体力・生活リズムと『食』」を設定し、全小中学校で規則正しい生活習慣の定着に取り組んでいます。今後も生活実態調査の実施はもとより、望ましい生活習慣の定着を目指す学習内容を組み入れた本プログラムを積極的に推進します。

ア. 早寝早起き朝ごはんの励行

- 本市では、「早寝早起き朝ごはん」をスローガンに、学校・家庭・地域（企業・NPO等含む）・行政それぞれが、子どもの規則正しい生活リズムの定着に向けた活動に取り組んできました。
- その結果、朝ごはんを食べない児童生徒の割合は非常に低くなりましたが、一方で、朝ごはんを食べているとはいえ、その食事の内容については必ずしも適切なものであるとは言えないものもあります。
- 今後は、朝ごはんを食べることだけにとどまらず、その内容の充実のための取り組みに努めます。
- また、今後も、PTA活動や地域の研修会など啓発活動を積極的に行い、児童生徒だけでなく保護者や地域の誰もが健康な生活を送ることができるよう、地域ぐるみで望ましい生活習慣の定着を目指します。

イ. 家庭との連携の強化

- 「ノーメディアの日」や「お弁当の日」を設け、子どもと家族が共に実践する中で、自ら生活習慣の改善に取り組む態度の育成を目指します。
- 一方で、習い事や塾など、家庭や小中学校以外の場所での活動に熱心に取り組むあまり、家庭で過ごす時間の減少や、小中学校での活動に支障が出るなどの問題も出てきています。
- 習い事等との適切なバランスを意識し、望ましい生活習慣を定着させるため家庭への情報提供に努めるとともに、関係機関に対しても過度な練習や拘束時間にならないよう、注意喚起等を行います。

②体力・運動能力の向上

【「②体力・運動能力の向上」における基本的な考え方】

- 体力は生涯にわたって健康な生活を送るための基礎であり、行動意欲や学力育成とも深くかかわっています。主体的・継続的に運動に親しむ態度を育成するため、授業や体育的行事を工夫し、十分な運動量を確保して児童生徒自身が楽しさや達成感を得られるようにすることが重要です。
- しかし、近年、利便性の向上や外遊びの減少、生活習慣の乱れ等による児童生徒の体力・運動能力の低下が懸念されており、本市においても運動する子としない子の二極化の傾向が解決すべき課題となっています。
- 小中学校は、授業改善や健康安全・体育的行事を工夫するとともに、遊具の効果的な活用を図り、児童生徒が主体的に体力向上を目指す態度の育成を図ります。

ア. 運動に親しむ取り組みの推進

- 小中学校は、持久走やなわとびといった身近にできる運動や外遊びを奨励し、児童生徒自身が身体を動かすことの楽しさや大切さを実感できる取り組みを進め、主体的に運動に取り組む態度の育成を目指します。

イ. 運動部活動等の健全な推進

- 生徒数の減少に伴い運動部活動をする生徒が減少する中で、部活動のさらなる活性化を図るためには、運動部の重点化・広域化が必要であることから、隣接校同士でのチーム編制や交流など新たな取り組みを工夫するなど、運動部活動の環境整備に努めます。
- スポーツ少年団やスポーツクラブ等の社会体育団体と、指導方針等についての相互理解を図り、活動の充実に努めます。
- 指導者研修の実施による指導力の向上や、外部指導者の活用による指導体制の充実に努め、競技力の向上と強い精神力の育成を目指します。

③健康・安全教育の推進

【「③健康・安全教育の推進」における基本的な考え方】

- 健康・安全に関する知識・技能や態度の育成は、体力と同じく生涯にわたって健康な生活を送るための基礎といえます。
- 命を大切にし、自分の健康と安全を自分で管理し守ることのできる児童生徒を育成するため、小中学校は授業や学級活動、小中学校行事など様々な場面において、健康・安全教育や健康相談活動を行っています。
- また、学校保健委員会を設置し、関係機関の助言と協力を得ながら健康教育の充実を図っています。
- 市教育委員会は、臨床心理士の協力を得るなど、小中学校における安全指導、健康相談活動の充実を図ります。
- また、家庭における健康・安全教育を推進するための啓発活動を実施するとともに、「身体教育医学研究所うんなん」など専門機関との連携を図るなど、児童生徒の健康・安全教育の一層の推進を図ります。

ア. 教科等における指導の充実

- 小中学校は、体育科や保健体育科で、けがの防止や病気の予防、性教育、薬物乱用防止教育、心の健康などについて指導する一方、学級活動や健康安全・体育的行事で安全指導を行い、実践的態度を育成しています。
- 今後も指導内容を厳選し、指導方法の工夫やICT機器の活用を図るなど指導の充実に努めます。

イ. 健康相談活動の充実

- 小中学校で心身の不調を訴える児童生徒にとっては、養護教諭のかかわりが大切です。
- 小中学校は、保健室機能の充実を図り、児童生徒のけがや病気への対処だけでなく、悩み相談等を通して、健康管理意識及び能力の向上に努めます。
- 市教育委員会は、専門知識を持った「スクールカウンセラー^{※31}」を派遣し、児童生徒や教職員、また保護者の相談活動を積極的に進めるなど、健康相談機能の充実を図ります。

ウ. 小中学校における運動器検診の適切な実施

- 平成26年度に「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第21号）」が公布され、平成28年度より児童生徒の健康診断時の検査項目が見直されることとなりました。
- それに伴い、健康診断では「四肢の状態」を必須項目として加えるとともに、四肢の状態を検査する際は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意することが規定されました。
- 本市では「身体教育医学研究所うんなん」など専門機関と連携を図り、小中学校における運動器検診が適切に実施されるよう取り組みます。

④食育の推進

- 児童生徒が望ましい食習慣を身につけることは、健康な体を育むだけでなく、学力や道徳性の育成とも関係が深く、将来にわたって健康な生活を送るためにも極めて重要であることから、その定着を目指します。
- 小中学校は、「食の学習ノート」を活用しながら、食事や調理の基礎、食生活などについて、栄養教諭と連携を図って指導するほか、食事のマナー・作法といった態度や感謝する心を醸成します。

※31 「スクールカウンセラー」

児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有する者で、児童生徒や親の相談活動のほか、教職員への指導・助言を行っています。勤務形態は、小中学校によって異なるものの、概ね中学校では週1回、小学校では月1回程度の勤務となっています。

- その際、身近な題材である給食を教材として活用したり、その生産者や食材の栽培、収穫、調理業者との交流をしたりする等の体験活動を行います。
- 学校・家庭・地域(企業・NPO等含む)・行政それぞれが役割を担って健全な食習慣の定着を図るため、今後も「『夢』発見プログラム」の「基礎的体力・生活リズムと『食』」に関する学習を一層充実させ、食育の推進を図ります。

(4) 人権・同和教育の充実

【基本的な考え方】

小中学校においては一人一人を大切にする教育の推進を図り、教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた人権尊重の意識を高め、豊かな人権感覚を育むとともに、それが様々な場面で具体的な態度や行動に現れるようにすることができるよう取り組む必要があります。

特に「人権を守り、尊重する」「同和問題をはじめとするあらゆる差別をなくす実践力を高める」ことに重点を置き、あらゆる教育活動において一人一人を大切にする視点を持つことが重要です。

このことを踏まえ、人権・同和教育に関する教育内容や、教員研修の充実を図ります。また、全ての児童生徒の進路保障に努めるとともに、様々な人権・同和問題の解決に主体的に取り組む態度や実践力を高める教育の充実に努めます。

<主な取り組み>

①小中学校における人権・同和教育の充実

【「①小中学校における人権・同和教育の充実」における基本的な考え方】

- 小中学校教育においては、児童生徒の発達段階や各教科、道徳、特別活動など様々な学習活動の特質に応じながら、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にしたい教育を推進します。
- また、同和問題はいまだに残っている大きな問題であることから、地域の実情等を踏まえつつ、その発達段階に応じて学習し、人権・同和問題について正しい認識と理解を深める必要があります。
- なお、人権・同和教育の組織的な推進のためには、指導にあたる教職員の人権感覚を涵養するとともに、校内における推進体制を整備・充実し、機能の活性化を図ることが大切です。

ア. 校内における推進体制の確立

- 管理職のリーダーシップの下、全教職員で人権・同和教育を進める組織づくりを行うことが必要です。
- また、人権・同和教育全体計画や年間指導計画を作成し、全教職員の共通理解のもと、教育活動全体を通じた人権・同和教育の推進を図ります。

イ. 同和教育の成果を踏まえた人権教育の推進

- 「同和教育を全ての教育活動の基底に据える」という考え方を人権教育に生かし、その理念に基づく教育実践を日常的に進めていくことにより、差別のない民主的な社会の実現に努める意欲と実践力を持った人間を育てていきます。
- 小中学校は、「ふるまい推進」活動等に取り組み、児童生徒一人一人の思いやりの心や人権意識を育成し、差別をなくす実践力を培うという視点に立った指導を行います。
- 中学校区を単位として、校区内の保育所・学校の人権教育担当教諭との連絡会を定期的を開催するなど、教職員間のネットワーク化、情報の共有化を図り、広い視野に立った指導・支援に努めます。

ウ. 同和問題に関する学習の充実

- 小中学校では、人権意識の高揚や差別をなくす実践的な態度を育成するとともに、社会科を中心として同和問題に関する科学的な認識を深める学習に取り組みます。
- その際、単なる知識理解にとどまることのないよう、教材の選択や指導過程、指導方法等に創意工夫し、児童生徒の心に響く授業の実践を図ります。

エ. 進路保障の充実

- 同和地区児童生徒をはじめとする全ての児童生徒が、自ら主体的に学ぶ意欲と態度を高め、確かな学力を身に付けるため、進路保障の充実を図る必要があります。
- 小中学校は、児童生徒が差別に立ち向かう強い意志と、進路に対する明るい展望とを持って、将来をたくましく切り拓いていこうとする態度や能力の育成に努めます。

②学校・家庭・地域（企業・NPO等含む）・行政の連携の強化

- 人権・同和教育推進上の課題解決を図るためには、保護者や地域住民、民間団体との連携・交流を行うことが大切であることから、発達段階に応じ、多様な人々との交流等、体験学習の機会充実に努めるとともに、家庭や地域とともに人権について考える機会を設けます。
- 特に、学校等における児童生徒の人権に関する課題について、保護者に情報提供することは重要であることから、保護者と教職員とが十分意見交換を行う機会の充実に努め、授業公開日や保護者会等を活用して人権問題に関する研修会を開催し、教育、啓発を推進します。
- 本市では、担当職員が児童生徒支援担当教員と共に同和地区内の保護者連絡会に参加し、同和地区の保護者との話し合いや交流を通じ、日常の生活、教育、将来の進路に対する考えや希望などを正しく受け止めるとともに、学校・家庭・地域（企業・NPO等含む）・行政の連携の強化に努めます。

（５）特別支援教育の充実

【基本的な考え方】

小中学校教育においては、個人の教育的尊厳を重んじ、障がいのある児童生徒の視点に立って、一人一人のニーズに即した支援を行う必要があります。特別支援教育の推進は、特別支援学級の担任など一部の教員だけで行うものではなく、全教職員が一体となって進めていくことが大切です。

本市では、特別な教育的支援を要する児童生徒についてだけでなく、全ての児童生徒が個々の違いを認識しつつ、生き生きと活動できるよう、特別支援教育を一層充実させ、小中学校経営の中核として位置づけることで、全ての児童生徒一人一人を大切にし、認め合い、支え合おうとする環境づくりに努めます。

その際、特別の指導を特別の場で行う特別支援学級や通級指導教室の指導の充実が極めて重要であることは明らかですが、そのような場において培われてきた手法を通常の学級や日常の指導の中で活用することで、誰にとってもわかりやすい指導につながります。

小中学校でのこのような取り組みに加え、児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育支援を行っていくため、小中学校と教育委員会のみならず、関係各機関との連携をより強化していくことで、全市をあげて一人一人を大切にする教育を推進します。

＜主な取り組み＞

①一人一人を大切にする教育の推進

- 障がいの有無にかかわらず全ての児童生徒一人一人を大切にすることを、学校における全ての教育活動の中で展開し、人権が尊重される学校・学級づくりを積極的に推進していきます。
- 学校は、特別な教育的支援を要する児童生徒について、子どもの実態や特性、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育支援を組織的・計画的・継続的に行っていきます。
- そのために、特別支援学級担任や特別支援教育コーディネーターのみならず全ての教職員に対し、授業づくり研修会や特別支援教育研修会など各種研修会を実施し、資質の向上を図ります。
- また、教育的支援を要する子ども達に対する指導が、通常の学級に在籍する児童生徒にも指導上有効な手段として活用できることから、その手法等を積極的に取り入れるなどして、どの児童生徒にもわかる授業を目指します。

②個々の教育的ニーズに即した指導・支援の充実

- 小中学校は、特別な教育的支援を要する児童生徒一人一人の教育的ニーズに即したきめ細かな指導・支援が行えるよう、個別の教育支援計画および個別の指導計画^{※32}を作成し、その活用に努めます。
- 小中学校の通常の学級に在籍している児童生徒に対して、各教科などの指導は通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を特別の場で行う通級指導教室の更なる充実に努めます。
- 小中学校に在籍する児童生徒のうち、特に配慮を要し支援及び介助が必要な児童生徒に対して支援員・介助員を配置し、小中学校での活動を援助することで子どもの健やかな成長を支援します。
- 小中学校での気になる子どもの状況や困り感への対応、気になる子どもも含めた集団づくりや授業づくりのヒント、保護者との信頼関係づくりについてなど、様々な要望に対し適切な助言および支援ができるよう教育相談の充実に努めます。

③特別支援学級における指導の充実

- 特別支援学級担当教員の専門的知識の向上と、そのための研修の機会の充実はもちろんのこと、担当教員だけでなく学校全体で特別支援学級も見守ることが重要であることから、学校組織が1つのチームとして機能する体制づくりを支援します。
- 小中学校は、児童生徒の障がいの状態等の把握及び学級経営方針について、全教職員で共通理解を図り、学校全体で特別支援学級を支えられるよう協力体制を整えるよう努めます。

④学校間・関係機関の連携の強化

- 「雲南市特別支援連携協議会^{※33}」や「雲南市特別支援教育推進委員会^{※34}」など本市で設置している各機関との協議の場を大切に、子ども一人一人に沿った支援ができるよう努めます。

※32 「個別の指導計画」

幼児児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ計画です。

※33 「雲南市特別支援連携協議会」

教育関係者や医療関係者、福祉関係者、学識経験者などで構成し、本市の特別支援教育全般について協議したり、市内の幼稚園等、小学校、中学校に在籍する発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒一人一人への支援の在り方を、より専門的な立場から協議する会議です。

※34 「雲南市特別支援教育推進委員会」

校長協議会及び教頭会の特別支援教育推進委員と市教育委員会で構成し、本市の小・中学校の特別支援教育に関する課題や対策、体制づくりなどについて協議する会議です。

- 本市では、教育関係者・福祉関係者・医療関係者により構成される「就学指導委員会」を設置し、特別な支援を要する児童生徒について、一人一人の教育的ニーズに応じた支援のあり方などに関して審議を行い、適切な就学指導を進めていくための助言を行ってきました。平成 27 年度より、就学指導のみにかかわらず、ライフステージに合わせた支援を行えるよう、「教育支援委員会」と名称を変更し、より一人一人の特性に寄り添った支援を行えるよう、関係各機関との連携を深め、更なる充実を図ります。
- また、特別支援学校のセンター的機能の活用や、療育機関や医療機関との連携を深め、発達障がいを含む障がいのある児童生徒一人一人に対する、より専門的できめ細かな支援の充実に努めます。
- 特に、平成 27 年度に設置される島根県立出雲養護学校雲南分教室との連携を図り、市全体の支援体制の連携および充実を図ります。
- 近年、就学前の幼児に関する相談が増加しており、早期の段階での気づきが重要となってきました。子どもと保護者に寄り添った支援及び幼児期からの一貫した対応が行えるよう、健康福祉部や幼稚園等との連携を深めます。

⑤保護者や地域への理解の促進

- 特別な支援を要する児童生徒を含めた全ての児童生徒は、家庭や地域の中で生活しています。社会の中の様々な人とのかかわりの中で生活することが、多様な刺激となり、子ども達の発達を促していきます。そのため、保護者や地域の特別支援教育への理解が深まっていくよう努めます。
- 保護者や地域が、特別支援教育に対する理解を深めることができるよう、市報への掲載等、様々な機会を活用し、特別支援教育に関する情報を発信していきます。

(6) 不登校児童生徒への対応の充実

【基本的な考え方】

本市は、不登校児童生徒数の割合が全国に比べてやや高く、不登校対応はその子どもたちのキャリアにとって重要な課題です。

そこで、平成 21 年度に「生徒指導推進委員会^{※35}」を立ち上げ、生徒指導全般について学校と行政が協議する場を設けました。今後も校種間連携を図り、不登校の未然防止と不登校児童生徒への対応の両面から課題解決に向けて取り組みます。

また、スクールカウンセラーの派遣等により、日頃から児童生徒の悩みや不安、思いの理解に努め、早期の支援によって未然防止に取り組みます。

不登校児童生徒への対応については、それぞれの状況は様々であることに留意しつつ、学校復帰や学級復帰に向けた支援体制の充実や、関係機関との連携・協働、保健室等の別室登校や教育支援センターでの自己実現に向けた学力保障、不登校児童生徒と周囲との信頼できる人間関係づくりなどを推進し、不登校児童生徒への支援の充実を図ります。

その際、社会教育コーディネーターによる不登校対応プログラムなど、社会教育の側面からの支援を活用し、学校だけの問題ではなく、地域の資源や人材を活用したプログラムに取り組むことで、不登校児童生徒を支援していきます。

※35 「生徒指導推進委員会」

校長協議会の生徒指導推進委員と市教育委員会で構成され、本市の生徒指導に関する課題や対策、体制づくりなど生徒指導全般について協議する会です。

＜主な取り組み＞

①不登校の児童生徒を出さない学校づくりの推進

【「①不登校の児童生徒を出さない学校づくりの推進」における基本的な考え方】

- 児童生徒が不登校になるきっかけや原因は様々ですが、小中学校や学級が全ての児童生徒にとって居心地がよく、安心して学ぶことのできる場所であることが大切です。
- そのためには、不登校児童生徒を出さない、日頃からの「積極的な生徒指導^{※36}」を行うことが重要です。児童生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、「積極的な生徒指導」に向けた小中学校の取り組みを強力に推進するとともに、信頼し合える人間関係づくりや充実した学級経営を実践するための教職員研修を実施します。

ア. 児童生徒理解の充実

- 不登校の未然防止には、日頃からの児童生徒の悩みや不安、思いの理解が重要であることから、学校は日常の行動観察や生活ノート等で児童生徒の様子を把握するだけでなく、定期的に教育相談やアンケート調査を実施し、常に児童生徒の理解に努め、迅速で適切な指導・支援に心がけます。
- 市教育委員会は、スクールカウンセラーや指導主事による生徒指導研修を実施し、教職員の資質の向上を図ります。

イ. 交流・連携の推進

- 不登校になるきっかけとして、人との信頼関係の崩れや環境の変化があります。小中学校は、これを軽減するため、同じ中学校区の児童同士、児童と生徒、教職員同士の交流や情報交換を行うなど、学校間の交流活動を積極的に進めます。
- 本市では、不登校の未然防止に向けた教職員への意識づけを図るなど、交流・連携活動の一層の推進に努めます。

②不登校の児童生徒へのきめ細かな対応

【「②不登校の児童生徒へのきめ細かな対応」における基本的な考え方】

- 不登校児童生徒の状況は様々です。それぞれの状況を的確に把握し、小中学校と保護者や関係機関が連携し、適切に対応することが重要です。
- 小中学校は、不登校あるいはその傾向が懸念される児童生徒を把握した場合、速やかに支援チームを編制し、保護者や専門機関、学校間の連携を図るとともに、その時々児童生徒の状況に最も適した居場所の提供や支援の在り方を協議しながら組織的に対応にあたります。
- 市教育委員会は、こうした児童生徒の心の居場所や学力保障の場として教育支援センター等を活用し、常に小中学校や保護者と連絡を取り合って対応にあたります。
- また、指導主事が必要に応じて小中学校を訪問し、学校復帰・学級復帰を目指した指導・助言を行うなど、一人一人にきめ細かく対応します。

ア. 関係機関との連携の強化

- 不登校児童生徒に対し、より適切で効果的な支援を行うには、相談機関や教育支援センターといった学校外支援施設との連携・協働が大切です。
- 小中学校では、「児童生徒記録票^{※37}」を活用して、不登校児童生徒を長期にわたって支援する体制をつくっています。

※36 「積極的な生徒指導」

授業の充実を図るとともに、児童生徒を共感的に理解し、様々な体験活動を通して達成感・充実感を感じてもらったり、あるいは生活規律の指導を徹底したり、保護者・地域との連携・協働を図ったりするなど、日常の生徒指導に一層の配慮を行う指導・支援のことです。

※37 「児童生徒記録票」

不登校やその心配のある児童生徒について、その状況や支援の実際、家庭や学校外からの情報を継続的に記録しておくものです。個人情報として取扱いに十分注意しながら、校種を超えて一貫した指導・支援を行うことに役立っています。

イ. 支援施設等の活用

- 本市では、教育支援センターを開設しており、相談活動や体験活動、学習指導等を行っています。
- ボランティアや地域の方との交流、共同作業といった、主に社会教育の視点から支援しており、その視点からの指導を一層充実させます。
- 今後も児童生徒の状況に応じた適切な支援に一層努め、効果的な支援を行えるよう努めます。また、家庭への訪問支援や保護者の相談体制の充実も図ります。

③指導・支援体制の充実

- 不登校傾向の児童生徒、不登校児童生徒に対しては、学級担任だけで対応するのではなく、生徒指導主任・生徒指導主事を中心に、管理職や養護教諭を含めた複数教員のチームによる支援を行います。
- これらの場合、過去の児童生徒の状況や最近の様子、学習態度や友人関係、家庭環境など、できるだけ多くの情報を得るなど情報の把握に努めます。
- また、状況に応じて適切に対応することにより、支援方法等の改善に努めます。教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカー^{※38}の配置を充実し、児童生徒の置かれた様々な環境の問題へ働きかけます。
- 小中学校は、迅速かつ適切な対応を図るため、日々児童生徒理解の充実に努めます。専門的知識を持つスクールカウンセラーを活用し、児童生徒および保護者へのカウンセリングや、校内での教職員研修を実施します。
- 市教育委員会は、小中学校や市健康福祉部、児童相談所、民生児童委員、主任児童委員、島根県教育センターなど関係機関との連携を強化し、指導支援体制のさらなる充実を図ります。

(7) いじめを許さない体制の構築

【基本的な考え方】

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、著しく人権を侵害するものです。児童生徒はこのことを十分に理解する必要があります。いじめ問題は学校における最重要課題の一つであり、本市では、「いじめ対応マニュアル」の作成や、アンケート調査による早期発見・早期対応に取り組むなど、これまでも様々な取り組みを行ってきました。

その結果、平成 24 年度の全国小中学校でのいじめ認知率（1,000 人あたりの認知件数）は全国平均よりも下回っており、いじめの認知（発生）率は全国よりも低い値となっています。

しかし、依然としていじめ問題の解決には至っておらず、さらに近年はインターネットや SNS など、直接目に触れにくい環境でのいじめが発生するなど、状況はますます複雑化しています。

このような現状を改善するため、平成 25 年 6 月に成立した「いじめ防止対策推進法」に基づき、本市でも「雲南市いじめ防止基本方針」を策定しました。その方針にのっとり、いじめの防止に取り組むとともに、いじめ発生時の組織的な対応に努めます。

※38 「スクールソーシャルワーカー」

児童生徒の問題行動等の背景にある、家庭・友人関係・地域等の社会環境的問題に対し、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的知識や技術、関係機関等とのネットワークを活用し、問題を抱える児童生徒とその保護者への支援を行っています。

＜主な取り組み＞

①いじめを許さない心の育成

○いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」ことを前提に、全ての児童生徒を対象として、いじめを許さない心の育成に取り組みます。

○いじめを許さない心を育成するため、小中学校では授業や学校行事を通して児童生徒の自尊感情や人権感覚を養うとともに、社会性や規範意識、思いやりの心など、豊かな心の育成を図る、地域での「ふるまい推進」に取り組みます。

②いじめを未然に防止する体制の構築

○本市ではいじめ防止等に関する機関及び団体との連携・協働を図り、「雲南市いじめ問題対策連絡協議会^{※39}」を設置します。

○また、小中学校は各学校の実態に即した「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止の取り組みや早期発見・早期対応の在り方、相談体制等を具体的に示します。

③重大事案への対応

○万が一、重大事案が発生した場合、総合教育会議の招集や調査を行う組織体制の構築等、迅速に事案に対処します。

○また、いじめを受けた子どもに対する心のケアや、本人とその保護者に対して適切な情報提供を行うとともに、就学校の指定変更等、弾力的な対応を行います。

4. 中学校区内の連携・交流の推進

幼稚園等から小学校、中学校へと進学する度に、子どもを取り巻く環境や人間関係は大きく変化しますが、子どもの健やかな成長のためには、一人一人の子どもへの継続したきめ細かな指導や支援が非常に重要です。このため、長期的視野に立った継続的な教育が必要となります。

同じ中学校区内にある幼稚園等や小中学校は、地域で目指す子ども像の共有化を図りながら、幼児期から中学校卒業までを見通した教育の在り方や、子ども理解に努めています。今後、教育支援（市職員）コーディネーターなどを活用し、校種間・学校間の連携を一層推進するとともに、市内の高校や大学等、さらに先を見通した連携についても検討します。

（１）取り組みの充実

【基本的な考え方】

本市では、子ども一人一人の成長を長期的な視野に立って見守り育てる必要性から、中学校区ごとに連携会議を開催しています。幼稚園等や小中学校など関係者が集い、生徒指導、特別支援教育、学力向上、生活習慣向上などについて幅広く協議しています。

地域全体で目指す子ども像の共有化を図り、各学校段階での連携を進め、同じ方向を目指して一貫した教育を行うため、その取り組みの活性化を支援します。

＜主な取り組み＞

○中学校区ごとの連携会議を今後さらに充実させるとともに、校長協議会や「雲南市教育研究会」などと連携しながら、広域的・協働的な視点に立って地域ぐるみの教育を目指します。

※39 「雲南市いじめ問題対策連絡協議会」

市教育委員会、学校、児童相談所、警察等を構成員としていじめ問題等に対する課題等を共有し、対応について効果的な手段を総合的に検討しています。

- さらに、より長期的な視野で子どもたちを地域で育てられるよう、市内の高等学校や県内の高等教育機関との連携を深めます。

(2) 連携・交流活動の推進

【基本的な考え方】

環境の変化による子どものストレスや不安を軽減したり、校種間の円滑な接続を図ったりするためには、教職員や子ども同士の交流が効果的です。交流活動はお互いの顔と名前を知り、絆を深め、信頼関係を構築し、子どもたちに安心感を抱かせることができ、またいじめや不登校といった課題解決にもつながります。教職員にとっても、各学校段階間でお互いの教育目標・保育目標や指導内容・保育内容などを理解し合うことは、校種間の円滑な接続につながります。

校種間・学校間の連携・交流活動を積極的に推進し、教職員や子ども同士の信頼関係の構築に努めます。

<主な取り組み>

①幼児児童生徒の交流の推進

- 同じ中学校区の学校間・校種間の幼児児童生徒の交流活動は、スポーツや文化活動などを中心に行なわれています。今後も同じ中学校区内で学ぶ幼児児童生徒の交流活動や、学校間・校種間の連携を密にした交流活動を継続的に実施し、人間関係づくりに努めます。

②教職員の連携・交流の推進

- 校種間の連携会議が単なる情報交換の場にとどまるのではなく、公開授業や教職員の交流活動、研修の推進につながるよう、異校種体験研修の導入等も盛り込み、教員の授業力や学級経営力などの向上が図られるよう支援し、一層の推進に努めます。
- さらに、各教科において高校や大学とも連携し、各教科でどのようなことを学習しているか、その学習がどのようなつながりを持ってそれぞれ連続しているのか等、情報の共有化を推進します。

③家庭・地域との連携・交流の推進

- 学校・家庭・地域(企業・NPO等含む)・行政の間で、地域で育てたい子ども像の共有化を図ることは非常に重要であることから、PTA組織や地域自主組織、「青少年育成協議会^{※40}」等と連携を図り、子育てに関する情報交換や交流活動を進め、地域全体で子どもを育む体制づくりに努めます。

※40 「雲南市青少年育成協議会」

青少年を取り巻く問題の重要性から、関係機関・団体と協力して、次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的に、様々な事業を行う会です。

第3章 心豊かでたくましい人づくりを目指した社会教育の推進

1. 雲南市の社会教育推進体制の構築

社会の変化とともに、社会教育に求められる使命も変わる中で、教育基本法の改正や「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（中央教育審議会答申）により、社会教育法が改正され、今後の生涯学習振興行政・社会教育行政が目指すべき方向性とその具体的な方策が提言されました。

本市では、特に学校・家庭・地域（企業・NPO等含む）・行政との連携・協働によるキャリア教育の充実を目指し、社会教育による学校教育の支援という視点から、子どもを中心に据えた社会教育の推進を図ってきました。その推進体制として、各コーディネート者を配置し、各々の連携・協働による取り組みを実施しています。

その結果、地域自主組織を中心とする地域住民、保護者による学校教育との連携・協働が行われ、学校や交流センターといった学びの場を中心とした地域コミュニティの形成につながっています。

一方で、首長部局を中心に、地域づくりの観点からNPOや関係団体、さらには社会企業家を目指す若者たちと協力をしたり、U・Iターンの若者を積極的に誘致するなど、外部からの人材を受け入れたりしています。教育委員会においても、キャリア教育の観点から特に放課後や土曜日において地域人材、外部人材と協働した取り組みを行っています。

今後の社会教育行政においては、首長部局とも連携し、地域人材に加え、外部人材との連携・協働を進めるとともに、相互の学び合いを促し、個人の能力及び地域力を高めていくことが求められます。

なお、社会教育行政の推進にあたっては、同一視されがちであった生涯学習と社会教育の違いを次のように明確にしたうえで推進していきます。

〔「生涯学習」と「社会教育」の関係性〕

・「生涯学習」

→ 学校教育、家庭教育、社会教育等による学習を包含する広い概念。

・「社会教育」

→ 学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動であり、生涯学習を支援する教育として位置づけられ、生涯学習の振興・推進の中核的な役割を果たすもの。

（1）今後の社会教育の視点

【基本的な考え方】

人口減少や過疎化、高齢化など、地域力の衰退が危惧される中、持続可能な地域社会の実現の基盤は「生涯学習社会の構築」であり、市民一人一人が存在感、有用感を感じながら、自らの人生を豊かにするために、また、地域コミュニティの活性化のために、それぞれの立場で学び、役割を果たしていくことが必要です。

生涯学習の基盤となる社会教育は、自立した個人の育成や自立した地域社会の形成、地域課題を学習課題として捉え、それを解決していくために必要な学習であり、今後の社会教育行政においては、いわゆる「社会の要請に応える社会教育」を拡充していきます。

しかし、これまでの社会教育は、どちらかというと個人の趣味・教養の向上のための学習、いわゆる「個人の要望」に応えるものであると捉えられてきました。そのため、社会教育を「社会の要請」に応えるものと改めて位置づけ、行政の果たす役割を明確化します。

＜主な取り組み＞

- 社会教育行政の任務として次の5点を明確にし、それぞれの視点から取り組みを行います。
 - ①学習成果の活用による社会全体の教育力の育成
 - ②学校・家庭・地域・行政の連携・協働関係の構築
 - ③学校への支援
 - ④家庭教育への支援
 - ⑤首長部局、大学、企業・NPO等と連携・協働（ネットワーク型行政）
- 特に、従前の「自前主義」から脱却し、ネットワーク型行政の推進を通じて地域の多様なニーズや地域の課題に応える社会教育の構築を目指します。
- その際、それぞれの実施主体との連携を深め、それぞれの主体の積極的な取り組みを支援しながらも、特定の内容に偏った事業ばかり行われるということがないよう、バランスや社会の要請を鑑み、助言・支援等をしていきます。
- 今後の教育行政においても、社会教育を大きな柱に据え「学社連携・協働^{※41}」を推進していきます。

（２）学校・地域との協働の推進

【基本的な考え方】

子どもの「生き抜く力」を育むことを社会教育・学校教育の共通の目的・目標とし、お互いに共有化を図ります。この目的・目標の共有化が「学社連携・協働」の基本となります。特に、本市では「学校・家庭・地域（企業・NPO等含む）・行政の連携・協働によるキャリア教育」を進めており、学校教育と社会教育との協働を目指しています。

その成果として、年間延べ2万人近くのボランティアが学校活動に参加したり、地域自主組織においては通学路の見守りや通学合宿などが行われたりと、「社会教育からの学校支援」に関する取り組みの充実が見られ、「地域の子どもは地域で育てる」という機運の醸成や、それによる地域のつながりの形成につながっています。

こうした取り組みは、持続可能な地域づくりにもつながっています。学校や交流センターを核とし、地域が1つのチームとなるよう連携・協働を推進します。

＜主な取り組み＞

- これまで、特に「生きる力」を育む事業として本市が進めてきた「『夢』発見プログラム」や「学校支援地域本部事業」「ふるさと教育推進事業」「平和教育」については、今後さらに学校・地域と連携・協働して展開を図ります。
- 特に、キャリア教育については「『夢』発見プログラム」を基盤として、NPO法人や、保育所・学校との協働を強化し、本市独自の取り組みとして推進していきます。
- 地域住民（大人）が組織し、実行委員会形式で展開している「放課後子ども教室」は、国において「新たな放課後子ども総合プラン」として、放課後児童クラブとの一体運用が検討されており、市教育委員会としても関係部局等と協議を進めるとともに、引き続き市全域で展開していきます。
- さらに、これまで各地域自主組織で独自に取り組まれている「通学合宿」や様々な自然体験活動は、今後も継続して取り組んでいただけるよう連携・協働を図ります。

※41 「学社連携・協働」

学校教育と社会教育がそれぞれ独自の教育機能を発揮し、相互に足りない部分を補完しながら、目的を共有化し、共に活動するものです。

(3) 社会教育コーディネーターによる社会教育推進体制の構築

【基本的な考え方】

教育において、地域が果たす役割を考えるにあたっては、学校・家庭・地域（企業・NPO等含む）・行政が連携・協働して、教育の充実を図っていく事が重要であり、そのための推進システムの構築が前提となります。

本市の社会教育を推進する人的システムとして、社会教育コーディネーターを配置しています。「社会教育からの学校支援」の取り組みにおいて中心的な役割を果たします。

学校支援においては、特に不登校児童への対応、子どもたちの体験活動の保障、子ども・若者の自立を重点課題として事業に取り組みます。

<主な取り組み>

- 学校支援に関する事業として、不登校児童への支援活動として、不登校対応プログラム等の活動を行い、学習の支援や、自立の支援を行います。
- また、家庭教育支援に関する事業として、「ふるまい推進」のための活動や、親学プログラムの実施等の支援を行います。
- 青少年教育に関する事業として、子どもたちが健全に育つため、自然体験や体験活動等の支援を行います。

(4) 土曜学習の推進

【基本的な考え方】

学校週5日制が完全実施され、10年余りが経過した中、各地域で休日の様々な活動が行われています。その中で、休日に様々な経験を積んでいる子どもたちが存在する一方、必ずしも有意義に過ごせていない子どもたちも少なからず存在しているとの指摘もあります。

本市においても、子どもたちのこれまでの休日の過ごし方としては、中学生については部活動、小学生についてはスポーツ少年団の活動時間が多い現状が報告されており、学校週5日制の趣旨が十分に生かされていない面があります。

これらの現状を踏まえつつ、休日の過ごし方が確かな学力や豊かな心、健やかな体の育成等に大きな影響を与えるという観点から、学校・家庭・地域（企業・NPO等含む）・行政が連携・協働し、役割分担をしながら、休日の教育環境を豊かなものにしていく必要があります。

そこで、本市では平成26年度から「土曜学習」に取り組んでおり、子どもたちが多様で変化の激しい社会を生き抜いて行くために必要な力を育成することを目的として土曜日の活用を図っています。

この「土曜学習」は、地域や企業、市外の多様な経験や技能を持つ方々と協働して取り組んでおり、これまでの学びの成果を発揮する場としても機能しています。これまでの指導者は市外企業の方が多かったため、今後は地元の方にも参加しやすい形式やプログラムとなるよう工夫・改善を図りながら取り組みます。

<主な取り組み>

- 土曜日に体系的・継続的なプログラムを計画・実施する取り組みを支援し、教育支援体制の構築を図ることによって、子どもたちにとってより豊かで有意義な土曜日の実現を目指します。
- 地域の多様な経験や技能を持っておられる方や企業等の協力により、学校教育だけでは実現しにくい、実生活・実社会とのつながりを体験的・研究的に学習できる場の提供に努めます。

- 小学生を対象に、放課後子ども教室の中で、土曜学習として実施できる事業を行っており、今後も自然体験や学習活動、生活体験など様々な体験活動を計画していきます。
- 平成 26 年度より、土曜日の充実を図るとともに、自分を見つめ、将来を考える機会として「自分をつくる楽校」を実施しています。中学生と高校生との交流、さらには社会人との交流といった「ナナメの関係」を活かしており、生徒たちには貴重な体験の場となっています。このことから、市内外の社会人、地域人材やNPO法人等と連携を図りながら、継続してキャリア教育プログラムを実施していきます。
- また、この活動を通して、高校の教員と中学校の教員、行政(教育委員会・首長部局)職員との交流が深まっていることから、今後も継続して土曜日の活動を充実させ、市内の多様な主体が連携・協働できるよう努めます。

2. 地域自主組織との連携

平成 22 年度に公民館から移行した交流センターは、平成 26 年度現在、30 か所になっています。ここを中心に活動する地域自主組織では、地域住民の自主的な学習や活動を重視しており、各交流センターにおいて地域での様々な生涯学習活動を展開しており、持続可能な社会の形成における拠点として活動しています。

また、「学校・家庭・地域(企業・NPO等含む)・行政の連携・協働によるキャリア教育」の推進や「持続可能な地域社会の形成」といった、本市の目指す人づくり・まちづくりにおいて、地域自主組織は中核となるものです。

今後、より一層生涯学習の振興や社会教育を推進していくためには、地域自主組織との連携がますます重要になります。

(1) 生涯学習振興行政の推進

【基本的な考え方】

交流センターで地域自主組織が行う生涯学習活動への支援は、教育委員会と首長部局が地域の課題に応じて行っています。引き続きこれを本市の「生涯学習振興行政」として位置づけ、部局を越えて一体的に推進していきます。

<主な取り組み>

- 首長部局においても生涯学習を推進しており、その内容は、「現代的な課題」や「社会の要請」に関する学習も多く、また本市の政策展開に寄与するものもあります。こうした学習に関して、その内容に関する情報提供や専門的知識を有する人材の紹介等、首長部局と連携してその取り組みを支援します。

(2) 地域自主組織との連携の推進

【基本的な考え方】

子どもの体験活動、家庭教育の支援、人権問題等に関する講座等の実施にあたっては、地域事情に精通している地域自主組織の協力が欠かせません。今後も地域自主組織と連携し、様々な学習支援を行っていきます。

<主な取り組み>

- 公民館から交流センターへの移行に伴い、地域自主組織は地域の実情や課題に応じて主体的に取り組んでいます。そうした自主性を重んじつつ、社会教育の観点から取り組みや活動に対する相談・助言を行います。

(3) 「地域の教育力」を生かす機会の提供

【基本的な考え方】

子どもたちが地域の歴史・文化・自然・偉人をもとに、様々な体験や学びを深めることは、極めて重要なことです。そのためには、地域の「人・もの・こと」を子どもに伝える地域の人（地域の先生）の存在は欠かせません。

そうした知識や地域の先生を子どもたちのふるさと学習に活かせるよう取り組みます。

<主な取り組み>

- 教育支援（地域）コーディネーター、地域自主組織の生涯学習担当部と連携を図り、講師や地域資源の情報提供に努め、地域の教育力を子どもの学びに生かす機会を提供します。
- これまで各地域自主組織で独自に取り組まれている「通学合宿」や様々な自然体験活動は、今後も継続して取り組んでいただけるよう連携・協働を図ります。

(4) 生涯学習の支援の充実

【基本的な考え方】

地域には、職業や趣味で培ってきた知識や、優れた技能を習得している人が多くいます。その知識や技能を地域の人に伝えることは、自身にとっての学習になるだけではなく、生きがいを見つけることにもつながり、地域の中での人間関係も深まります。

<主な取り組み>

- 地域自主組織がこのような個人・団体との連携や人材育成に努め、生涯学習の推進に取り組んでいくことができるよう、情報提供や学習活動への助言など支援の充実に努めます。
- 各地域や地域自主組織の抱える課題やニーズに合わせ、多様な主体が提供するノウハウとのマッチングを行うなど、多様な団体との連携、関係の強化に努めます。

3. 青少年の健全育成の推進

非行や問題行動の低年齢化、危険ドラッグ等の薬物乱用による犯罪の増加、携帯電話やSNS等による犯罪の増加や対人関係能力の低下、基本的生活習慣の乱れによる学習意欲や体力・気力の低下など、青少年の健全育成にかかわる社会的な課題は年々深刻化しています。その背景には様々な原因がありますが、これらの課題を解決するためには、学校・家庭・地域がそれぞれの責任や役割を果たしながら教育力を高め、子どもを育み、見守っていくことが求められています。

青少年が地域社会やふるさとの人と積極的にかかわりながら、夢や希望をもち、健康で自立していけるよう、基本的生活習慣の確立、多様な学習機会や情報の提供等に取り組みます。また、放課後や週末における活動や安全・安心な環境づくりの充実に努めるとともに、学校・家庭・地域（企業・NPO等含む）・行政が連携し、協働を強化することにより、信頼関係の構築に努めます。

そして、市全体で「地域の子どもを地域みんなで育てる」という機運を醸成し、青少年の健全な育成に努めます。

(1) 青少年の社会的自立の支援

【基本的な考え方】

未来を担う青少年が、将来に向け夢や希望をもち、その実現に向けて様々な活動に取り組むことは社会の願いです。そのためには、青少年の発達段階に応じて、自主性・創造性・自立心を育み、様々な人々とのかかわりの中で、社会性を身に付けていくことが大切です。

本市の豊かな地域資源を活用した様々な学習機会や情報の提供に努め、市青少年育成協議会と連携・協働し、将来の雲南市を担う人材の育成に努めます。

また、子どもの基本的な生活習慣の確立のためには、家族の協力も必要です。学校・家庭・地域（企業・NPO等含む）・行政の連携・協働によって、基本的な生活習慣が身につく効果を高めている事例も出てきています。

特に近年、「テレビやゲーム、インターネット、携帯電話等のメディア依存により、子どもたちの心身の発達が妨げられている」という問題が発生しています。それらのデジタル機器やメディアと適切に付き合うことができるよう地域と連携・協働した取り組みを展開するとともに、体験活動等を通じて、メディア等では得られない「本物の体験」ができるよう支援します。

<主な取り組み>

①多様な学習機会の充実

- 「『夢』発見プログラム」の取り組みの一環として、本市の中学生の勤労観・職業観、仲間意識、コミュニケーション能力を高める「幸雲南塾 in さんべ」を国立三瓶青少年交流の家で行います。
- 夏季休業中に市民バスに何回でも乗車できる「キョロパス（ふるさと雲南キョロキョロ探検パスポート）」を小・中学生の希望者に交付し、広く市内を探検する機会を提供することで、ふるさとに誇りと愛着を持つ青少年を育成します。
- 中学校区を越えた広域的な交流に視点を置き、主に小学生を対象とした数日間の自然体験活動などを、文化・社会教育施設の職員と連携・協働して取り組みます。
- 各地域自主組織の生涯学習担当部や、地域の青少年育成団体と連携・協働し、青少年が自主性、創造性を十分に発揮し、自立した社会人となるよう、地域の主体的な活動に青少年の参画を促します。そのため、各地域自主組織が行うスポーツ・レクリエーション活動、文化活動、自然体験活動、「食」を通じた活動、国際交流活動等の企画・実践などを支援します。

②基本的な生活習慣の確立

- 子どもがいる家庭の意識の高揚や生活リズムの改善のため、社会教育コーディネーターや教育支援（市職員）コーディネーターが中心となり、PTAに対して啓発活動を推進します。
- 各地域自主組織の生涯学習担当部に対し、キャンプや通学合宿などの事業への取り組みを呼びかけ、これらの事業を通じて基本的な生活習慣が確立するよう働きかけます。
- これらメディアとの適切な付き合い方を考えるとともに、家庭対話や読書等、心身の発達において有意義な活動にも時間を使うため、「ノーメディアの日」を定期的に設け、各家庭の実状に応じて出来る範囲で目標を設定し、成果を出していただくような取り組みにつなげます。また各保育所・学校と連携・協働し、地域全体の取り組みとなるよう努めます。

③青少年リーダーの育成

- 青少年の社会活動への参加率低下や、地域活動への関心の低下も指摘されていることから、地域自主組織等が行う野外体験、環境美化、伝統文化、スポーツ・レクリエーション活動等への青少年の参加を促します。
- 市民との協働による企画・実践を通して、将来の雲南市をリードする広い視野を持った人材の育成を目指し、市教育委員会が行う体験活動、ボランティア活動等に指導者として参画するよう、本市出身の高校生や大学生に対して積極的に働きかけます。

④体験活動等の情報提供

- これまで、主に小学校区を基準とした範囲で地域の青少年育成団体が行う体験活動や、小学校区・中学校区を越える広域的な交流を視点とした体験活動等の情報提供に努めてきました。
- 今後は、引き続き学校と地域の情報の共有化を進めていくとともに、自然体験や学習活動、生活体験など様々な体験活動を計画していきます。

(2) 青少年が安心して健やかに暮らせる環境づくり

【基本的な考え方】

近年、青少年による犯罪や非行、あるいは青少年が被害者となる事件、ひきこもり、ニートなど、深刻な社会問題が発生しています。このような青少年の問題に対して、社会全体が青少年の現状を真摯に受け止め、見守り活動を行ったり、放課後や週末の体験活動等にボランティアとして参加したりするなど、市民が一体となって青少年を健全育成する環境づくりが行われています。

特に、放課後や週末の活動は、青少年に居場所を提供し、親や教師以外の大人や異年齢の子どもとの交流、奉仕活動、自然体験活動、文化芸術活動など、様々な体験活動や学習を通して「生き抜く力」を育むことに寄与しています。また、大人にとっては、「子どもを介して」大人同士のコミュニケーションを深めるとともに、子どもに接するために学び、それを活動の場に生かすなど、まさに生涯学習の場として機能しています。

次世代の担い手を地域全体で育成することで、地域の教育力の向上にもつながることから、地域全体で青少年が健やかに暮らせる環境づくりに努めます。

<主な取り組み>

①安全・安心な地域づくりの推進

- 子どもを不審者や犯罪から守る安全・安心な地域をつくるため、中学校区単位によるネットワークづくりを目指します。
- 子どもの登下校時における防犯ボランティア、子ども 110 番の家、市青少年育成協議会、雲南警察署、学校警察連絡協議会等、関係機関との連携を一層強め、安全対策に関する情報の提供及び共有化を促進します。
- 上記団体等と協力し、未成年者の飲酒喫煙防止運動、有害環境の浄化等を実施していきます。

②放課後・週末における体験・交流活動の推進

- 放課後や週末等に小学校の余裕教室や交流センター等を活用し、地元のボランティアの参画を得て、安全・安心な遊びの場を提供し、その見守りを行っています。また、昔の遊びやスポーツ・文化活動、野外体験活動、四季折々の催しなどの様々な体験や学びを提供しています。
- 放課後の活用については、総合的な放課後対策として、主に小学生を対象とした「放課後子ども教室推進事業」に取り組んでおり、小学校区ごとに設立された実行委員会に委託して行っています。

- 文部科学省より「新たな放課後子ども総合プラン」が出され、厚生労働省が実施する「放課後児童クラブ」との一体的な検討が進められています。今後は相互に連携・協働し、総合的・体系的に推進していく方策を検討します。
- また、週末の活用については、平成 26 年度から「土曜学習」に取り組んでおり、土曜日に体系的・継続的なプログラムを計画・実施する取り組みを支援し、教育支援体制の構築を図っています。
- 今後も各地域の放課後子ども教室が、これまでの取り組みを維持・継続できるように、活動の支援に努めるとともに、土曜学習を推進し、豊かで有意義な体験や学びの機会の提供に努めます。

③相談・支援体制の充実

- 教育支援センターの運営については、NPO法人等との連携も視野に入れながら、児童生徒の状況に応じた適切な支援に努めるとともに、家庭への訪問支援の実施や、保護者の相談体制の充実に努めます。

(3) 学校・家庭・地域(企業・NPO等含む)・行政の連携・協働による健全育成と体制の強化

【基本的な考え方】

青少年が健全に成長し、社会的に自立していくためには、地域の教育力の向上が極めて重要です。子どもの教育の原点である家庭はもとより、地域、学校、青少年育成活動団体、行政、企業、警察など、青少年の健全育成に関係する団体が連携・協働し、積極的にかかわっていくことが望まれています。

一人でも多くの大人が、青少年を見守る意識を高め、日常生活の中でできることから実践していく気運を醸成し、市全体で青少年の健全育成を推進します。

また、全国的に少子高齢化や核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など社会が大きく変化しつつあり、それに伴って人と人とのつながりや教育力が失われつつある状況です。そこで島根県教育委員会では、今できること、大切にしていかなければならないこととして「ふるまい推進」を掲げ、関係機関が連携・協働した取り組みが進められています。本市においても、引き続き青少年育成協議会が中心となり、「ふるまい推進」に取り組んでいきます。

<主な取り組み>

①連携・協働の強化

- 青少年の健全育成については、これまで雲南市青少年育成協議会を中心として取り組んできました。しかし、地域自主組織をはじめとする地域の青少年育成団体の支援及び育成を行う上で、組織に参画している関係団体の取り組み状況の把握や情報共有が不十分であるという課題があります。
- 今後、雲南市青少年育成協議会の専門部(啓発推進部、青少年活動部、家庭・環境部)が中心となり、役割を明確にしながら市全体での青少年の健全育成を推進します。
- 雲南警察署、少年補導委員、雲南地域安全推進員協議会、市民生児童委員協議会等との一層の連携・協働を図り、地域に根ざした取り組みを進めます。
- 乳幼児から大人まで礼儀や作法、挨拶、モラル、ルール、しつけ、思いやりなどの「ふるまい」を定着させるため、青少年育成協議会を中心に、各関係機関が連携・協働し、取り組みを進めて行きます。

②指導者育成の充実

- 青少年をめぐる環境の変化に、より効果的に対応するためには、地域の青少年育成団体の指導者の資質を高めていく必要があります。
- 各地域自主組織等の協働により、関係団体の指導者養成、資質向上に向けた講座を開催します。

4. 家庭教育支援の充実

近年、核家族化、少子化など家庭を取り巻く環境の変化や、大人の社会性の欠如などから、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、親の子育て不安の増加や、家庭や地域での人間関係が希薄化していることも課題となっています。

こうした中、教育基本法では「家庭教育」について以下のように明記されています。

- ①保護者が子どもの教育について第一義的責任を有すること
- ②子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせること
- ③子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ること

そして、地方公共団体は、家庭の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めることとなっています。

今後は、市の関係部局や関係機関・団体等と連携・協働し、家族が協力して子育てをする機運を醸成し、子育て中の親同士の仲間づくりや相談体制の構築を図り、社会全体で子育てを応援する環境づくりに努めます。また、それらも含めた学習機会や情報の提供に努めます。

(1) 子育て意欲の向上

【基本的な考え方】

現代は、育児に関する情報が溢れるほどあり、子育てに関して迷っている親や、不安を抱く親も少なくありません。このような状況の中、仲間づくりや相談体制の充実を図るなど、地域で支え合いながら親の不安を軽減させ、子育てに対する意欲を向上させる必要があります。今後は、親の子育て意欲の向上のため、学習機会と相談体制の充実に努めます。

<主な取り組み>

①子育てに関する仲間づくりの支援と学習機会の充実

- 保育所・学校、PTA、子育て支援センターなどと連携・協働して、同じ年代の子どもを持つ親同士が子育てについて話し合ったり、子育て経験者からの話を聞いたりするなど、親同士が学び合う機会を提供します。
- 親学ファシリテーターによる「親学プログラム」や「すくすく『夢』カード」を使った学習会・講演会を開催したり、広報誌を活用したりするなど、子育てに関する学習機会の充実に努めます。

②相談体制の充実

- 本市では、健康福祉部に「子育て相談室」が設置され、首長部局と教育委員会、関係機関が連携して、親の子育てに関する相談体制の充実に努めています。
- 近年は、就園・就学後の親にとって、保育所・学校の教員も身近な相談相手となっており、今後、親から教員への子育てに関する相談がより気軽にできる環境を整備していきます。

(2) 家庭の教育力の向上

【基本的な考え方】

親の生活リズムの乱れや規範意識、社会的役割意識の低下が、家庭の教育力低下の一因として指摘されています。こうした親の意識や行動を変えていくことも、家庭の教育力を向上させていくには重要です。今後、PTAなどを通じて家庭の教育力の向上のための学習機会や情報の提供に努めます。

＜主な取り組み＞

①生活リズムを整える機会の提供

- 「ノーメディアの日」など生活リズム向上のための取り組みは、子どもを対象とするものですが、それと同時に家族にとっても、子どもたちの食事や生活リズムについて考え、取り組んでいく機会となります。
- 今後もこのような活動を推進していくため、PTAと連携・協働し、学習機会や情報の提供などに努めます。

②子育て世代が地域等で活躍できる（認められる）場の創出

- 子育て世代の中には、地域行事などに参加することに負担を感じている人も少なくありません。しかし、地域行事に参加することは、子育て世代が地域の一員として周囲から認められる良い機会であり、それらを通じて大人の社会性も培われていきます。
- 今後、地域自主組織等が、親子で参加できる地域行事の開催に向けて取り組んでいただけるよう働きかけていきます。

③講演会・学習会の開催

- 家庭教育への関心を高めるため、学習機会の充実を図っていくことは極めて重要です。
- PTAや地域自主組織等と連携し、子育て世代の生活リズム、規範意識、社会的役割に対する意識の向上と、それらを実践に結び付けることをねらいとした講演会や学習会の開催等、学習機会や情報提供の充実に努めます。

④親子活動の充実

- 親子活動は、子どものためだけの活動ではなく、親にとっても貴重な体験の場であり、親子の絆を深める機会でもあります。こうした親子の絆を深めるための自然体験活動など、地域における親子活動の充実に努めます。
- （絵）本の読み聞かせ活動は、親子のふれあう機会（スキンシップやコミュニケーションなど）が増え、子どもの情操教育につながることから、市内の図書館・図書室と連携・協働し、（絵）本の紹介や読み聞かせの研修会の開催などにより、親子活動の一層の推進を図ります。
- 雲南市青少年育成協議会で毎月第三日曜日に取り組んでいる「うんなん家庭の日」を推進し、家庭や地域を大切に思う心の育成に努めます。

（３）地域社会全体で子育てを支援する環境づくりの推進

【基本的な考え方】

核家族化、少子化の中、近年、他人（家）の子育てに口を挟めないという風潮があり、それがかえって子育てをする親を孤立させてしまうこともあります。一方で、祖父母や地域住民など子育てを支援する人は、親にとって最も身近で頼りになる存在であり、子育てに関する悩みや相談ができる相手がいることで子育てに対する不安感、負担感を和らげることにつながります。

こうした中、放課後子ども教室の取り組みなどは、地域住民が子育てにかかわる機会を生み出しました。こうした取り組みを活用し、子育てを家庭だけに任せるのではなく、地域社会全体で子どもを育む環境をつくっていく必要があります。その支援のための環境づくりに努めます。

＜主な取り組み＞

① 地域が子育てにかかわるための機会の充実

- 今後、放課後子ども教室や地域自主組織の活動などで、地域講師を活用した親子活動の取り組みなど、今まで以上に地域住民が子育てにかかわることができる機会が充実するよう働きかけます。

②子育て支援者に対する学習機会の提供

○子育てを支援する人が、親の心情や子育てに対する考え方や方法を理解することによって、親へのより効果的な支援につながります。こうしたことから、今後、親学プログラムをはじめとする子育て支援者のための学習機会の提供に努めます。

5. 図書館サービスと読書活動支援の充実

現在本市には、市立の図書館が3館（大東図書館、加茂図書館、木次図書館）、図書室が3箇所（三刀屋町永井隆記念館、吉田交流センター、掛合交流センター）設置されています。各図書館には司書を配置し、読み聞かせや親子活動の実施、団体貸出など特色ある図書館サービスを提供しています。

しかし、図書室には司書が配置されておらず、記念館の職員や、業務委託をしている地域自主組織の職員等が図書の貸出等に携わっています。

今後も図書館、図書室が市民にとって身近で利用しやすい学習拠点となるようその充実に努めます。

（1）図書館資料の充実

【基本的な考え方】

図書館・図書室は地域における学習や情報の拠点であり、多様化する市民のニーズに応えるためには、図書資料の充実は欠かせません。各種図書資料や視聴覚資料等の充実に努めます。

<主な取り組み>

- 新刊図書や雑誌、新聞の確保、また行政資料や郷土資料の収集、整理、保存等を行い、図書館の機能を十分に発揮できる資料の充実に努めます。
- 限られた資料を市全体で有効に活用できる仕組みの導入を検討します。

（2）図書館サービスの充実

【基本的な考え方】

近年、図書館の業務は単に本の貸し出し業務だけではなく、子どもの読書活動の支援や、利用者に応じた情報の提供、学校の調べ学習の支援など、市民の学習において様々な役割を担っています。

図書館は生涯学習社会の学習や情報の拠点として、誰もが利用しやすい場所として機能することが求められています。

<主な取り組み>

- 資料等に関する相談を受ける「レファレンスサービス」や、子どもに本との出会いを提供する読み聞かせ等の「児童サービス」、貸出希望資料の郵送等の「障がい者サービス」等利用者の状況に応じたサービスの提供に努めます。
- 季節や時節に応じた図書資料の展示や図書館だよりの発行、関係機関や団体が発行するパンフレットやチラシの提供など、情報発信の充実にも取り組んでいきます。
- 司書が配置されていない図書室においては、教育委員会が図書の配置方法や修繕、装備等に関する研修や実践の場を設けるなど、各図書室の実状や特色に応じた支援を行っていきます。

(3) 図書館と学校とのネットワーク化の推進

【基本的な考え方】

子どもたちが様々な本と出会い、興味関心を広げていけるよう、図書館と学校とのネットワーク化を進め、図書館や学校図書館等を使いやすい環境となるよう整えます。

<主な取り組み>

- これまでに市立図書館と小中学校図書館が各館の蔵書状況を把握できるようにするため、市立図書館と小中学校図書館のネットワーク化を行っています。
- 今後も、学校や子どもたちの要望に対応できるよう、市立図書館と学校との貸出体制を整備し、相互の連携・協働を進めていきます。

(4) 子どもの読書活動の推進

【基本的な考え方】

生涯にわたって読書活動を行う上では、子どもの時から読書習慣を身に付けることが必要です。そのため、保育所・学校や地域では読み聞かせ、朝読書や親子読書の推進など、読書習慣の定着化を図る取り組みが行われています。

子どもが本に興味や関心をもち、進んで本に親しもうとする気持ちを育むため、読書活動の充実に努めます。

<主な取り組み>

- 市内の各地域では、読書ボランティアによる読み聞かせ等の活動が行われています。今後もそれらの活動を支援するとともに、読書ボランティアを養成する研修会を開催するなど、地域における読書活動の一層の充実に努めます。
- 図書館は、子ども読書会活動、「図書館まつり」や市立図書館を訪問する「図書館見学」等を引き続き行っていきます。
- 図書室においては、子どもの読書活動推進のための情報提供やネットワークの促進に努めます。

6. 人権・同和教育の推進

日本国憲法では、「基本的人権の尊重」を基本原理の一つにあげ、国民が自由に人間らしく生きることができるように、侵すことができない永久の権利として保障しています。

市民一人一人が人権の意義や重要性について深く理解するとともに、「相手の立場に立って人権を相互に尊重し、認め合い、思いやりに満ちた平和な地域社会の創造」を目指し、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に重点的に取り組み、人権を基本に据えた市政を行うため、人権・同和教育の推進に努めます。

(1) 人権・同和教育の基本的な考え方

【基本的な考え方】

人権・同和教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実状等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、推進していく必要があります。

社会教育においては、全ての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権に関する学習の一層の充実に図っていく必要があります。そのため、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に表れるような人権感覚の涵養が求められています。

＜主な取り組み＞

- 市民一人一人が人権について正しい理解と認識を深め、人権への配慮や態度が日常生活での行動に表れるよう、人権意識を高めていくための施策を積極的に推進します。
- また、本市には、「愛に生き、平和に生きた、永井隆博士」という偉大な先人の存在があります。本市が、平成17年11月に「平和を」の都市宣言を行ったことは全国に誇れることであり、永井隆博士の「如己愛人」「平和を」の精神と共に、未来へと継承していく必要があります。
- 平和教育を人権・同和教育の一環として取り組み、市民がお互いの命と人権を尊重し、差別のない思いやりの溢れた明るい雲南市を築いていきます。

（２）人権・同和教育、平和教育の推進

【基本的な考え方】

市民一人一人が人権について自分自身の問題として捉え、正しい理解と認識を深め、差別問題解決のための実践につながるような教育・啓発活動を行っていくことが大切です。今後も保育所・学校、家庭、地域、職場などあらゆる場を通じて、子どもから大人まで各段階に応じた実践的な教育・啓発活動を推進します。

＜主な取り組み＞

①学校との連携の強化

- 豊かな人権感覚を養っていくためには、乳幼児期から発達段階や個性に応じた教育が必要であることから、保育所・学校や高等学校、特別支援学校の人権教育担当者と連携を図っていきます。
- 今後も定期的な連絡会を開催するなど、情報の共有化を図り、広い視野に立った指導や支援を行います。
- また、学校教育における人権・同和教育の推進には、教職員の役割と自覚が重要となることから、人権・同和教育主任や新たに転入してきた教職員を対象とした同和問題研修会、市内小中学校を順に行う差別事象に関する研修会を開催し、学校全体で人権・同和教育が推進されるよう支援します。

②地域における人権・同和教育の推進

- 市民の人権意識を高めていくため、生涯各期に対応した多様な学習機会を提供していきます。
- 研修会に市民がより多く参加しやすい形を探求しながら、市全体を対象とした「人権問題を考える講演会」をはじめ、市内全域で同和問題地域講座と定例公開講座（人権問題全般）を開催します。
- また、地域自主組織や自治会主催研修会への資料提供、講師派遣などの人的支援を進めていきます。

③家庭における人権・同和教育の推進

- 家庭はあらゆる教育の出発点であり、人権意識を育む上で重要な役割を担っています。また、他者への思いやりの心や善悪の判断力等を身に付ける教育の場として極めて重要です。
- 地域自主組織を単位に、人権に関する認識や理解を一層深めるための講演会や研修会を継続的に開催し、家庭における人権・同和教育の推進に努めます。

④企業等の取り組みへの支援の充実

- 企業等においても、不公正な採用やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、高齢者・障がいのある人の不公正な雇用などの人権問題は重要な課題となっています。

○雲南地域(雲南市、奥出雲町、飯南町)には「雲南地域同和問題企業等連絡協議会」が組織され、人権・同和問題に関する職場内研修の開催や、各種啓発資料等の作成・配布、街頭啓発活動等に積極的に取り組まれています。

○今後もこうした企業等の取り組みに対し、必要な活動支援を行います。

⑤特定職業従事者における人権・同和教育

【「⑤特定職業従事者における人権・同和教育」における基本的な考え方】

●公正で差別のない社会を実現していくには、人権教育にかかわりの深い公務員など特定の職業に従事する人に対する教育・啓発活動を特に推進していく必要があります。

●今後も関係機関と連携を図り、研修機会と情報提供の充実に努めます。

ア. 公務員

○本市の行政に携わる全職員は、常に人権尊重の視点に立ち、それぞれの職務を遂行することが求められます。職員一人一人が様々な人権問題について正しく理解し実践につながるよう、関係部局と連携し、毎年全ての職員に対し人権・同和問題研修会を行うとともに、人権・同和問題啓発担当職員による職場内での啓発推進を行い、職員の資質の向上に努めます。

○また、本市の議会議員に対しても毎年研修会を行い、理解を深める取り組みを行います。

イ. その他の従事者

○教職員等教育関係者、医療・福祉・保健関係者など、人権教育に関係の深い職業に従事する人に対しても、教育・啓発活動は大切であることから関係機関と連携を図り、研修機会の充実に努めます。

⑥平和教育の推進

○本市は、平成 17 年に「平和を」の都市宣言をしました。その宣言文の趣旨に沿い、雲南市三刀屋町で幼少期を過ごした永井隆博士の生き方や平和への願いを学ぶことで平和教育を推進していきます。

○「永井隆平和賞」は、平成 3 年から取り組んでおり、平和に関する学習の機会として、今後も永井隆顕彰事業を継続していきます。

(3) 重要課題への取り組みの充実

【基本的な考え方】

市民一人一人が様々な人権問題を理解し、その解決に向けた実践力を高めていくには、「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画で示された重要課題^{※42}」について、取り組んでいくことが重要です。

特に、同和問題は人権問題の重要な柱であり、その理解と解決を図ることは、様々な人権問題を理解することにもつながり、相手の立場になって考えられる思いやりの心の育成につながります。

本市では、女性の人権問題の解決にも重点を置き、「雲南市男女共同参画計画」の策定や、それに基づいた様々な施策を講じています。

こうしたことから、同和問題、女性の人権問題を重点に、様々な人権問題解決のための諸施策を推進しており、特に、平成 25 年度には、島根県で出雲市、江津市、松江市に次いで第 4 番目の「男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画のさらなる実現に向け気運の醸成を図りました。

^{※42} 『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画で示された重要課題

女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、刑を終えて出所した人、その他(犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、性的指向に関する人権、ホームレスの人権等、北朝鮮当局によって拉致された被害者、性同一性障がい者に関する人権等)にかかわる人権問題のことです。この国内行動計画は、平成 9 年に公表され、これに従い関係府庁や地方自治体では、重要課題解決のための様々な教育・啓発活動が行われてきました。さらに平成 16 年には、国連において「人権教育のための国連 10 年」の後継計画である「人権教育のための世界計画」が決議され、人権という普遍的文化の構築に向けて、人権教育・啓発に関する施策の一層の推進に努めていくこととされました。

＜主な取り組み＞

①同和問題への取り組みの充実

【「①同和問題への取り組みの充実」における基本的な考え方】

- 同和問題は、我が国固有の人権問題です。本市では合併前から町村ぐるみの推進体制として「同和教育推進協議会」を組織し、各種の教育・啓発活動を実施してきましたが、依然として差別が根強く存在していると指摘されています。
- 本市でも結婚問題をはじめ身元調査など、未だに差別事象が発生しており、差別意識解消に向け、さらに取り組みを充実・強化していきます。

ア. 差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

- 同和問題について正しい理解を深め、差別意識の解消に取り組むには、学習内容や方法等の創意工夫が大切です。
- そのため、ワークショップなどの参加型の研修会や、わかりやすい啓発資料の作成等、学習内容や方法等の創意工夫に努めます。

イ. 進路保障への取り組みの推進

- 同和地区児童生徒をはじめとする全ての児童生徒が、進路に対する明るい展望と差別に立ち向かう強い意志をもち、豊かな自己実現を図っていくためには、進路保障の取り組みが大切です。
- 学校教育はもとより社会教育においても、学習活動や体験活動を通して、児童生徒の進路保障の充実に努めます。

ウ. 就労問題への取り組みの推進

- 就労問題に対する取り組みとして、様々な機会を通して雇用主に対して公正な採用選考について啓発を進めていく必要があります。
- そのため、島根県労働局、ハローワーク、雲南地域同和問題企業等連絡協議会等と連携を図りながら、企業等の取り組みへの支援を行います。

②女性の人権問題に対する取り組みの充実

【「②女性の人権問題に対する取り組みの充実」における基本的な考え方】

- 性別による固定的な役割分担意識からくる女性への差別や人権侵害は依然として根強く残っています。また、セクシュアル・ハラスメントや、女性への暴力（DV）等の課題もあります。
- これらの課題解決に向け、男女共同参画を一層推進するとともに、相談体制の充実にも努めます。

ア. 男女共同参画の推進

- 本市では、平成 27 年 3 月に「第 2 次雲南市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取り組みを行っています。
- 特に、男女共同参画推進委員や、県サポーターなどを中心に「男女共同参画まちづくりネットワーク会議」を組織し、地域に出かけて行う「地区懇談会」「寸劇上演」では、参加者が日常の生活の中での様々な差別意識に気づく場・機会を提供しています。
- また、平成 25 年には、男女共同参画社会の実現に向けて気運を広く醸成するために「男女共同参画都市宣言」を行いました。今後もこれらの取り組みを継続して実施し、男女共同参画の推進に努めます。

イ. 相談体制の充実

- 女性に対する暴力や、様々な問題を抱えて悩む女性を支援するため、相談活動の充実が求められています。
- 本市では相談件数が毎年 100 件を超えており、うちDV事象が増加傾向にあります。男女共同参画センターや女性弁護士が行うDV相談を含めた女性相談、自立支援などの取り組みの充実に努めます。

7. 文化活動の推進

芸術などの鑑賞や、芸術・文化活動に参加することは人々の日々の暮らしに潤いを与え、豊かな人間性、創造性が培われ、ひいては地域の活性化につながります。また、文化芸術が次代に継承されることは、その地域の人々の自信の源となり地域の誇りとなるものです。

本市においても、地域に根ざした芸術・文化活動を推進するとともに、広く市民が多様な芸術・文化に触れることのできる取り組みを積極的に進めます。そのため、芸術・文化活動に関する情報や場の提供、学校や文化団体への支援、文化施設との連携等により、市民が生涯学習の場として主体的に参加できる環境の整備に努めます。

(1) 芸術・文化に親しむ場や機会の提供

【基本的な考え方】

これまで学校や市民に対して、芸術・文化にふれ、親しむ場や機会の情報提供を行ってきました。今後も、様々な芸術・文化に関する情報提供を行い、市民の関心を高め、文化活動への参加促進に努めます。

<主な取り組み>

- 市内の文化施設の指定管理者に委託し実施している文化事業では、鑑賞事業のみでなく、体験型事業、教室など様々な事業を行っています。
- 今後、さらに市民が身近に芸術・文化を体感し、文化活動への関心が高まっていくよう事業の充実を図ります。
- 各分野の助成事業を活用するなどして、市民が普段なかなか触れることができない優れた文化・芸術作品も鑑賞することができるよう取り組みます。
- 指定管理者、活動団体等と連携・協働し、芸術・文化に親しむ場や機会を提供することにより、更に市民の関心を高め、活動への参加意欲の促進に努めます。

(2) 学校等における芸術・文化活動の支援

【基本的な考え方】

芸術・文化は豊かな人間性を育むものであるとともに、人と人とのつながりや相互に理解・尊重し合う土壌となるものであり、地域や学校教育の場等において子どもたちが優れた芸術文化や伝統文化に接し、文化活動に参加できる機会を持つことが大切です。そのために、助成事業等の情報提供や助言など、今後も必要な支援を行っていきます。

<主な取り組み>

- 小中学校においては、巡回公演事業等を活用し、子どもたちに芸術・文化にふれる機会を提供してきました。今後さらに保育所・学校との連携を密にし、各機関の文化助成事業の利用促進を図るなど、子どもたちが文化・芸術に親しむことができるよう支援していきます。
- 市内文化施設の指定管理者による市の委託事業をはじめとする各種事業の拡充を図り、優れた芸術作品の公演・演奏会の開催、また、子どもたち自身が参加してステージに立ち、成果を発表する教室事業を継続して実施するなど文化事業の推進に取り組みます。
- 子どもたちがふるさとの文化や伝統に対する理解を深め、自分たちの地域に誇りを持つことができるよう、地域の歴史や伝統文化等に精通した地域の方が積極的に学校活動にかかわり、ふるさと教育、地域の文化継承活動を推進するために、学校と地域との連携・協働が強化されるよう支援していきます。

(3) 市民の文化活動の促進

【基本的な考え方】

人々に心の安らぎや感動をもたらす文化芸術は、生活に潤いを与え、喜びをもたらす、人々を支えるものとして、一層、生活の身近なものとする必要があります。

芸術・文化に親しみ、活動し、地域の伝統文化が生まれ、次代に継承されることは、地域の活力となり地域づくりにもつながっていきます。地域自主組織、文化団体等に対して活動支援を行い、市民の文化活動の促進を図ります。また、文化活動への興味・関心を高めるため、効果的・広域的な広報を行うなど、情報提供に努めます。

＜主な取り組み＞

- 生涯学習を活動の一つの柱にした地域自主組織での活動の高まりや、同好者での活動など、地域での芸術・文化活動が取り組まれています。こうした活動が継続的に、より活発に行われるよう教室等の指導者の確保や地域間の交流等への支援を行っていきます。
- 市民に広く芸術・文化活動に関する有効な情報が行き渡るよう、市報はもとよりケーブルテレビや告知放送、ホームページなど各種広報媒体を十分に活用し、更に情報提供の充実に努めます。
- 合併後、平成 19 年に「雲南市文化協会」として一本化された文化協会では、現在 120 以上の団体が加入され、様々な文化活動に取り組まれています。また、各団体間の相互交流や地域活動との連携、分野ごとに団体が連携してイベントに取り組まれる等、市民の文化活動の向上・発展に貢献されています。今後も加入団体の諸事業や全市的なイベントなど文化協会の活動がさらに充実・発展されるよう活動支援に努めます。

8. 文化財の保存と活用

文化財は郷土の歴史を学ぶ際に欠くことのできない資料であるとともに市民共通の貴重な財産でもあります。このことから、文化財は適切に保存・整備していくとともに、積極的に活用をはかり、また、確実に次世代に継承していかなければなりません。

本市には、市指定文化財から国宝にいたる 89 件の文化財が所在しています。雲南市の歴史にとって欠くことのできないこれらの文化財を、市はもとより国、県、所有者、市民と共に保護・保存し、継承していくことに努めます。

また、指定文化財以外にも、これまでの調査等により所在が明らかになっている遺跡（周知の遺跡）や古くから地域に伝えられてきた民俗芸能など歴史的・文化的資産が数多くあり、市民の貴重な財産として保護するとともに積極的な活用を図っていきます。

(1) 文化財保護と愛護の普及・啓発

【基本的な考え方】

本市を代表する史跡として 39 個の銅鐸が出土し 1 ヶ所からの出土数では全国最多となった「加茂岩倉遺跡」や、日本で唯一たたら製鉄に関連する施設が集落ごとに残されている「菅谷たたら山内」があります。また、古くから「旧大原郡家」の推定地として注目され、大型の柱穴群が見つかった郡垣遺跡は、古代出雲を考えるうえで重要な遺跡であり、市民にとって郷土の誇りです。

このような文化財を保存・整備することによって、市民に文化財保護の意識を喚起し、文化財愛護の普及・啓発に努めます。

＜主な取り組み＞

①加茂岩倉遺跡の整備と活用

- 平成 8 年に発見された加茂岩倉遺跡の銅鐸（平成 20 年に国宝に指定）は、平成 28 年、出土してから 20 年を迎えることとなります。
- この貴重な文化財について市民がさらに関心を高め、親しみを持つことができるよう、史跡の整備を行うほか、銅鐸を教材とする学習機会を提供する等、その活用を図ります。

②菅谷たたら山内の保存修理と活用

- 国指定の重要有形民俗文化財「菅谷たたら山内」は、各施設の腐食老朽化が著しいため、平成 24 年度から建物の保存修理工事を行っています。
- 高殿をはじめ各施設の工事を順次進めていく予定ですが、工事期間中も修理の状況を随時情報発信していくなど積極的な活用を図ります。
- 工事完了後の利活用について、十分な検討を行い効果的な活用を図っていきます。

③郡垣遺跡の活用

- 郡垣遺跡は、出雲国風土記に記されるとおり「斐伊村」へ移転する前の「旧大原郡家」の推定地として注目されていましたが、平成 18・19 年度に行った調査で規則的に並んだ大型の柱穴群が見つかり、「旧大原郡家」に係る遺構である可能性が高いことがわかりました。
- 今後も郡垣遺跡周辺の調査を継続的に進め、遺跡の性格を明らかにするとともに、遺跡の保存・活用を図っていきます。

（２）文化財、歴史資料の収集・整理と公開・活用

【基本的な考え方】

旧町村それぞれで収集・収蔵していた歴史資料等について、平成 22 年に設置した雲南市歴史資料収蔵センターへの集約等、資料の整理を進めてきました。今後はそれらの資料が効果的に活用されるよう、展示方法やそのための環境整備等を検討していきます。

＜主な取り組み＞

- 収集・整理を終えた歴史資料については、学校教育や市民を対象とした講座等におけるふるさとの歴史・文化の教材・資料として積極的な活用を図ります。
- 今後、民俗資料等についてさらに整理をすすめるとともに展示・公開に向けた施設・環境整備に努めます。

（３）埋蔵文化財の保存・活用

【基本的な考え方】

埋蔵文化財は文化財が土地に埋蔵されている状態の総称で、具体的には集落跡や古墳・城跡といった遺跡、そこから出土する土器・石器等の遺物が該当します。埋蔵文化財は、地域の豊かな歴史・文化をいきいきと物語るもので、市民共有の貴重な財産です。

その財産を後世にも伝えていけるよう、保存を図るとともに、ふるさと学習等において活用できるよう工夫していきます。

＜主な取り組み＞

- 大切な文化財が開発等によって不用意に失われたりしないよう、今後も周知の包蔵地に関する啓発や調査による記録保存に努めます。
- 埋蔵文化財に触れることは、我々の祖先と時代を超えて対話することであり、地域の歴史や文化の学習における親しみやすい教材として活用を図ります。

(4) 地域に根ざした民俗芸能等の継承

【基本的な考え方】

古くから地域に伝えられてきた神楽や踊り等の民俗芸能は、長い歴史と伝統の中から生まれた市民の財産であり、将来にわたり継承する必要があります。

学校教育の場においても、ふるさと教育の一環としてこれらの民俗芸能の体験活動が展開されており、民俗芸能を継承していく上で一助となっています。

こうした活動は、郷土への愛着や誇りを育むとともに、地域の活性化のためにも重要です。

<主な取り組み>

○各地域において民俗芸能の保存・継承活動に取り組まれています。今後も地域自主組織や関係機関と連携・協働し継承者への支援の充実に努めます。

9. 生涯にわたって親しむスポーツ活動の推進

近年、人々のスポーツに対するニーズは、少子・高齢化社会の到来や余暇時間の増大、価値観の多様化等の影響で、競技志向に加えて健康志向としても高まってきました。そして、健康で活力のある生活を送るためには、生涯にわたってスポーツに親しんでいくことが重要であると認識されるようになりました。

本市では、市民をあげて健康づくりに取り組む機運を高めるための道しるべとして、平成 26 年度に「うんなん健康都市宣言」を策定しました。

平成 24 年 3 月に策定された国の「スポーツ基本計画^{※43}」の今後目指すべき具体的な社会の姿として、「住民が主体的に参画する地域スポーツ環境の整備」が明記されています。政策目標としては、「住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図る。」とされています。

生涯にわたったスポーツ活動の推進は、明るく豊かで活力のある社会の形成へとつながり、市民一人一人の心身の健全な発達には欠かすことができないものであることから、今後もその振興を図っていきます。

また、市内では体育協会やスポーツ少年団、各種サークルなど、様々なスポーツ団体が活動を行っており、これらの団体の支援を引き続き行っていきます。

なお、市教育委員会では、教育基本計画と同期間となる今後 10 年間（平成 27 年度から平成 36 年度まで）の雲南市のスポーツ行政の振興を図ることを目的に、『雲南市スポーツ推進計画』をあわせて策定し、取り組んでいきます。

(1) 生涯スポーツ活動の充実

【基本的な考え方】

スポーツ活動は、幼児から高齢者まで幅広い年代で楽しむことができます。子どもから高齢者まで、市民の誰もが生涯にわたって、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことにより、健康で文化的な明るい生活が毎日送れるような環境づくりを進めていくことが必要です。

また、気軽に参加できるスポーツ活動は、個人の健康づくりとともに市民の交流を深めることにもつながり、人と人とのコミュニケーションづくりの場にもなります。

余暇時間を有効的に活用するためにも、今後、生涯スポーツ活動に対する市民の期待は大きいことから、生涯スポーツ活動の一層の充実に努めます。

※43 「スポーツ基本計画」

平成 23 年 6 月に制定された「スポーツ基本法」の具体的な計画として、平成 24 年 3 月に策定されました。この計画では、平成 24 年度から 10 年間のスポーツ振興の基本方針と、5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき 7 つの施策を示しています。

＜主な取り組み＞

① スポーツ推進委員によるスポーツ活動の振興

- スポーツ活動の振興のため、親子での遊びを中心とした教室や、スポーツ・レクリエーション活動の普及・推進など、「スポーツ推進委員^{※44}」を中心に進めていきます。
- スポーツ推進委員を対象とした各種研修会や養成講座を活用し、今後もその育成に努めます。

② 地域運動指導員との連携

- 市民の運動やスポーツの推進を図るためには、地域における取り組みが重要です。
- 「身体教育医学研究所うんなん」は、各地域で健康づくりリーダーとして市民に身近な立場で身体を動かすことの楽しさと大切さを伝える「地域運動指導員」を養成する研修を実施しています。市民が気軽に楽しみながら身体を動かすことを通じて健康づくりができるよう、身体教育医学研究所うんなんとの連携を強化します。

③ チャレンジデーの開催

- 日常生活の中に運動を取り入れる楽しさを知ってもらうことや、運動を通して健康づくりや仲間づくりをしてもらうことのきっかけづくりとして、本市では毎年5月の最後の水曜日に「チャレンジデー^{※45}」を行っています。
- 今後も健康づくり、仲間づくりにつながるよう全市をあげての取り組みとして継続していきます。

（2）幼児期の運動（遊び）の推進

【基本的な考え方】

幼児期は、身体を動かす多様な遊びを体験することで健全な心身を育む大切な時期です。子どもは、日常の遊びや生活、そして自然環境の中で、親子で一緒に遊びを体験することにより、心身の諸機能が総合的に発達していきます。今後、身体教育医学研究所うんなん等の関係機関と連携・協働し、幼児期における親子体験活動等の推進に努めます。

＜主な取り組み＞

- 平成 25 年度に作成した「雲南市幼児期運動プログラム＜理論編＞」に基づき、保育（遊び）の実践を推進していきます。
- 家庭や地域にも、幼児期から体を動かして遊ぶことの重要性等を理解してもらい、連携・協働して取り組むことができるよう、本市の幼児の現状や取り組み等について情報発信をしていきます。

（3）少年期・青年期のスポーツ活動の推進

【基本的な考え方】

スポーツ活動は、体だけでなく心の健やかな成長にも大きな役割を果たしています。体力面では、少年期は、多様なスポーツを体験する中で、スポーツ習慣や基礎的な体力を培っていく時期であり、青年期は、身体的な機能が最もピークに達し、スポーツ活動の進歩が著しい時期です。

※44 「スポーツ推進委員」

市民にスポーツの実技指導、スポーツに関する指導・助言を行うとともに、スポーツ振興の企画・コーディネーターとしての役割を担っており、平成 26 年度は、市教育委員会が任命した 43 名が在籍しています。

※45 「チャレンジデー」

毎年 5 月の最後の水曜日に、世界中で実施されている、住民参加型のスポーツイベントです。当日は人口規模がほぼ同じ自治体同士が、午前 0 時から午後 9 時までの間に、15 分以上継続して何らかの運動やスポーツをした住民の参加率を競い合います。

これらの時期は、子どもから大人へ身体が成熟する時期でもあります。精神的にも、スポーツ少年団活動や部活動を体験することで、心身の鍛錬を通して成長し、社会生活に適応していくための様々な能力が養われます。

そのため、子どもたちがこれらの時期にスポーツ活動に親しむことができるよう、その推進に取り組んでいきます。

＜主な取り組み＞

①子どもの体力の向上

- 国が行う「体力・運動能力調査（スポーツテスト）」によると、子どもの体力は、昭和 60 年頃から現在まで低下傾向が続いており、本県においても、全国調査同様の傾向が見られます。
- 子どもの体力を向上させるためには、単に身体的な体力向上を目指すのではなく、早寝早起きや、毎朝きちんと朝食を摂るといったような規則正しい生活習慣を獲得する取り組みも必要であることから、「早寝早起き朝ごはん」運動や「ノーメディアの日」等の取り組みを行います。
- 市健康福祉部や身体教育医学研究所うんなん等と連携・協働し、より良い生活習慣の定着も含む子どもの体力向上に向けた取り組みを推進します。

②スポーツ少年団活動の推進

- スポーツ少年団活動は、スポーツを通して互いに協力することや相手への思いやり、自ら考えて行動する能力などを習得することを目的としています。そのため、主となるスポーツ活動だけではなく、交流活動、学習活動、社会活動なども事業内容として取り組んでいます。
- 今後も活動を推進するため、市スポーツ少年団連絡協議会と連携しながら、指導者や保護者に対し、研修機会の提供や啓発活動を行っていきます。

③運動部活動への支援の充実

- 本市の中学校では運動部活動が盛んに行われていますが、生徒数の減少に伴う休止や教員定数の減少から、活動に支障が出ている部もあります。一方で、スポーツの多様化に伴い保護者から新たな種目の設置を要望される中学校もあります。このように、運動部活動は多くの課題を抱えています。
- こうした中、今後、技術の向上や指導者不足の解消を図るため、地域の指導者が中学校の部活動を支援する動きも出ており、市としてはこれらの動きを歓迎するとともに、国や県等と連携を図り、支援をしていきます。

④子どものスポーツ障害への対応の充実

- 本市では、平成 17 年度より「『運動器の 10 年』日本協会^{※46}」の事業として「学校における運動器検診体制の整備・充実モデル事業」を毎年実施しています。その結果、子どもや保護者の運動器についての正しい知識と理解が深まってきています。
- 島根県医師会や身体教育医学研究所うんなんでは「子どものスポーツ障害ハンドブック」を作成しており、それらを活用し、スポーツ指導者や保護者に正しく理解してもらえるよう、情報提供や研修等に努めます。
- 今後も島根県医師会や身体教育医学研究所うんなんとの連携を図りながら、子どもや保護者、指導者に対し、予防のためのストレッチングや、けがをした際の対処法、食事の重要性、成長期における運動器についての研修会等の実施など、子どものスポーツ障害への対応の充実に努めます。

※46 「『運動器の 10 年』日本協会」

「運動器」とは、身体活動を担う筋・骨格・神経系の総称であり、筋肉、腱、靱帯、骨、関節、神経（運動・感覚）、脈管系などの身体運動にかかわる様々な組織・器官によって構成されており、その機能的連合が運動器です。また、「運動器の 10 年」とは、皆が運動器と運動の大切さを知り、そのケガ・故障・病気を減らしていこうという世界的な運動のことです。

「『運動器の 10 年』日本協会」とは、こうした運動を達成するため運動器に関する教育・啓発活動や研究を行う組織です。

(4) 高齢者の体力増進に向けた取り組みの推進

【基本的な考え方】

近年、高齢化が進んでおり、地域力の衰退が危惧されていますが、高齢者がいきいきと元気に活躍することにより、地域はさらに活性化していきます。元気に活躍するためには、それを支える体力が必要です。

高齢になっても自分の力で元気に動けるよう、高齢者の運動推進が必要となっています。うんなん健康都市宣言では、生涯健康で生き生きと暮らしていくことを目指しており、今後は、スポーツ推進委員をはじめ、市健康福祉部や身体教育医学研究所うんなん等の関係機関と連携を図り、高齢者の体力増進に向けた取り組みを推進していきます。

<主な取り組み>

①指導者による取り組みの充実

○高齢者が自身の体力を認識し、今後の体力増進への意欲や関心を高めるため、スポーツ推進委員や地域運動指導員が中心となり、地域で高齢者の軽運動教室や体力測定、健脚度測定等を実施しています。今後もこれらの実践を継続し、高齢者の体力増進のための取り組みの充実に努めます。

②関係部局との連携・協働の強化

○高齢者の生きがいづくり・健康づくり事業を総合的に展開していくためには、市健康福祉部や身体教育医学研究所うんなんとの連携・協働が不可欠であり、今後より一層の連携・協働の強化に努めます。

③転倒予防の取り組みの充実

○高齢者が転倒し、負傷したことをきっかけに日常生活を制限されたり、その後、寝たきりへとつながったりすることがあります。このような状況を防ぐためには、日常生活における転倒予防に向けた取り組みが大切です。
○身体教育医学研究所うんなんと連携・協働し、高齢者の転倒予防教室をはじめ、ストレッチ、筋力低下を予防する運動、ウォーキング等を推進し、高齢者の転倒予防に関する取り組みの充実に努めます。

(5) 障がいのある人のスポーツの推進

【基本的な考え方】

一人一人が尊重され、ともに生きる共生社会の実現のためには、誰にでも自分のやりたいことができる環境や機会が保障されなければなりません。スポーツにおいても同様であり、広く人々がその関心や適性等に応じて参画できるようにしなければなりません。

また、スポーツ活動は、個人の健康づくりや市民の交流につながるだけでなく、スポーツを通じて社会参加をすることにも意義があります。身体障がい、知的障がいなど様々な障がいのある人もスポーツに取り組むことで、外出の機会が増えることや、参加者同士の交流などの効果が期待できます。

そのため、本市でも障がいの有無にかかわらず誰しもがスポーツに参画できるよう取り組みます。

<主な取り組み>

○平成25年度には「スペシャルオリンピックス島根」の事務局が市内で設立され、知的障がいのある人のスポーツ参加への取り組みが始められています。
○今後、障がいのある人がスポーツ活動に参加できるよう、また参加者に十分な指導ができるよう、スポーツ推進委員や市内の社会体育施設における専門的な知識を有する指導者とともに取り組みを進めていきます。

(6) 競技スポーツの振興

【基本的な考え方】

本市では、雲南市体育協会をはじめ各種スポーツ団体が、様々な競技スポーツに取り組んでいます。今後もこれらの団体が行うスポーツ教室や大会への支援、情報提供等の充実に努めます。

＜主な取り組み＞

①雲南市体育協会への活動支援

- 雲南市体育協会は、市民に最も身近な競技スポーツ団体として、各支部・事業部が様々な活動を実施しています。
- この協会が従来から開催している大会や競技力向上のための教室等に引き続き支援をしていきます。

②スポーツ指導者の養成と活用促進

- 多様化・高度化するスポーツ活動に対する市民のニーズに応えるにはスポーツ指導者の確保が必要であることから、市体育協会や各種スポーツ団体と連携を図り、高い技術・技能を有するスポーツ指導者の育成に努めます。
- トップアスリート等、全国レベルで活躍している一流選手を招聘し、市内スポーツ指導者のレベルアップを図ります。

③全国高等学校総合体育大会開催に向けた取り組み

- 平成28年度、当市の「さくらおろち湖」において、全国高等学校総合体育大会のボート競技が開催されることから、引き続き、その受け入れに向けて準備を進めます。
- そのリハーサル大会として平成27年度に「第8回全日本マスターズレガッタ大会」を同会場で開催し、ボート競技の普及と大会開催の機運の盛り上げに努めます。

(7) 総合型地域スポーツクラブ活動の促進

【基本的な考え方】

総合型地域スポーツクラブは、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」をキャッチフレーズに、地域住民が自主的・主体的に運営するスポーツクラブです。

スポーツ基本計画の政策目標として、「若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進」について明記されており、「出来るだけ早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）となることを目標とし、また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくことを目標とする。」とされています。

総合型地域スポーツクラブは、少子化によってスポーツ少年団のチームが組織できないことや、指導者不足の問題、「高齢者や障がいのある人で、自らスポーツに参加しにくい状況にある人をどう支援するのか」といった地域が抱えている問題を解決していく機能を持っています。

＜主な取り組み＞

- 現在、本市には大東、加茂、三刀屋にクラブが設立され、様々な活動が展開されています。今後、県教育委員会や県広域スポーツセンターの指導を受けながら、本市全域におけるクラブの設立に向け、取り組みを支援していきます。
- 現在活動中のクラブに対しても、継続的に事業が展開されるよう、様々な情報提供やクラブ間の交流活動等の促進に努めます。

- 運営の中心的な役割を担う「クラブマネージャー^{※47}」や「アシスタントマネージャー^{※48}」の配置においては、今後、市内全域でクラブを設立していくためにも、これら有資格者の養成を行いながら、指導者の確保に努めます。
- 各クラブが効率的に活用できる既存の市立体育施設（体育館）を活動拠点施設（クラブハウス）として位置づけ、クラブ運営の推進に努めます。

10. 社会教育施設の整備・運営

「いつでも、どこでも、だれでも」学習でき、その学習成果を生かすことができる生涯学習社会の実現のためには、学習・スポーツ・文化施設の整備を図るとともに、地域や学習者のニーズに対応した施設の運営に努める必要があります。今後も施設の整備・充実を図るとともに、その効果的な活用や運営に努めます。

（1）社会教育施設の整備

【基本的な考え方】

生涯学習社会の実現のため、市民一人一人が存在感、有用感を感じながら、自らの人生を豊かにするために、また、地域コミュニティが活性化するために、それぞれの立場で学び、役割を果たしていく上で、社会教育施設はその活動の拠点として機能しています。

拠点としての機能を確実に果たし、地域活動が活性化するように、首長部局とも連携して計画的な整備を行います。

＜主な取り組み＞

- 市内の学習・スポーツ・文化施設には経年や設備の老朽化により、修繕を要するものも多くあります。施設の状況や利用率、緊急度などを考慮し、優先順位をつけて計画的で効率的な整備・修繕に取り組みます。
- 「ラメール」「チェリヴァホール」「アスパル」「古代鉄歌謡館」など一定の規模を持つ文化・スポーツ施設の目的・機能・特徴を十分に発揮していくため、施設の整備・充実に努めます。

（2）地域（学習者）ニーズに対応した施設の運営

【基本的な考え方】

地域活動の活性化のためには、その拠点である社会教育施設が学習者のニーズに対応した利用しやすい運営に努めることが重要です。ニーズを把握し、より良い施設運営が行えるよう努めます。

＜主な取り組み＞

- 開館日や利用時間の弾力化や、利用しやすい料金の設定などを検討し、地域の実状に沿った運営ができる仕組みづくりに努めます。

※47 「クラブマネージャー」

総合型地域スポーツクラブ全体の経営管理（マネジメント）を行う立場にある人のことを指します。クラブの財政状況や会員数、活動プログラム、運営委員会と指導者、各種目別の活動状況などクラブ全体について把握している人のことです。

※48 「アシスタントマネージャー」

クラブ員が充実したクラブライフを送ることができるよう、クラブマネージャーを補佐し、クラブ経営のための諸活動をサポートする人のことです。

第3次雲南市教育基本計画に関連する主要データ

(1) 児童生徒数・就学前の子どもの数

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
合 計	5,822	5,659	5,464	5,408	5,319	5,156	5,039	4,900	4,851	4,731
0～5歳	2,084	2,016	1,896	1,874	1,878	1,809	1,761	1,715	1,716	1,670
0～2歳	988	948	916	906	900	870	843	828	834	795
3～5歳	1,096	1,068	980	968	978	939	918	887	882	875
児童数 (小学生)	2,420	2,361	2,297	2,300	2,244	2,190	2,111	2,034	2,028	1,946
生徒数 (中学生)	1,318	1,282	1,271	1,234	1,197	1,157	1,167	1,151	1,107	1,115

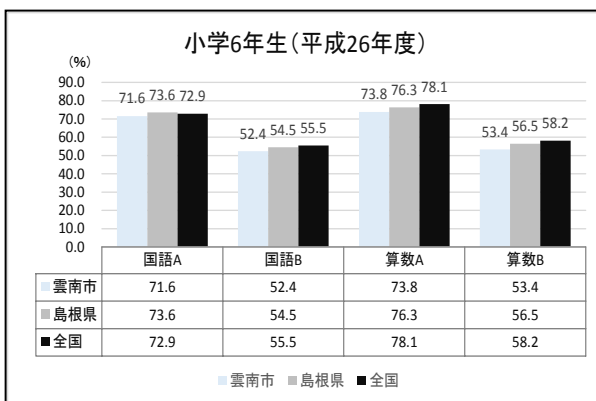
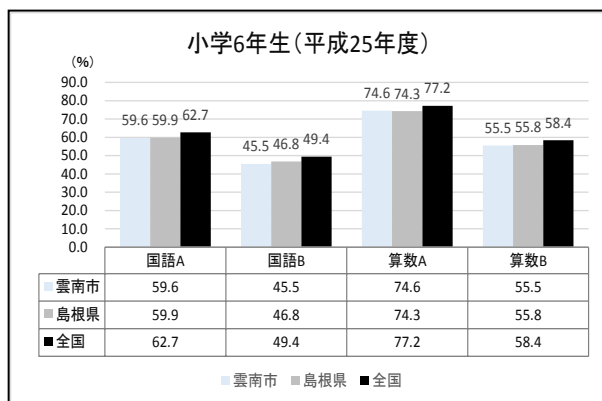
(資料：児童数・生徒数については教育委員会による集計(5月1日現在)。

0～5歳児については島根県「(推計人口)市町村・年齢(各歳)別人口(10月1日現在)」)

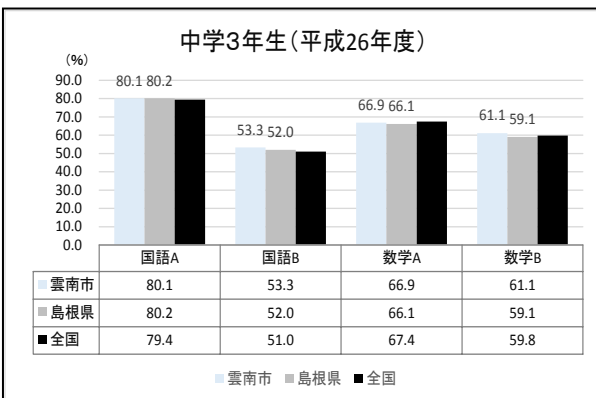
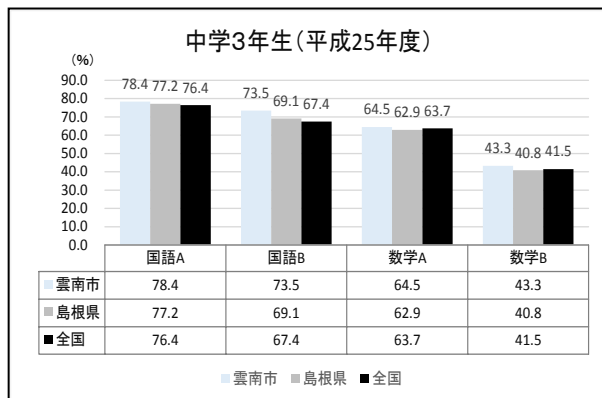
(2) 学校教育に関するデータ

○全国学力・学習状況調査の結果

・小学校6年生の結果

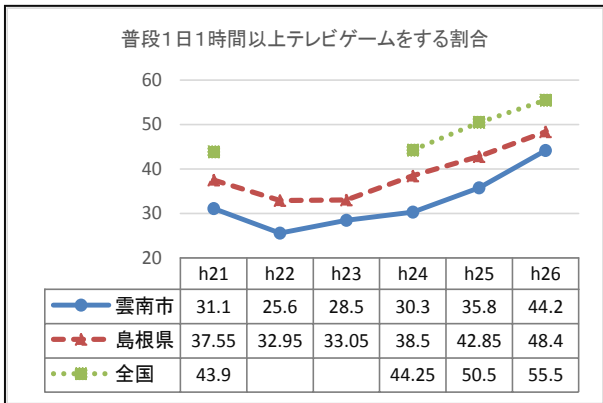
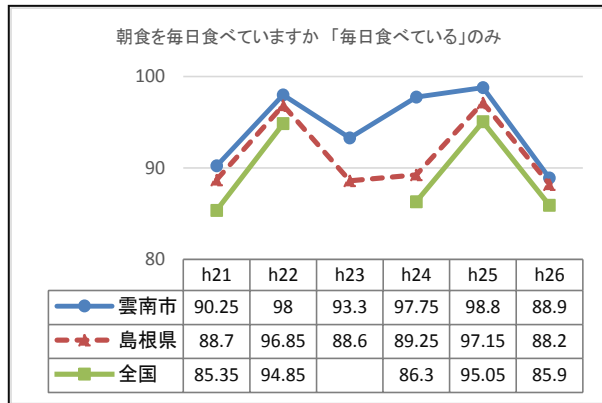


・中学校3年生の結果



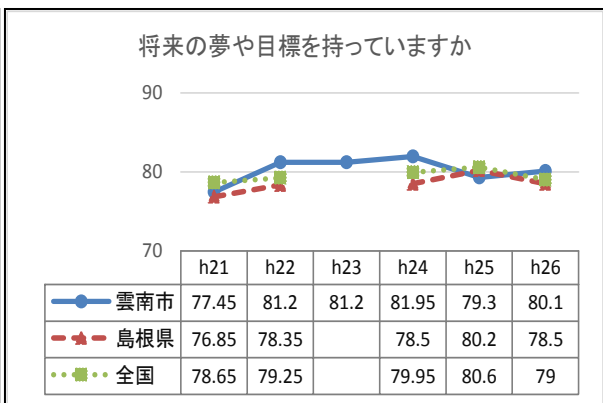
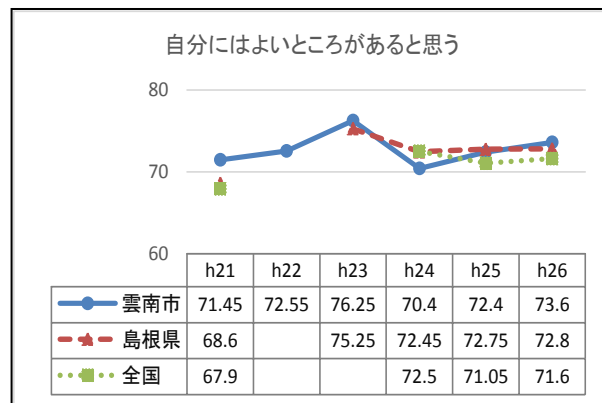
(資料：全国学力・学習状況調査(平成25年度及び26年度))

○生活習慣に関するデータ



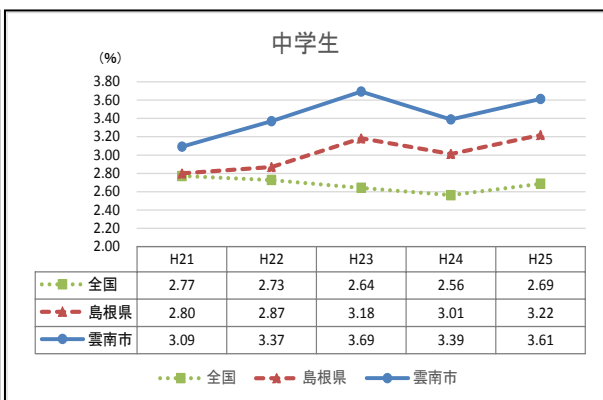
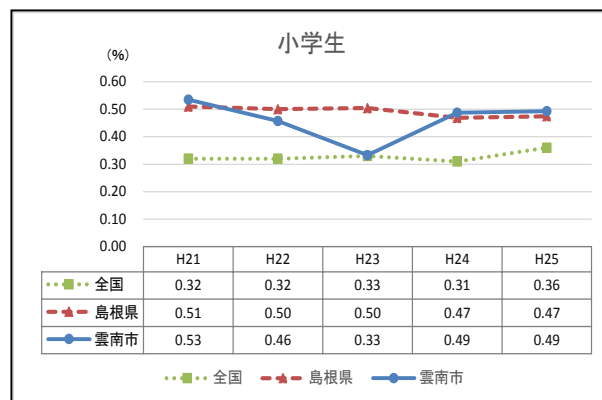
(資料：全国学力・学習状況調査及び雲南市生活実態調査)

○自己肯定感、将来の目標に関するデータ

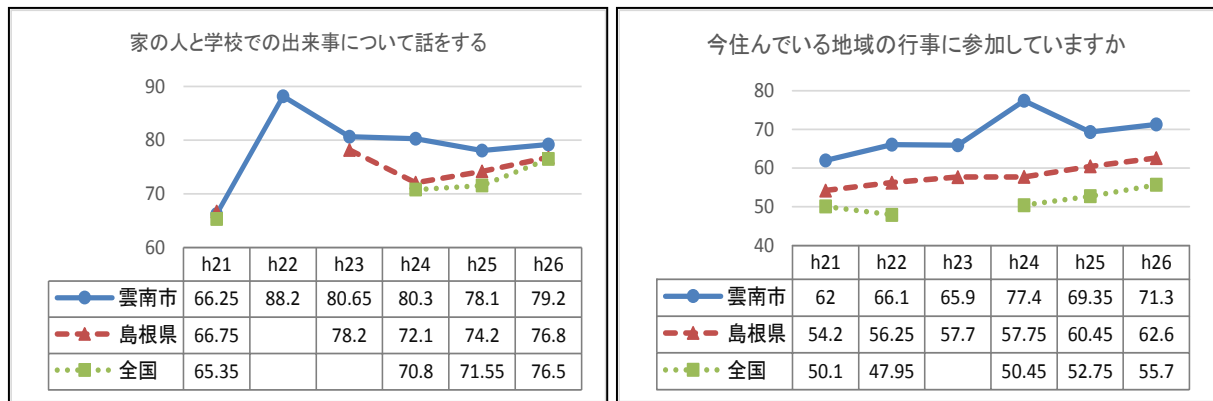


(資料：全国学力・学習状況調査及び雲南市生活実態調査)

○不登校に関するデータ



(3) 地域・家庭とのかかわりに関するデータ



(資料：全国学力・学習状況調査及び雲南市生活実態調査より)

関連データ	単位	H22	H23	H24	H25	出典
学校支援ボランティア延べ参加者数	人	25,912	25,920	19,535	19,050	市教育委員会調べ
「地域で地域の子どもを育てようとする活動をしている」と答えた市民の割合	%	25.7	25.2	27.5	27.9	市民アンケート
「雲南市は子育てしやすい環境であると感じる」と答えた市民の割合 (H24 まで)	%	51.1	49.0	51.4		市民アンケート
職場環境の視点から「雲南市は子育てしやすい環境であると感じる」と答えた市民の割合 (H25 以降)	%				41.0	市民アンケート
地域の視点から「雲南市は子育てしやすい環境であると感じる」と答えた市民の割合 (H25 以降)	%				47.0	市民アンケート
行政サービスの視点から「雲南市は子育てしやすい環境であると感じる」と答えた市民の割合 (H25 以降)	%				47.5	市民アンケート
「学校の勉強や活動で地域の人によくお世話になっている」と思う児童生徒の割合	%	79.4	88.3	90.5	90.7	生活実態調査
「地域との交流があると感じる」と答えた市民の割合	%	64.6	75.1	66.6	64.4	市民アンケート
放課後子ども教室開催日数(延べ)	日	3,252	3,252	2,969	2,425	市教育委員会調べ
「過去1年間に地域活動に参加したことがある」と答えた市民の割合	%	69.9	73.9	69.3	69.6	市民アンケート
職場体験学習の受け入れを行う民間企業数	数	180	150	170	160	市教育委員会調べ
市立図書館における絵本の読み聞かせ会実施数	回	89	91	96	95	市教育委員会調べ

(4) 生涯学習に関するデータ

関連データ	単位	H22	H23	H24	H25	出典
「自らの教養を高めるために日頃から学習活動を行っている」と答えた市民の割合	%	39.6	34.2	35.5	36.2	市民アンケート
「市の生涯学習環境に満足している」と答えた市民の割合	%	38.9	43.1	37.5	39.4	市民アンケート
「交流センターが地域にとって活動しやすい拠点となっていると感じる」と答えた市民の割合	%		64.3	68.6	65.1	市民アンケート
「地域の課題を地域で主体的に解決できていると感じる」と答えた市民の割合	%	57.1	47.4	45.5	46.0	市民アンケート
補導人数	人	40	52	62	50	雲南警察署生活安全課 「少年補導うんなん」
市立図書館(3館)の蔵書数	冊	125,581	134,225	137,500	141,675	市教育委員会調べ
市立図書館(3館)の図書貸し出し冊数	冊	128,823	153,910	162,840	157,460	市教育委員会調べ
レファレンス件数(市立図書館)	件	2,701	3,376	4,007	4,259	市教育委員会調べ
「ご自身が過去1年以内に差別や人権を侵害されたことがあると感じた」と答えた市民の割合	%	18.1	16.6	11.2	15.0	市民アンケート
「過去1年以内に他人の人権を侵害してしまったと感じたことがある」と答えた市民の割合	%	9.5	8.3	3.6	4.8	市民アンケート
「男女が平等に扱われていると感じる」と答えた市民の割合	%	53.5	51.0	51.4	60.5	市民アンケート
「雲南市の歴史遺産や地域文化に関心がある」と答えた市民の割合	%	59.5	57.3	59.4	52.2	市民アンケート
「過去1年間に市の歴史遺産や文化財、地域文化を見たり触れたりしたことがある」と答えた市民の割合	%	50.7	44.3	48.0	45.4	市民アンケート
「地域文化を次世代に伝える活動をしている」と答えた市民の割合	%	7.5	6.3	7.5	7.2	市民アンケート
チャレンジデーの市民の参加率 (参加者数)	% (人)	52.6 (22,986)	—	54.4 (23,083)	58.5 (24,571)	市教育委員会調べ ※H23は東日本大震災の影響により開催せず
「週1回以上(1回30分以上)スポーツや運動をしている」と答えた市民の割合	%	37.4	35.5	37.1	38.5	市民アンケート
「雲南市のスポーツ環境が整っていると感じる」と答えた市民の割合	%	38.3	34.2	38.0	35.7	市民アンケート
「日常的に健康づくりに取り組んでいる」と答えた市民の割合	%	64.6	66.5	63.4	62.0	市民アンケート

平成26年6月20日

雲南市教育基本計画策定委員会 委員長 様

第3次雲南市教育基本計画の策定について（諮問）

表題の件について、下記の理由を付して諮問します。

雲南市教育委員会
教育長 土江 博昭

記

（理由）

雲南市では平成16年11月の町村合併及び新市の発足直後から、新市の教育理念や基本施策等を示す「雲南市教育基本計画（以下『第1次計画』）」を策定し、「ふるさとを愛し、心豊かでたくましく、未来を切り拓く、雲南市の人づくり」を教育基本目標として特色ある教育施策を推進してきたところです。

第一次計画では、学校教育、社会教育、家庭教育の協働の観点から、「学校支援地域本部事業」を導入し、学校を開かれたものにしていくとともに、「ふるさと学習」等において地域資源を活用する取組を行ってきました。

これを受けて策定された現行の「第2次雲南市教育基本計画（以下『第2次計画』）」では、平成21年度から本格実施された「『夢』発見プログラム」を中心として、「キャリア教育」を重要施策として位置付け、その中で学校教育、社会教育、家庭教育それぞれの役割を明確化すると同時にその協働を一層推進するよう取り組んでまいりました。

その間、国も「第2期教育振興基本計画」を策定し、目指すべき社会の方向性として『自立』『協働』『創造』の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会」を打ち出し、その実現のための教育行政の4つの基本的方向性の一つに「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」を掲げ、社会全体での教育の推進を進めていくこととしました。それはまさに、社会の多様な人々・考え方に触れ、自身の在り方や将来について考えていくというキャリア教育の考え方が反映されているものにほかなりません。

雲南市の行ってきた取組は、この方向性の先駆けとなる、全国にも誇るものとなっています。

しかしながら、我が国を取り巻く環境は急速に変化しており、教育においても不断の見

直しが求められています。国は上述の「第２期教育振興基本計画」の中で、「我が国を取り巻く危機的状況」として「少子化・高齢化の進展」「グローバル化の進展」「雇用環境の変容」「地域社会・家族の変容」「格差の再生産・固定化」「地球規模の課題への対応」を挙げています。

本市においても上記の状況は例外ではありません。特に雲南市の高齢化率は、平成２２年度国勢調査の結果によると３２．９％となっており、全国平均を上回っています。また、社会の不安定さを反映するように、生活実態調査では自尊感情が低く、将来の夢や希望が持てない児童生徒の割合も高くなっています。また、社会の多様化、価値観の多様化に加え、格差の拡大による貧困や生活環境の悪化等によって、子供たちの持つ背景は複雑化しています。

こうした状況の中にあっても、教育委員会として教育の機会均等を確保するにとどまらず、誰もが学びやすい環境を整えていくことが肝要であると考えます。さらには、子供たち一人一人には、このような先の見えない不確かな社会状況や山積する課題があっても、そこから目を背けることなく、友人や周囲の人々、地域社会、世界の人々と助け合い、課題を解決しようとする意欲やそのための創造力、その基盤となる知識を身につけてもらうことができるよう、取り組んでいくべきと考えます。

本年は、本計画の最終年度となっており、以上のことを踏まえつつ、未来に向けての一層の取組みを推進するため、本計画の見直し及び本市教育の在り方について、ご提示いただきますようお願いいたします。

特に、以下の視点を踏まえた計画となるよう、各部会において御審議をお願いいたします。

(１) キャリア教育の一層の推進

国の示す「我が国を取り巻く危機的状況」にあるように、社会のありようが大きく変化している中で、自立し、たくましく生きる力が子どもに限らず全ての人に求められており、自身の将来や生き方を真剣に考える力を誰しもが身につける必要があること。

(２) 全ての人にとって学びやすい環境の構築

誰もが強く生きぬく力を養うには、それを実現できる生涯学習社会を作ることが一層求められており、自身の状況に応じて適切な指導を受けることができる支援体制、人々の意識を含めた社会の在り方を検討する必要があること。

(3) 英語教育・英語活動の充実

グローバル化したこの社会の中で、世界中の人々となつがり、幅広い視野を持って物事を考えることができる人材の育成が求められていることに關し、その手段としてますます英語教育の重要性が高まっていること。

(4) 幼児教育・保育の充実、小中学校との連携強化

これまで分離していた幼児教育と保育の在り方が、「幼保連携型認定こども園」という形で解消されることが期待されており、幼児教育と保育が互いに補完しあいながら、幼児期の子どもたちに質の高い環境を整える必要性があること。

また、各学校段階への入学時に生じるつまずきから起こる様々な問題の改善のため、各段階へのスムーズな移行が求められていること。

それぞれの部会では、上記4つの視点に關して具体的には次のことを中心に御議論をお願いいたします。

【義務教育部会】

- (1) 『『夢』発見プログラム』を中心としたキャリア教育の一層の推進、高校生、大学生との斜めの関係の構築
- (2) 「わかる授業」の実現に向けたユニバーサルデザインを意識した授業の在り方の検討及び学校の体制の在り方、保護者への支援の在り方
- (3) 英語教育・英語活動の質の向上と外部講師との連携強化
- (4) 就学前児童の、小学校へのスムーズな移行

【社会教育部会】

- (1) キャリア教育における学校との協働の強化、地域人材の活用
- (2) 生涯学習社会の実現に向けた、誰もが学習しやすい環境の構築
- (3) 地域人材や外部講師の活用及び社会、家庭での英語との接し方
- (4) 地域や社会で子どもを見守る体制の推進

【幼児教育部会】

- (1) 幼児期に身につけたい力に關する情報提供の積極的推進、子育て世帯への支援
- (2) 特別な支援を要する幼児への支援体制の在り方、保護者への支援の在り方
- (3) 幼児期からの言語活動としての英語活動の在り方
- (4) 地域の子育て拠点としての幼稚園、保育園及び幼保連携型認定こども園の在り方及び小学校との連携の在り方

以上を踏まえ、自由闊達な議論を通じ、本市教育の未来を見据えた方針をご提示いただきたく存じます。

第3次雲南市教育基本計画策定の経過

期 日	会議等の内容
5月26日	策定要綱・策定委員会設置要綱の承認（市教育委員会定例会）
～6月18日	策定委員の人選、公募
6月30日	策定委員の決定（市教育委員会定例会）
6月20日	第1回策定委員会全体会（兼第1回部会）の開催 ・委嘱状の交付 ・諮問書の提出 ・策定方針・手順等の説明 ・正副委員長、各部会長の選出 ・全体会審議（基本的事項について） ・部会の振分（幼児教育部会、義務教育部会、社会教育部会） ・部会討議（第2次計画の成果と課題について）
7月 7日	第2回社会教育部会の開催 ・基本項目について協議
7月22日	第2回義務教育部会の開催 ・諮問事項について協議
7月29日	第2回幼児教育部会の開催 ・現行計画の成果と課題について協議
8月26日	第3回義務教育部会の開催 ・諮問事項について協議
8月28日	第3回幼児教育部会の開催 ・基本項目について協議 → 決定
9月 8日	第3回社会教育部会の開催 ・計画案（振興方策）について協議
10月1日	第1回代表者会の開催 ・各部会の進捗状況について報告 ・部会間調整等 ・文章化にあたっての記述方法の検討 → 了承
11月11日	第4回社会教育部会の開催 ・計画案（振興方策）について協議→決定
11月13日	第4回義務教育部会の開催 ・計画案（振興方策）について協議→決定

期 日	会議等の内容
1 1 月 2 0 日	第4回幼児教育部会の開催 ・計画案（振興方策）について協議→決定
1 2 月 4 日	第2回代表者会の開催 ・計画案（全体）について協議
1 2 月 1 6 日	第2回全体会の開催 ・計画案（全体）について協議 →策定委員会としての計画案（最終）の承認
1 2 月 2 4 日	市教育委員会定例会において報告
1 月 2 1 日	市議会 教育民生常任委員会において報告
1 月 2 1 日 ～2 月 2 1 日	計画案（最終）に関するパブリックコメント（意見募集）の実施
～2 月 2 5 日	パブリックコメント（意見募集）により提出された意見等を参考に計画案の修正
2 月 2 6 日	市教育委員会定例会において修正案の報告 → 承認

雲南市教育基本計画策定委員会条例

平成26年3月26日

条例第16号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、雲南市の教育振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育基本計画」という。）を策定するため、雲南市教育基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の求めに応じ、教育基本計画の策定について必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、30人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募により選出する者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成27年3月31日までとし、教育基本計画の策定が終了したときは、解任されるものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、特別な事項を調査研究するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部員（以下「部員」という。）は、委員長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、当該専門部会の会務を総理し、当該専門部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該専門部会に属する部員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（委員の服務）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第10条 委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（条例の失効）

- 2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

（招集の特例）

- 3 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

第3次雲南市教育基本計画策定要綱

1. 第3次教育基本計画（教育基本計画改定）の趣旨

雲南市教育委員会では、平成16年11月の町村合併後直ちに新市の教育理念、教育施策等を示すため「雲南市教育基本計画（以下『第1次計画』）」を、平成17～21年度までの5ヶ年を計画期間とし、策定した。

この間、基本目標である「ふるさとを愛し、心豊かでたくましく、未来を切り拓く、雲南市の人づくり」を具現化する様々な取組が、学校教育、社会教育、家庭教育の場において実践されてきた。

続く第2次雲南市教育基本計画（以下『第2次計画』）」では、平成22年度～26年度までの5ヶ年を計画期間とし、平成21年度より本格実施した『『夢』発見プログラム』を中心としたキャリア教育の視点に立ち、学校教育、社会教育、家庭教育による協働をさらに推進していくことを目標とし、実践してきた。

今回の「第3次雲南市教育基本計画（以下『第3次計画』）」の策定にあたっては、基本理念を継承しつつ、これまで2期にわたる計画での成果や課題を抽出・検討したうえで、今後の振興方策を示していくものである。

2. 第3次計画の性格

- (1) 学校教育はもとより、家庭や地域における教育、文化、スポーツの振興について、本市教育の進むべき方向やその実現に必要な施策を明らかにするものである。また、第3次計画は、教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体における教育振興基本計画に位置づけられるものである。
- (2) 雲南市総合計画との整合性を保ちながら、これを推進する役割を果たすものである。
- (3) 本市教育行政の方向と施策を広く市民に示すことによって、理解と協力、参画を求めるものである。また、国、県に対しては、支援を要請し、学校・関係団体に対しては、教育委員会と一体的となって施策の推進を期待するものである。

3. 第3次計画の目標年次

平成27年度から平成31年度までの5ヶ年計画とする。

4. 第3次計画の策定の期間

平成26年5月1日から平成27年3月31日までの期間とする

5. 第3次計画策定の推進体制

- (1) 第3次雲南市教育基本計画策定委員会（以下「本委員会」条例は別に定める）の設置

- ①本委員会は、教育委員、市立小中学校長・幼稚園長、P T A代表、社会教育委員等社会教育関係者、市民代表、学識経験者、その他各種関係機関代表者から構成し、委員の互選により委員長を決定する。
- ②本委員会には、委員全員で協議する全体会のほか、計画内容について具体的に協議する部会（幼児教育部会、義務教育部会、社会教育部会）、各部会間の調整等を行う代表者会を設ける。
- ③全体会及び代表者会の事務局を教育総務課、幼児教育部会及び義務教育部会の事務局を学校教育課、社会教育部会の事務局を社会教育課が担当する。また、策定全般について、教育総務課が担当することとする。

（２）関係者からの意見聴取

- ①第３次計画策定にあたっては、校長協議会、幼稚園長会、市P T A連合会等の意見をこの計画に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- ②必要に応じて市長事務部局の意見を聞くものとする。
- ③最終計画案について、パブリックコメント制度を活用して市民に対して広く周知し、意見を聴取するものとする。

６．その他

この要綱に定めるもののほか、第３次計画策定に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成２６年４月２５日から施行し、第３次計画の策定を持って廃止する。

第3次雲南市教育基本計画策定委員会委員名簿

委員役職	氏 名	所属・役職
委員長（義務教育部会）	三 島 修 治	島根大学教育学部附属教師教育研究センター特任教授
副委員長（義務教育部会）	名 和 田 清 子	島根県立大学短期大学部 健康栄養学科長
委員（義務教育部会長）	足 立 隆 志	雲南市立加茂小学校長
委員（幼児教育部会長）	藤 原 洋 子	のぞみ保育設計研究所 研究アドバイザー
委員（社会教育部会長）	三 木 弘 道	雲南市社会教育委員
委員（義務教育部会）	景 山 充 子	元雲南市教育委員会学校教育課主任指導主事
委員（義務教育部会）	景 山 明	雲南市立木次中学校長
委員（義務教育部会）	小 村 訓 司	雲南市PTA連合会長
委員（義務教育部会）	勝 部 由 紀 夫	雲南市立吉田中学校長
委員（義務教育部会）	長 澤 幸 子	雲南市立大東小学校長
委員（義務教育部会）	陶 山 頼 子	雲南市立三刀屋教育相談センター ふぁーすと 相談員
委員（幼児教育部会）	飯 石 桂 子	雲南市立三刀屋幼稚園長
委員（幼児教育部会）	岡 田 猛	雲南市幼稚園PTA連合会長
委員（幼児教育部会）	田 中 敬 子	雲南市立加茂幼稚園長
委員（幼児教育部会）	力 石 純 子	社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会 福祉のまちづくり促進センター地域福祉推進係長
委員（社会教育部会）	河 口 裕 子	雲南市立木次図書館 主幹
委員（社会教育部会）	陰 山 義 広	株式会社キラキラ雲南 常務取締役
委員（社会教育部会）	加 藤 勇	雲南市スポーツ推進委員協議会長
委員（社会教育部会）	高 木 千 織	雲南市民生児童委員協議会主任児童委員
委員（社会教育部会）	石 橋 健 一	掛合町地域自主組織連絡会議 会長
委員（社会教育部会）	石 飛 安 弘	市民代表（公募）
事務局	土 江 博 昭	教育長
事務局	小 山 伸	教育部長
事務局	高 野 正 次	統括監
事務局（総括）	加 納 忠 夫	教育次長（兼教育総務課長）
事務局（庶務）	小 江 謙 太 郎	教育総務課 総務・給食グループ 主任主事
事務局（幼児・義務教育部会）	山 崎 修	学校教育課長
事務局（幼児教育部会）	細 木 皇 宏	学校教育課 指導・支援グループ 主幹
事務局（義務教育部会）	落 部 千 英	学校教育課 指導・支援グループ 副主幹
事務局（幼児教育部会）	川 本 則 男	学校教育課 指導・支援グループ 指導主事
事務局（義務教育部会）	堀 江 亮 次	学校教育課 義務教育グループ 副主幹兼社会教育主事
事務局（社会教育部会）	景 山 修 二	社会教育課長
事務局（社会教育部会）	嘉 本 史 紀	社会教育課企画官
事務局（社会教育部会）	上 田 浩	人権教育室長（兼人権推進室長）
事務局（社会教育部会）	郷 原 絹 代	社会教育課 社会教育グループ 主幹
事務局（社会教育部会）	伊 藤 慶	社会教育課 社会教育グループ 主幹



第 3 次雲南市教育基本計画

編集・発行	雲南市教育委員会
住 所	〒699-1392 島根県雲南市木次町木次1013-1
電話・FAX	0854-40-1071、0854-40-1029
電子メール	kyouikusoumu@city.unnan.shimane.jp
発行年月	平成27年3月